

第7期川崎市地域福祉計画（案）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

本計画（案）は、令和5年11月初旬時点の内容のものであり、令和6年3月の策定（改定）に向けて、川崎市社会福祉審議会地域福祉分科会やパブリックコメント、庁内協議等の意見を踏まえ、一部内容や表現が変更となる場合があります。

川崎市

目次

第1章 計画策定の趣旨と地域福祉を取り巻く動向	1
1 計画策定の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
2 地域福祉を取り巻く動向	5
(1) 人口の推移・世帯の状況	5
(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計	11
(3) 地域活動に関する状況等	13
(4) その他の関連統計	15
3 川崎市における地域福祉に関する実態調査	17
(1) 令和4年度川崎市地域福祉実態調査	17
(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象	17
(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態	17
第2章 川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組	25
1 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	27
(1) 社会環境の変化	27
(2) 策定の背景	27
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	29
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	30
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	30
(2) 取組の推進イメージ	30
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性	31
3 地域包括ケアシステム構築に向けた主な関連する取組	32
(1) 地域共生社会の実現に向けた動向	32
(2) こども政策に関する国の動向等	33
(3) これからのコミュニティ施策	34
(4) 再犯防止に向けた取組～川崎市再犯防止推進計画～	35
(5) かわさきパラムーブメントの取組	36
(6) SDGs（持続可能な開発目標）の取組	37

第3章 地域福祉の推進に向けた今後の取組の方向性	39
1 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿.....	41
（1）地域福祉とは.....	41
（2）地域福祉の対象者と担い手.....	42
（3）令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿.....	42
2 第7期計画期間における施策の方向性.....	44
（1）これまでの計画の進捗状況と課題.....	44
（2）第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題.....	47
（3）計画の基本理念・目標.....	52
（4）包括的な支援体制づくりの推進.....	54
（5）地域福祉計画推進における圏域の考え方.....	56
（6）第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	60
3 第7期計画の実施状況の点検・見直し.....	62
第4章 市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり	63
1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成.....	65
（1）地域包括ケアに関する情報提供の充実.....	65
（2）誰もが参加できる健康・いきがづくり.....	67
（3）地域福祉活動への参加の促進.....	70
2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現.....	76
（1）地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備.....	76
（2）誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備.....	79
（3）活動・交流の場づくり.....	81
3 多様な主体の活躍によるより良い支援の実現.....	84
（1）市民・事業者・行政の協働・連携.....	84
（2）ボランティア・NPO法人等の支援.....	88
（3）地域見守りネットワークの推進.....	91
（4）災害時の福祉支援体制の構築.....	93
4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現.....	97
（1）包括的な相談支援ネットワークの充実.....	97
（2）保健・医療・福祉の連携.....	100
（3）保健・福祉人材等の育成.....	102
（4）虐待への適切な対応の推進.....	105
（5）様々な困難を抱えた人への自立支援の取組.....	108
（6）ひきこもり支援、自殺対策等の推進.....	113
5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築.....	114
（1）誰ひとり取り残さない支援体制づくり.....	114
（2）社会福祉協議会との協働・連携.....	117
（3）総合的な施策展開に向けた連携体制の構築.....	118

**計画策定の趣旨と
地域福祉を取り巻く動向**

第1章

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

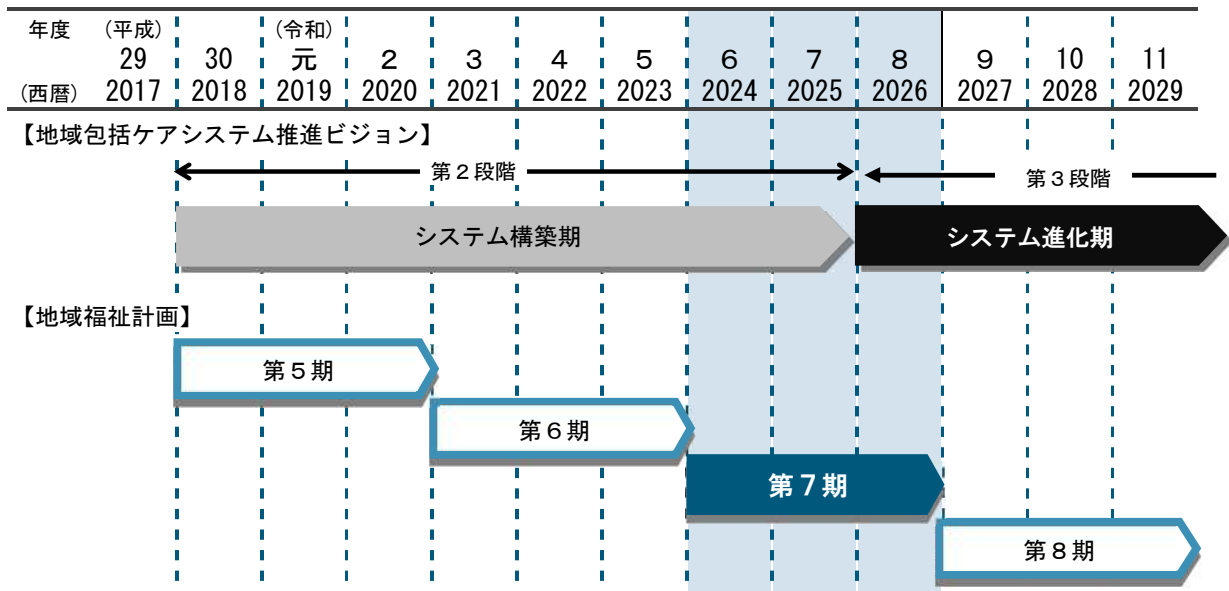
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項各号）の実施に関する事項

本市では、平成16（2004）年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。また、第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、川崎市地域福祉計画とともに各区が「地域福祉計画」を策定し、川崎市社会福祉協議会においても、各区の取組を包含した「地域福祉活動計画」を策定することから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

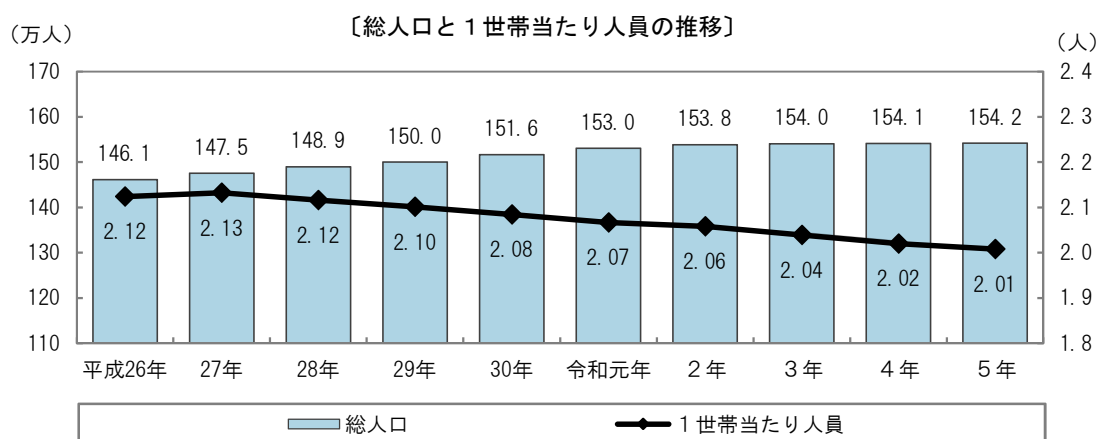
今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン(以下、「推進ビジョン」という。)」(27ページ以降参照)の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

2 地域福祉を取り巻く動向

(1) 人口の推移・世帯の状況

① 総人口と1世帯当たり人員の推移…令和5（2023）年4月現在、154.2万人

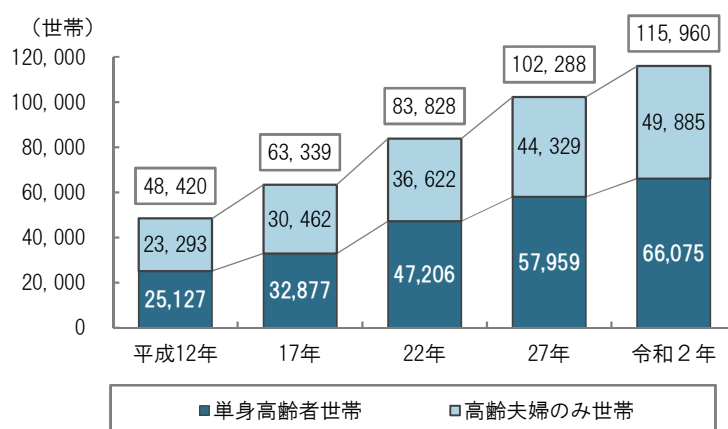
本市の人口は、平成29（2017）年に150万人を超え、その後も増加を続けています。令和5（2023）年4月現在154.2万人となっており、平成26（2014）年から約8万人増加しています。一方、1世帯当たり人員は平成27（2015）年以降、減少傾向にあります。



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」
 (各年10月1日現在、令和5（2023）年は4月1日現在)

② 単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯の推移…単身高齢者世帯及び高齢夫婦のみ世帯ともに増加しており、合わせて11.6万世帯となっている

〔単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯数の推移〕

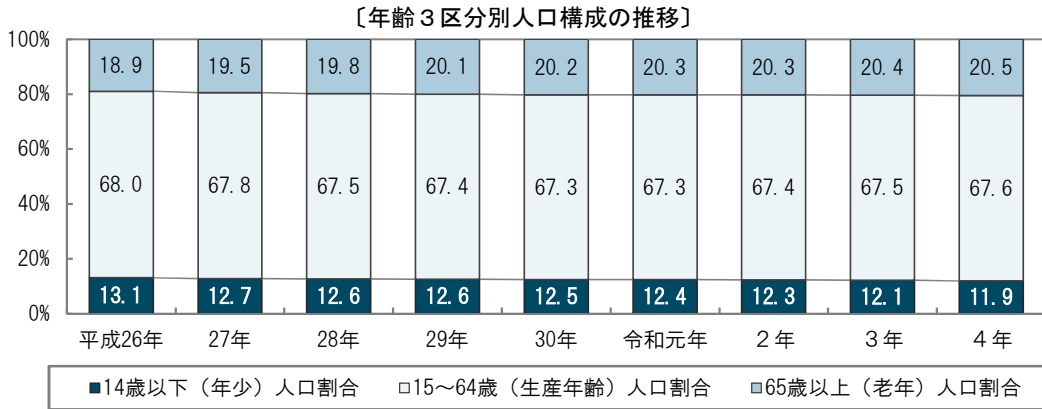


65歳以上のひとり暮らし高齢者、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は増加しており、令和2（2020）年の国勢調査では、合わせて11.6万世帯となっています。

資料：国勢調査

③ 年齢3区分別人口構成の推移…65歳以上の老年人口割合は増加傾向

年齢3区分別人口*構成は、65歳以上の老年人口割合が上昇を続け、令和4（2022）年10月1日現在20.5%となり、平成26（2014）年から1.6ポイント高くなっています。

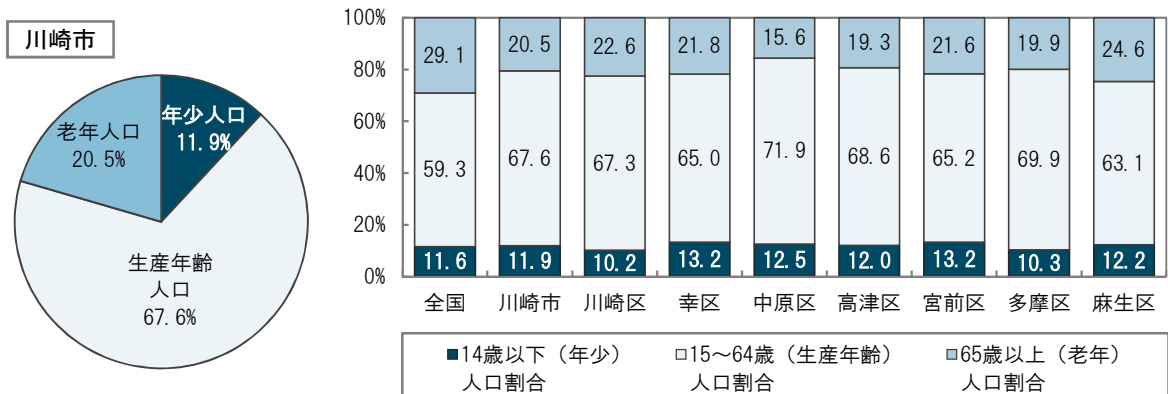


資料：川崎市統計情報「長期時系列データ（人口）」（各年10月1日現在）

④ 区別年齢3区分別人口構成…老年人口割合は麻生区、年少人口割合は幸区と宮前区、生産年齢人口割合は中原区が最も高い

年齢3区分別人口構成を区別に見ると、老年人口割合の最も高いのは麻生区、年少人口割合が最も高いのは幸区と宮前区、生産年齢人口割合が最も高いのは中原区となっています。全国と比べると、川崎市は年少人口、生産年齢人口割合が高く、老年人口割合が低くなっています。

〔年齢3区分別人口構成（全国、川崎市、7区別）〕



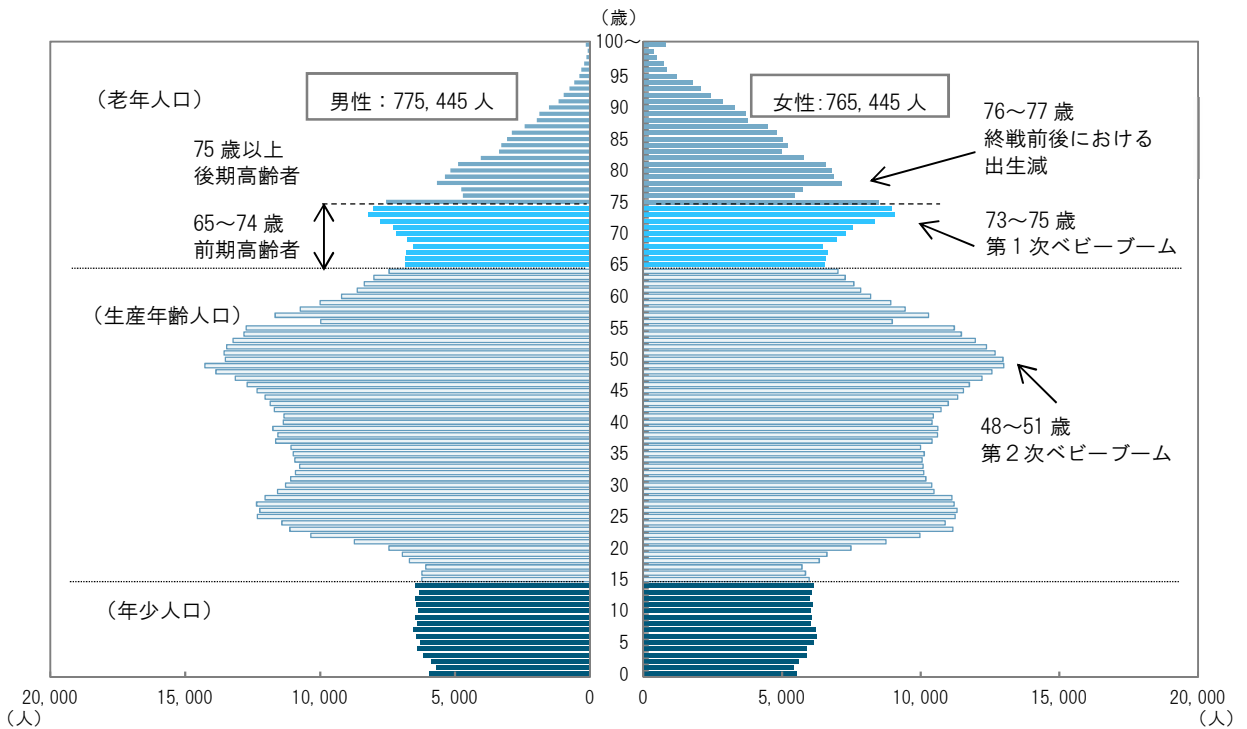
資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（令和4（2022）年10月1日現在）

*年齢3区分別人口：14歳以下の人口を年少人口、15～64歳の人口を生産年齢人口、65歳以上の人口を老年人口とします。

⑤ 人口ピラミッド…「48～51歳」を中心に、生産年齢人口が多い

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは、「48～51歳」を中心とした張り出しが大きく、生産年齢人口が多いことが特徴となっています。

〔人口ピラミッド〕



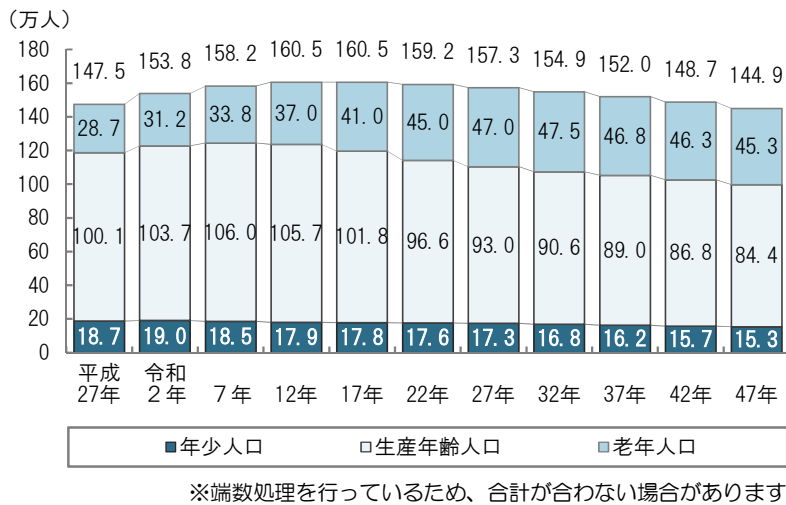
資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（令和4（2022）年10月1日現在）

令和2（2020）年の国勢調査においても、大都市（政令指定都市と東京都区部）のうちで最も平均年齢が若い都市であり、生産年齢人口割合は東京都区部に次いで高く、老年人口割合は最も低くなっています*。また、男性が女性の人口を上回っています。

*令和2（2022）年国勢調査結果 平均年齢：川崎市43.7歳、横浜市46.4歳、東京都区部44.8歳
 生産年齢人口割合：川崎市67.1%、横浜市63.0%、東京都区部67.2%
 老年人口割合：川崎市20.2%、横浜市25.0%、東京都区部21.5%

⑥ 将来推計人口…総人口のピークは令和12(2030)年の160.5万人

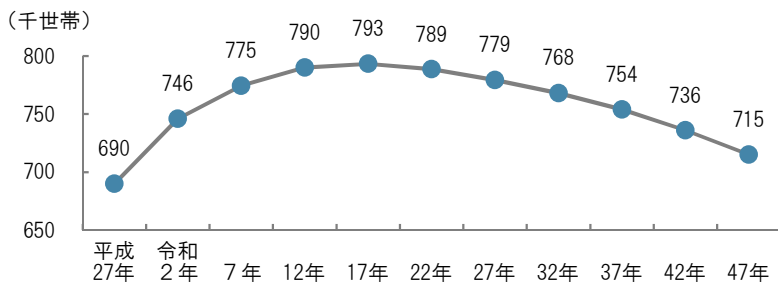
[年齢3区分別推計人口]



令和4(2022)年2月の「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」によると、総人口は、令和12(2030)年頃に160.5万人となりピークを迎えると推計されています。

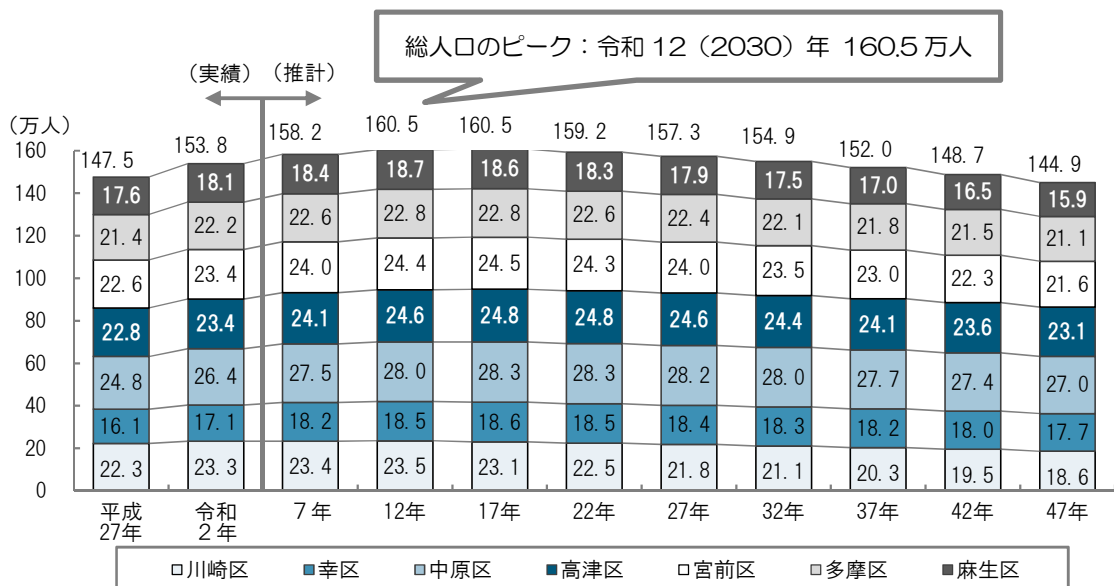
年少人口は令和2(2020)年頃、生産年齢人口は令和7(2025)年頃をそれぞれピークとして減少に転じ、老年人口は当面増加を続け、令和32(2050)年頃にピークを迎えると推計されています。

[一般世帯数推計]



一方、一般世帯数は今後増加を続け、令和17(2035)年頃に79.3万世帯となり、それ以降は減少過程に移行すると想定されています。

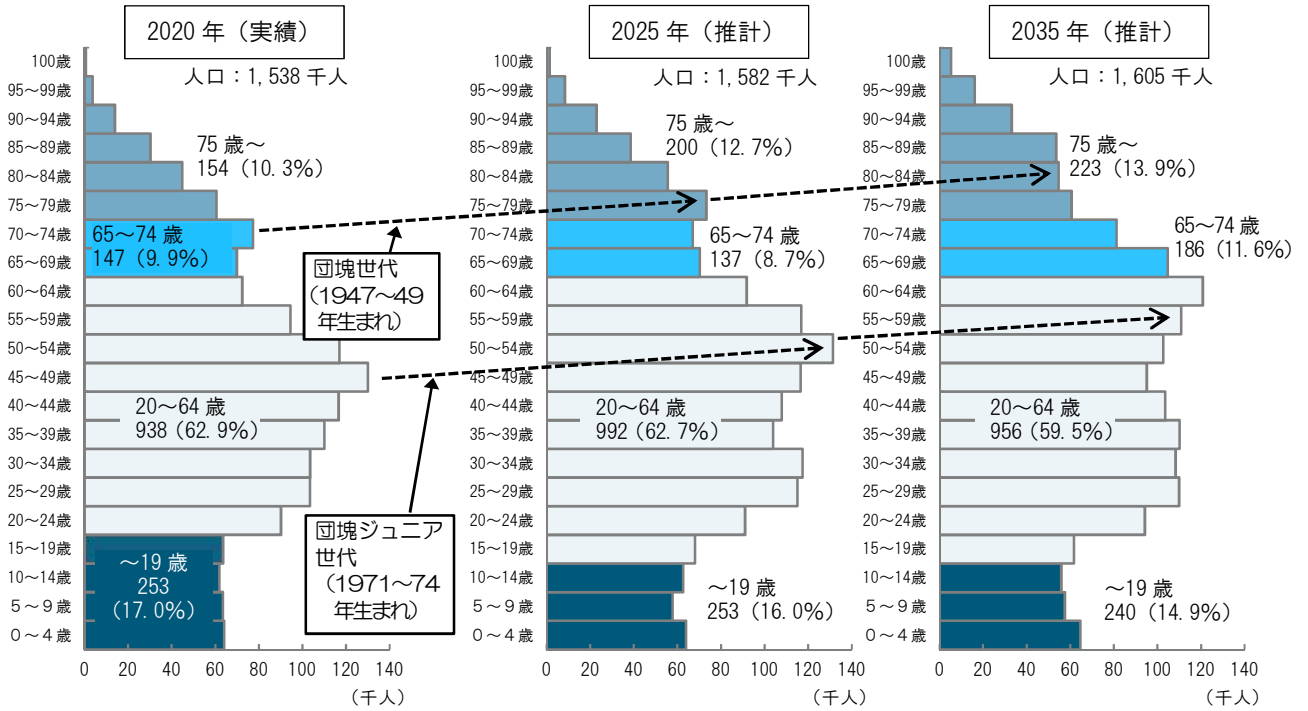
[各區別推計人口]



※各年10月1日現在。四捨五入のため各区の人口の合計が全市の人口と合わないことがあります。

資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」令和4(2022)年2月川崎市総務企画局

〔川崎市における人口ピラミッドの変化〕

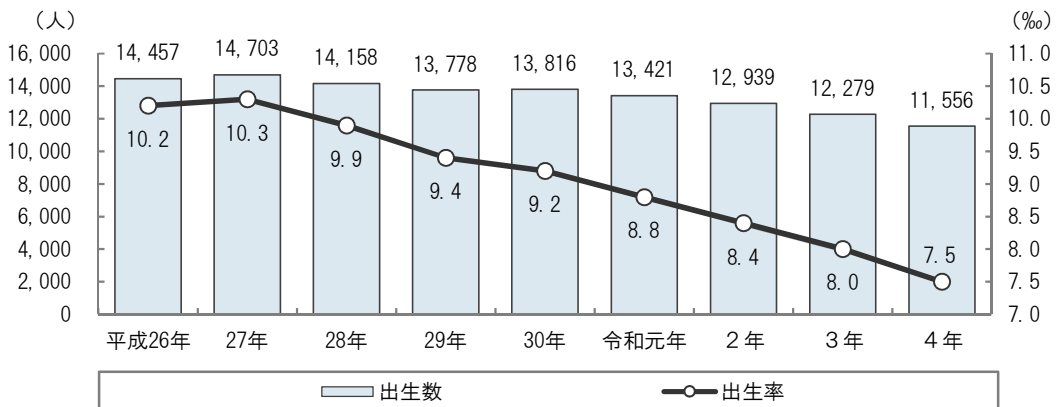


資料：(実績) 令和2 (2020) 年国勢調査
 (推計) 「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計 (更新版)」
 令和4 (2022) 年2月 川崎市総務企画局

⑦ 出生数・出生率の推移…いずれも平成28 (2016) 年以降は年々減少している

出生数は、令和4 (2022) 年に1.2万人を割り込み、出生率 (人口千対) は、平成28 (2016) 年以降減少が続いています。

〔出生数・出生率の推移〕

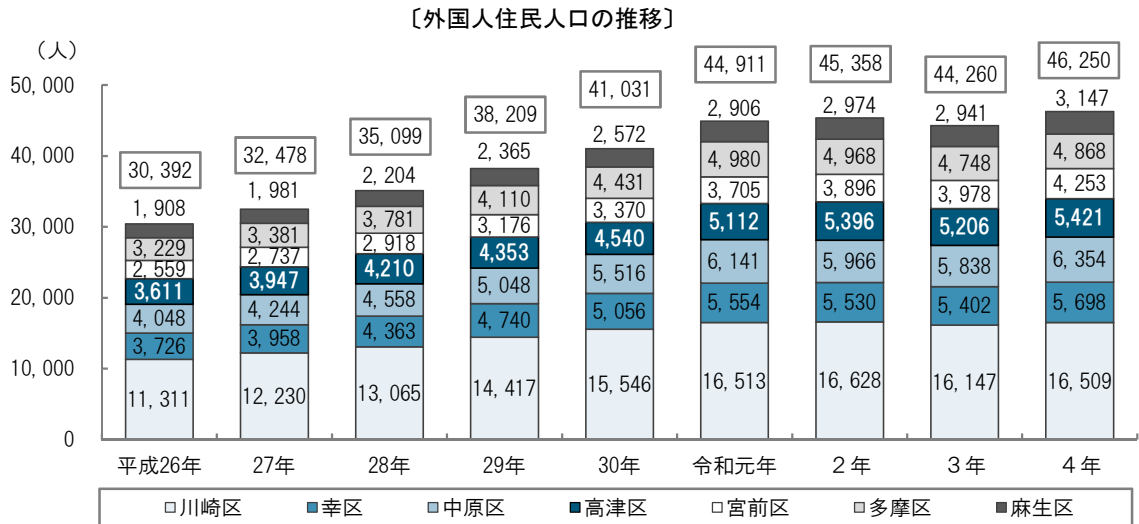


資料：川崎市健康福祉年報、平成30 (2018) 年以降は川崎市の人口動態。
 ※% (パーミル) = 千分率 (1000分の1を1とする。)

⑧ 外国人住民人口の推移…年々増加を続けている

外国人住民人口*は、平成26（2014）年以降増加傾向にあり、令和3（2021）年には一時減少に転じたものの、令和4（2022）年9月末日現在、46,250人となっています。

区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の約35.7%を占めています。



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月末日現在）

ここまでのまとめ

- 人口は、令和5（2023）年4月現在、154.2万人。推計による総人口のピークは令和12（2030）年の160.5万人となっています。
- 人口ピラミッドは「48～51歳」が最も多く、生産年齢人口も多くなっています。
- 単身高齢世帯と高齢夫婦のみの世帯は増加しており、65歳以上の老年人口割合も増加しています。
- 出生数・出生率はいずれも減少していますが、外国人住民人口は増加傾向が続いています。

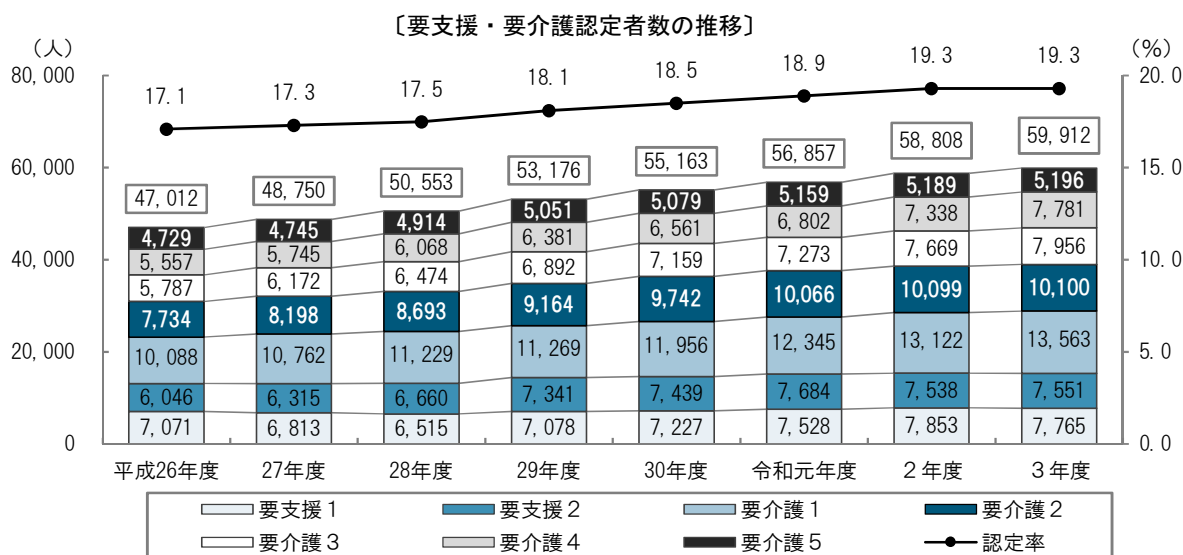
*外国人住民人口：平成24（2012）年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となっています。

(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計

① 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移…認定率は19.3%に上昇

高齢化の進行とともに、要介護・要支援認定者数も増加しており、令和3（2021）年度は平成26（2014）年度から12,900人増え、59,912人となっています。

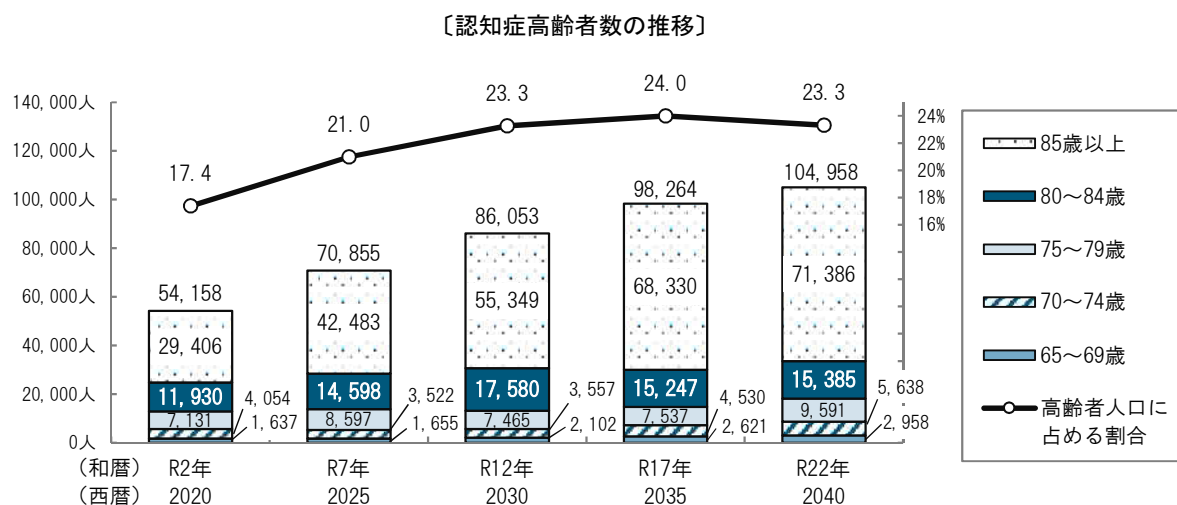
また、認定率は平成26（2014）年度の17.1%から19.3%に上昇しています。



資料：川崎市統計書（各年度末）

② 認知症高齢者数の推計…令和22（2040）年には10.5万人まで増加すると想定

本市の認知症高齢者数は、令和7（2025）年に7万人を超え、市の高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。今後増加を続け、令和12（2030）年には8.6万人、令和22（2040）年には10.5万人まで増加すると想定しています。



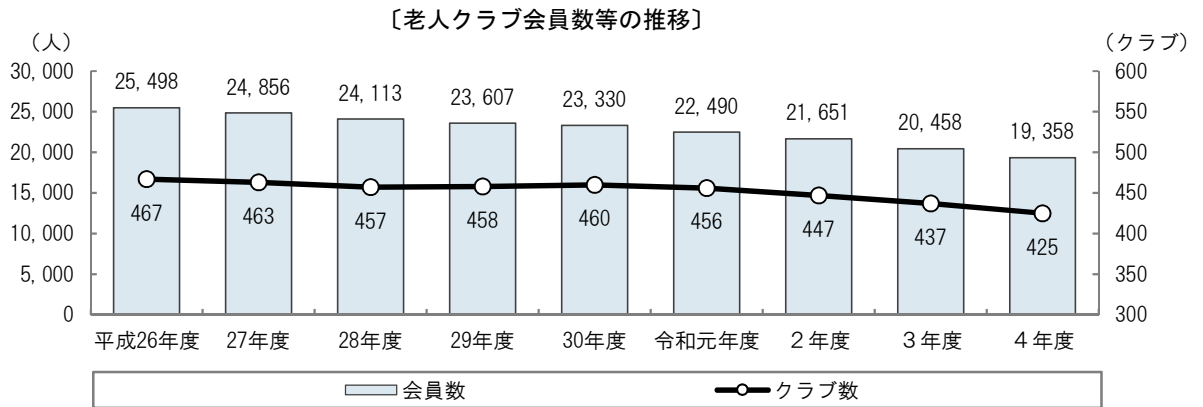
※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※この推計は、令和2年国勢調査をベースに、本市総務企画局が令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したもの。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

③ 老人クラブの会員数等の推移…老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向

高齢者人口は増加している一方で、老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

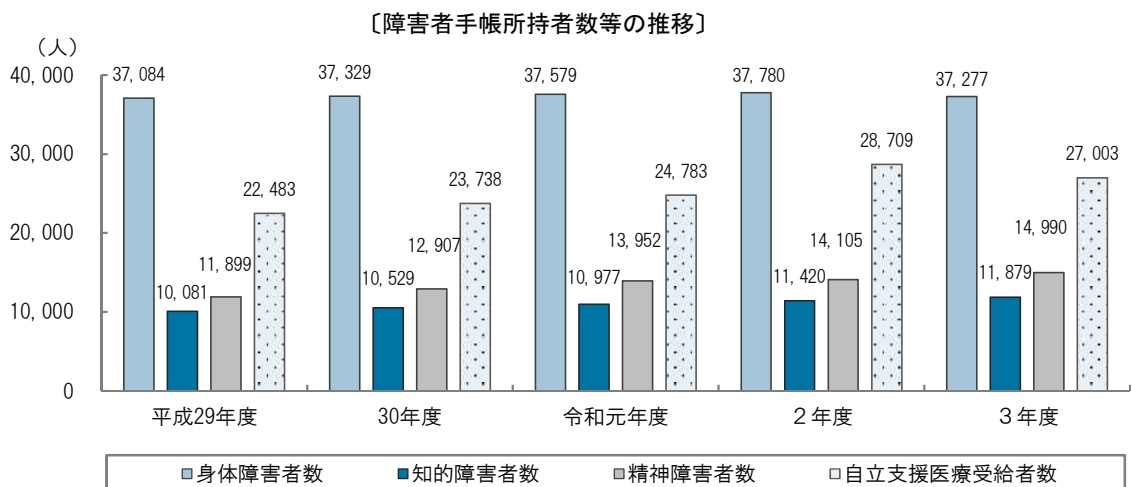
老人クラブは、平成26（2014）年度から42クラブ減少し、令和4（2022）年度は425クラブとなっています。会員数は、平成26（2014）年度から6,140人減少し、令和4（2022）年度は19,358人と2万人を下回っています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

④ 障害者福祉関係の統計…知的障害者・精神障害者の手帳所持者数、自立支援医療受給者数は増加傾向

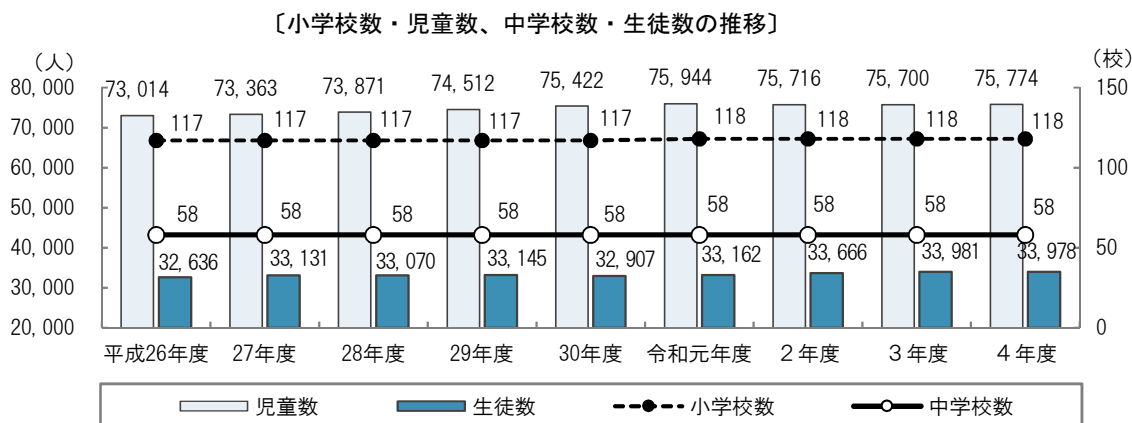
知的障害者数、精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、いずれも増加傾向となっており、精神障害者数は平成29（2017）年度から約3,000人増加しています。自立支援医療受給者数は、令和2（2020）年度に約4,000人の増加がみられ、令和3（2021）年度は27,003人となっています。身体障害者数（身体障害者手帳所持者）は横ばい傾向となっています。



資料：川崎市統計書、自立支援医療受給者数は川崎市健康福祉年報（各年度末）
※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

⑤ 小学校数・児童数、中学校数・生徒数の推移…小学校児童数・中学校生徒数ともに横ばいの傾向

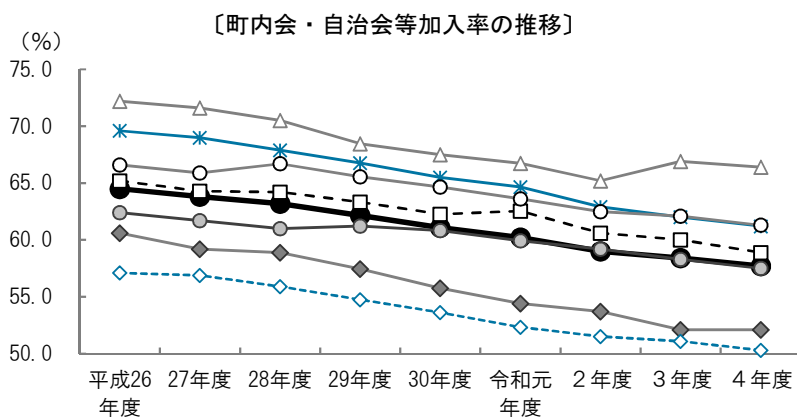
小学校児童数は令和元（2019）年度まで増加を続け、令和2（2020）年度以降は横ばいで推移しています。中学校生徒数は平成26（2014）年度以降、3.3万人前後で推移しています。



資料：川崎市統計書（各年度5月1日現在）

(3) 地域活動に関する状況等

① 町内会・自治会等加入率の推移…加入率は6割を下回り、減少傾向



町内会・自治会等の加入率は低下傾向となっており、令和4（2022）年度は市全体で57.7%となっています。区別に見ると、幸区が66.4%で最も高く、次いで麻生区が61.3%、中原区が61.2%となっています。

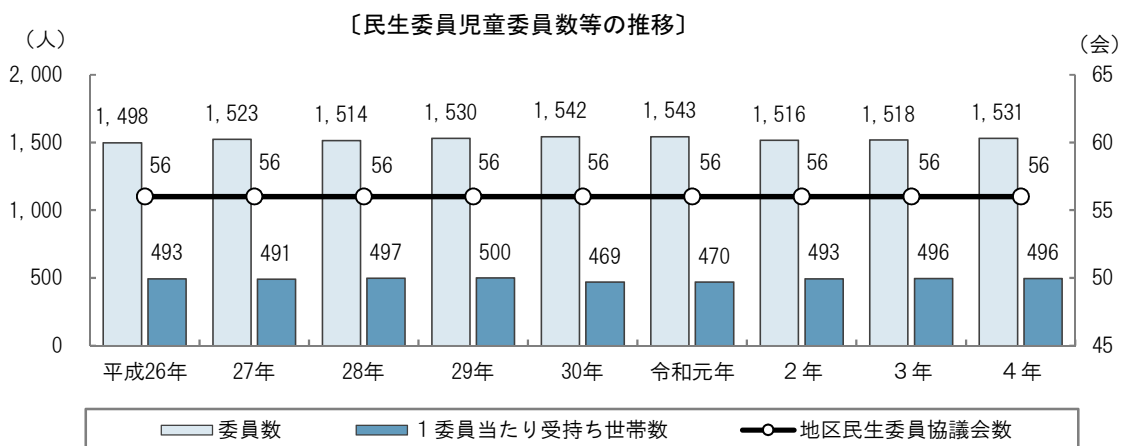
単位：%

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
川崎市	64.5	63.8	63.2	62.1	61.1	60.2	59.0	58.4	57.7
川崎区	60.6	59.2	58.9	57.4	55.8	54.4	53.7	52.1	52.1
幸区	72.2	71.6	70.5	68.5	67.5	66.7	65.2	66.9	66.4
中原区	69.6	69.0	67.9	66.8	65.5	64.6	62.9	62.0	61.2
高津区	62.4	61.7	61.0	61.2	60.8	59.9	59.2	58.3	57.5
宮前区	65.2	64.3	64.2	63.3	62.3	62.5	60.6	60.0	58.9
多摩区	57.1	56.9	55.9	54.7	53.6	52.3	51.5	51.1	50.3
麻生区	66.6	65.9	66.7	65.6	64.6	63.6	62.5	62.1	61.3

資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

② 民生委員児童委員数の推移…1委員当たり496世帯を受け持っている

人口、世帯数は増加している一方で、地区民生委員協議会数は横ばいとなっています。委員数は令和4（2022）年にやや増加しましたが、1委員当たり受持ち世帯数はほぼ変わらず推移しています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

③ NPO法人数・かわさき市民活動センターの活動状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認証NPO法人数（各年度末時点）		361法人	365法人	356法人
かわさき市民活動センター	施設・設備利用延べ団体数	2,246団体	3,087団体	3,936団体
	施設・設備利用延べ利用者数	10,296名	13,864名	17,135名

資料：市民文化局市民活動推進課調べ

④ ボランティア活動振興センター等の活動状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア活動振興センター（区社協分を含む）	ボランティア依頼件数	451件	409件	259件
	ボランティア活動コーディネート件数	335件	320件	210件
	施設・設備利用延べ利用者数	17,307人	29,927人	41,846人

※ボランティア活動振興センターは、川崎市社会福祉協議会が運営する事業で、各区社会福祉協議会においても同様の事業を実施している。

(4) その他の関連統計

① 在宅療養者の状況…令和7（2025）年は7,909人分の増加見込み

令和7（2025）年の在宅医療等の必要量は21,730人分で、平成25（2013）年と比較して、7,909人分の増加が見込まれています。

区分		平成25年 (2013)①	令和7年 (2025) 在宅医療等の 必要量②	差引 [②-①]	増加率 [②/①]
川崎北部	在宅医療等	8,014	13,599	5,586	169.7%
	(再掲)訪問診療分	6,359	9,705	3,346	152.6%
川崎南部	在宅医療等	5,808	8,131	2,323	140.0%
	(再掲)訪問診療分	4,319	5,766	1,447	133.5%
川崎市全域	在宅医療等	13,822	21,730	7,909	157.2%
	(再掲)訪問診療分	10,678	15,471	4,793	144.9%

※平成25（2013）年の在宅医療等の患者数は、次の①～④の患者数の合計

- ① 療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者数の70%の患者数
- ② 平成25（2013）年に在宅患者訪問診療料を算定している患者数
- ③ 平成25（2013）年の介護老人保健施設の施設サービス受給者数
- ④ 一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が175点未満の患者数

資料：神奈川県地域医療構想（平成28（2016）年10月）

② 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当受給世帯数は、減少傾向で令和4（2022）年度末では、5,441世帯となっており、平成30（2018）年度末に比べて773世帯減少しています。

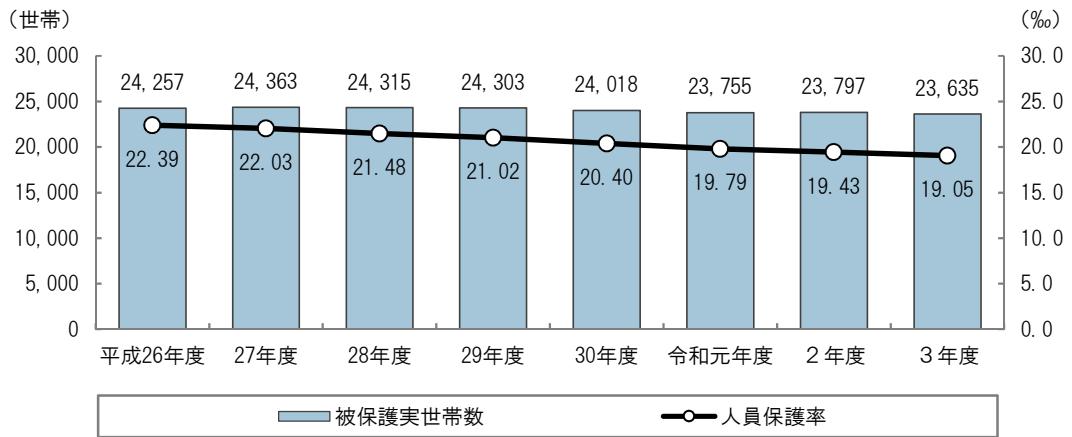
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給世帯数	6,214世帯	6,077世帯	5,836世帯	5,729世帯	5,441世帯

資料：こども未来局児童家庭支援・虐待対策室調べ（各年度3月末日現在）

③ 生活保護*受給世帯数・保護率の推移…減少傾向にある

被保護実世帯数（受給世帯数）は令和元（2019）年度に 24,000 世帯を下回り、人員保護率は令和元（2019）年度に 20% を下回るなど、それぞれ減少傾向がみられます。

〔生活保護受給世帯数・保護率の推移〕



資料：川崎市統計書（各年度平均）、令和元（2019）年度は川崎市生活保護の動向
 (注) 保護率は毎月1日現在の推計人口 1,000 人に対する実人員の率を月平均にしたもの。

ここまでのまとめ

- 高齢化の進展とともに、要支援・要介護認定者数は増加しており、認知症高齢者数も、引き続き増加すると想定しています。
- 老人クラブのクラブ数・会員数はいずれも減少しています。
- 知的障害者数（療育手帳所持者）、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、いずれも増加しています。
- 町内会・自治会の加入率は6割を下回り、減少傾向が続いています。
- 生活保護受給世帯数・保護率は、いずれも平成 28（2016）年度以降、令和 3（2021）年度まで減少傾向となっています。

*生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

3 川崎市における地域福祉に関する実態調査

(1) 令和4年度川崎市地域福祉実態調査

第7期計画の策定に向けて、地域福祉に関するニーズを把握し、本市における地域福祉の向上に資する計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に、令和4（2022）年度に「川崎市地域福祉実態調査」を実施しました。

(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象

① 地域の生活課題に関する調査

- ア 対象者 18歳以上の男女7,000人（各区1,000人を基本とした）
- イ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ウ 調査方法等 郵送配布・郵送回収（回収数2,450件、有効回収率35.0%）
- エ 調査時期 令和4（2022）年11月18日～12月16日

② 地域福祉活動に関する調査

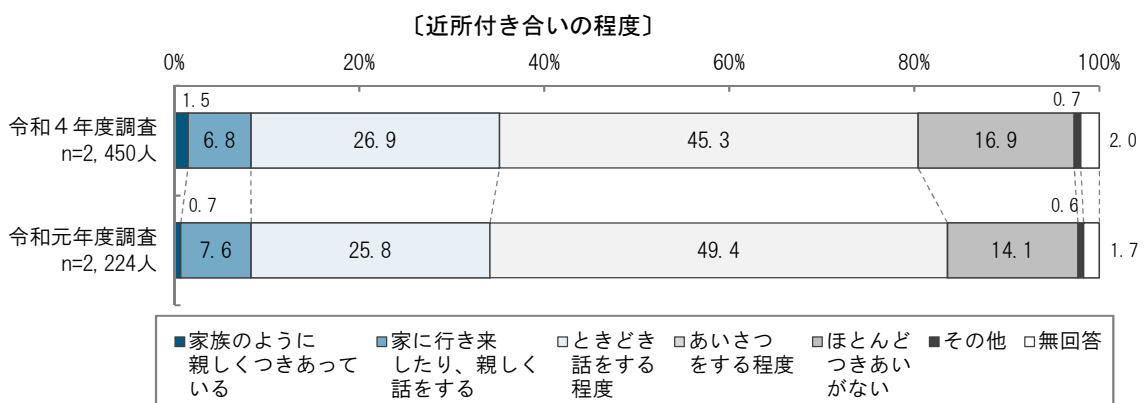
- ア 対象者 市内で地域福祉活動を行う団体等503団体
- イ 抽出方法 町内会・自治会、地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉団体
- ウ 調査方法等 郵送配布・郵送回収（回収数325件、有効回収率64.6%）
- エ 調査時期 令和4（2022）年11月18日～12月16日

(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態

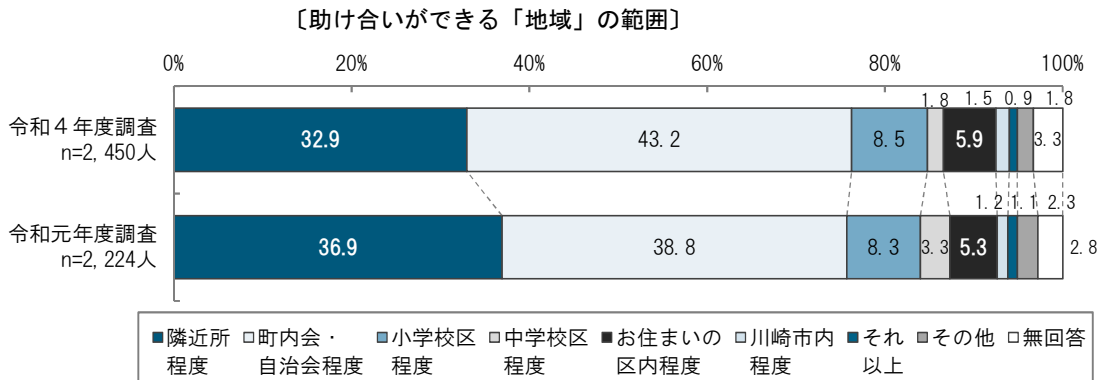
（令和4年度川崎市地域福祉実態調査による）

① 地域住民のつながりの促進…「あいさつをする程度」が45.3%

➡ 「近所付き合いの程度」については、「あいさつをする程度」が45.3%で、「ほとんどつきあいが無い」という回答は前回調査と比較して2.8ポイント増加しています。



- ➡ 「助け合いができる「地域」の範囲」は、「町内会・自治会程度」が43.2%で最も多く、次いで、「隣近所程度」が32.9%となっています。



- ➡ 「地域において問題だと感じていること」は、「地域防犯・防災に関する問題」が31.0%で最も多く、次いで、「高齢者に関する問題」(30.8%)、「子どもに関する問題」(24.6%)、「地域のつながりに関する問題」(19.9%)、となっています。また、「特に問題だと感じていることはない」(29.1%)は前回調査と比較して6.3ポイント増加しています。

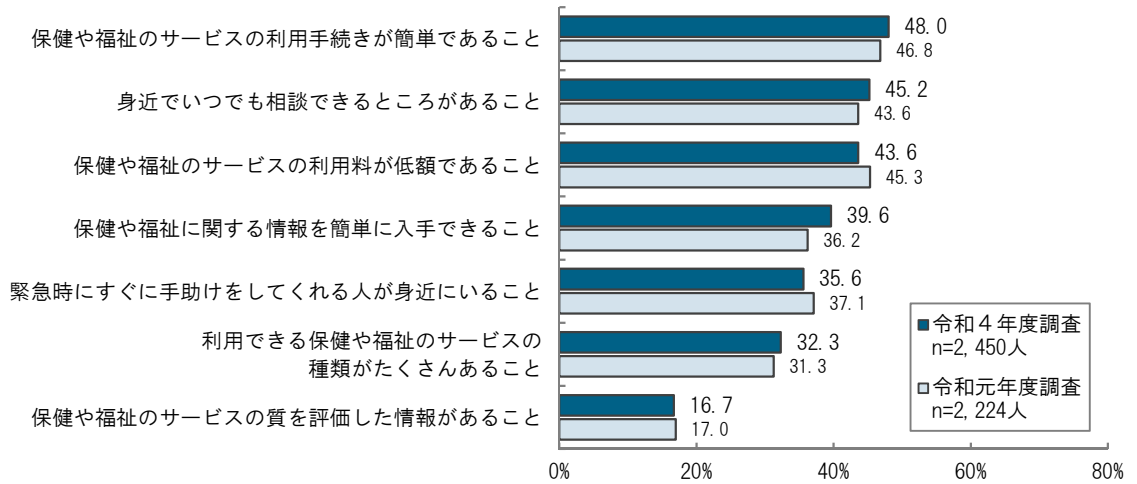
〔地域において問題だと感じていること（複数回答）〕

区分	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)
地域防犯・防災に関する問題 (交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など)	31.0	35.4
高齢者に関する問題(介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど)	30.8	34.4
子どもに関する問題 (育児不安、児童虐待、ヤングケアラー、子育て支援、教育、しつけ、遊び場づくりなど)	24.6	24.6
地域のつながりに関する問題 (近所づきあい、新型コロナウイルスなど新興感染症による対面での交流、人と人との関係が希薄など)	19.9	26.2
適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	16.3	19.0
障害児・者に関する問題 (地域生活支援、権利擁護、活動支援、障害に対する理解など)	10.1	10.2
家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	10.0	9.8
健康づくりに関する問題(ストレス、食育、生活習慣病など)	9.3	9.1
地域での活動・資源に関する問題(買い物、移動、食事など)	6.7	-
必要な制度や地域活動が十分でないことが原因と考えられる問題	-	6.5
地域活動や団体活動を行う拠点や場所がない(足りない)という問題	5.9	6.5
その他	3.3	3.6
特に問題だと感じていることはない	29.1	22.8
無回答	4.2	4.2
回答者数	2,450	2,224

② 地域課題の解決方策について…手続きの簡便さや身近で相談しやすい場所、低額な利用料が望まれている

- ➡ 「心配ごとを解決するために必要なこと」は、「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」が48.0%で最も多く、次いで「身近でいつでも相談できるところがあること」「保健や福祉のサービスの利用料が低額であること」となっています。

〔心配ごとを解決するために必要なこと（複数回答）上位7項目〕



- ➡ 日常生活が不自由になったときに「地域の人たちに手助けしてほしいこと」については、「安否確認の見守り・声かけ」が43.2%で最も多く、次いで「災害時の手助け」「炊事・洗濯・掃除などの家事」となっています。

一方、地域の支え合いとして「自分自身ができること」については、「安否確認の見守り・声かけ」が54.3%と最も多く、次いで「災害時の手助け」「ちょっとした買い物」となっています。また、「炊事・洗濯・掃除などの家事」は6.4%で、「地域の人たちに手助けしてほしいこと」と21.9ポイントの差があります。

〔日常生活が不自由になった時に、地域の人に手助けをしてほしいこと・地域の支え合いとして自分ができること（複数回答）〕

区分	地域の人たちにしてほしいこと		自分自身ができること	
	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)
安否確認の見守り・声かけ	43.2	49.1	54.3	62.2
災害時の手助け	35.4	42.3	31.6	35.7
炊事・洗濯・掃除などの家事	28.3	27.0	6.4	7.0
ちょっとした買い物	24.9	22.3	28.9	32.9
外出の付き添い	10.2	13.4	7.5	9.5
ゴミ出し・雨戸の開け閉め	8.7	10.2	11.2	12.6
子育て・介護などの相談相手	7.2	7.7	8.0	8.3
趣味など世間話の相手	7.1	8.9	8.9	12.6
子どもの預かり	5.5	5.3	5.7	6.0
電球交換や簡単な大工仕事	2.9	7.6	5.5	8.4
草むしり、冷蔵庫内の整理	1.8	2.5	2.7	4.4
特にない	13.1	13.0	12.0	12.6
回答者数	2,450	2,224	2,450	2,224

※「その他」「無回答」を除く

③ 地域活動やボランティア活動について

➡ 地域活動やボランティア活動への参加状況については、「町内会・自治会に関する活動」が22.0%で最も多く、次いで「お祭りやイベントに関する活動」「環境美化（ごみ拾いなどを含む）に関する活動」が16.0%となっています。また、「今は参加していないが条件が整えば参加したい」が16.2%、「参加したことがない」が41.5%となっています。

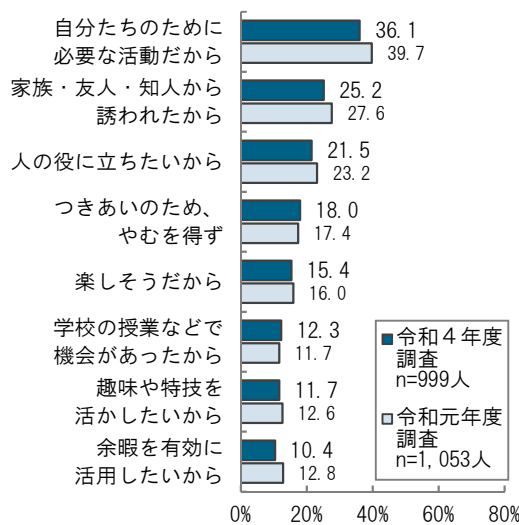
活動に参加した動機やきっかけについては、「自分たちのために必要な活動だから」が36.1%で最も多く、次いで「家族・友人・知人から誘われたから」「人の役に立ちたいから」となっています。活動に参加したことがない理由については、「仕事や家事が忙しく時間がない」が53.2%で最も多く、次いで「身近に活動グループや仲間がいない（知らない）」「きっかけがつかめない」となっています。

〔地域活動やボランティア活動への参加状況（複数回答；5%以上の回答があったもの）〕

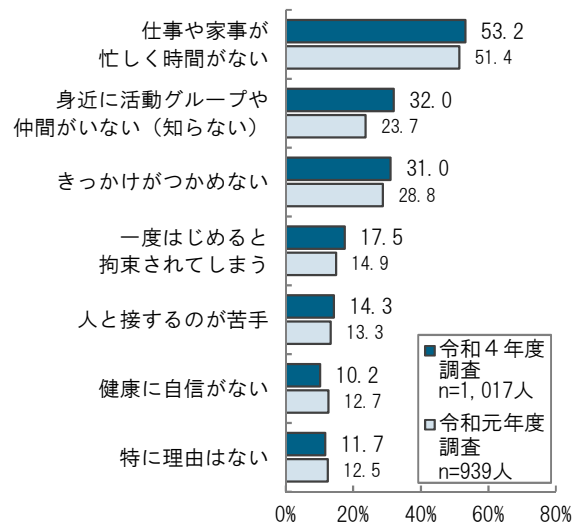
区分	令和4年度 (%)	令和元年度 (%)
町内会・自治会に関する活動	22.0	25.7
お祭りやイベントに関する活動	16.0	20.6
環境美化（ごみ拾いなどを含む）に関する活動	16.0	16.8
スポーツ（運動会などを含む）に関する活動	7.3	9.9
子育てに関する活動	6.7	8.0
高齢者に関する活動	4.9	5.5
健康づくりに関する活動	3.8	6.0
文化・芸術に関する活動	3.7	5.2
今は参加していないが条件が整えば参加したい	16.2	11.0
参加したことがない	41.5	42.2
回答者数	2,450	2,224

※「その他」「無回答」を除く

〔活動に参加した動機やきっかけ（複数回答；10%以上の回答があったもの）〕



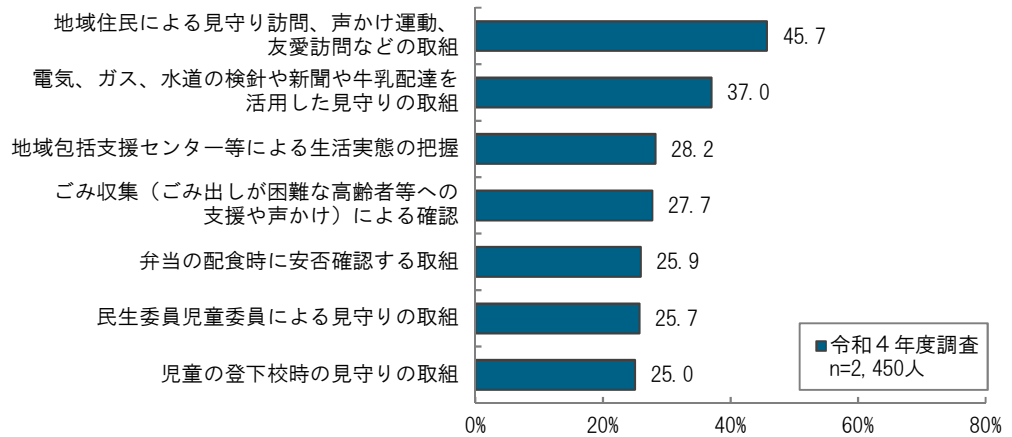
〔活動に参加したことがない理由（複数回答；10%以上の回答があったもの）〕



④ 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくための地域での取組…地域住民による見守り・声かけが有効

- 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくために有効だと思う取組については、「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」が45.7%で最も多く、次いで「電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」が37.0%、「地域包括支援センター等による生活実態の把握」が28.2%となっています。

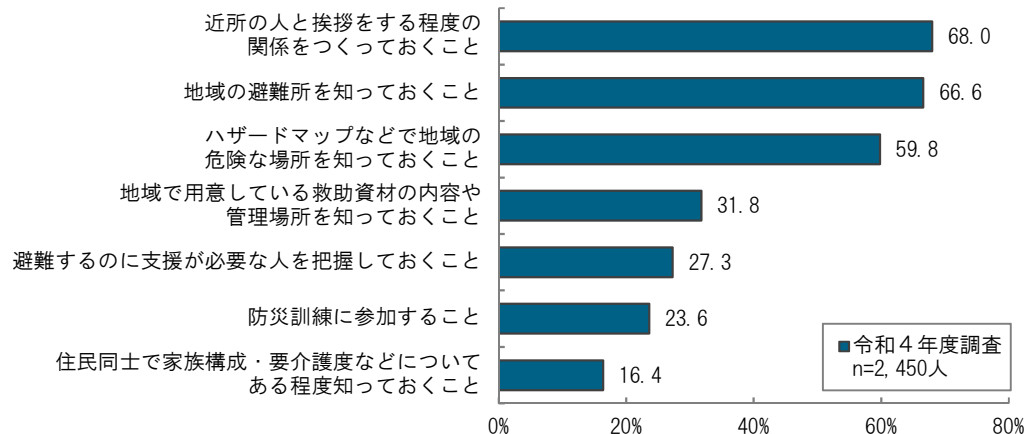
〔孤立死を防ぐために有効だと思うこと（複数回答；20%以上の回答があったもの）〕



⑤ 大規模災害の発生に備えて普段から行う活動…「近所の人と挨拶をする程度に関係づくり」「地域の避難所の把握や危険な場所の把握」が必要と答えた人が半数以上

- 大規模な災害発生時に備えた、地域住民同士での助け合いに関わる普段からの行動については、「近所の人と挨拶をする程度に関係をつくっておくこと」が68.0%で最も多く、次いで「地域の避難所を知っておくこと」が66.6%、「ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと」が59.8%となっています。

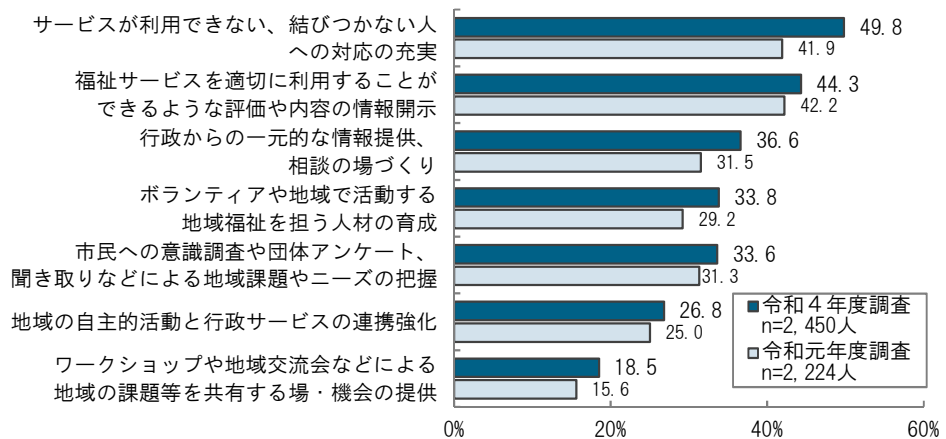
〔大規模な災害発生時に備えた、地域住民同士での助け合いに関わる普段から必要だと思う行動（複数回答；10%以上の回答があったもの）〕



⑥ 今後の地域福祉の推進について…行政が取り組むべきことは、サービスを利用できない人への対応や情報提供、市民が取り組むべきことは住民同士の助け合い、相談できる関係づくり

- ➡ 地域福祉を推進するために行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が49.8%で最も多く、次いで「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」が44.3%、「行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり」が36.6%となっています。

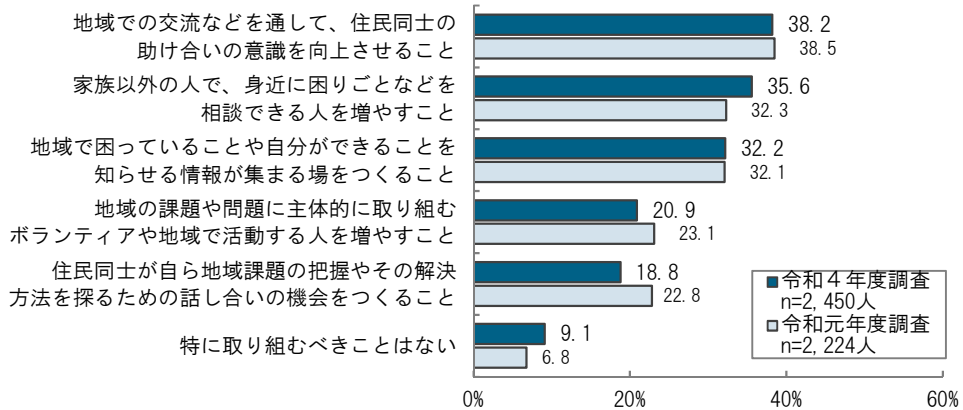
〔地域福祉推進のために行政が取り組むべきこと（複数回答）〕



※「その他」「無回答」を除く

- ➡ 地域福祉を推進するために市民が取り組むべきことは、「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が38.2%で最も多く、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が35.6%、「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」が32.2%となっています。

〔地域福祉推進のために市民が取り組むべきこと（複数回答）〕

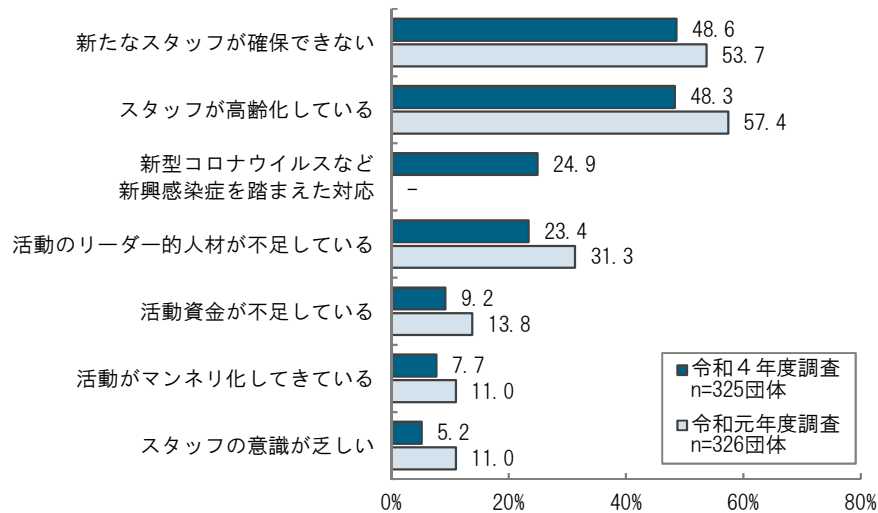


※「その他」「無回答」を除く

⑦ 地域福祉活動をする上で困っていること…スタッフの人材確保と高齢化が課題

- ➡ 地域福祉活動に関する調査において、団体が活動する上で困っていることは、「新たなスタッフが確保できない」「スタッフが高齢化している」が約50%となっています。また、「新型コロナウイルスなど新興感染症を踏まえた対応」「活動のリーダー的人材が不足している」が20%を超えています。

〔地域福祉活動団体が、活動を行う中で困っていること〕
(複数回答：10%以上の回答があったもの)



ここまでのまとめ

- 近所付き合いの程度は、あいさつをする程度が約半数で、助け合いができる地域の範囲は、町内会・自治会程度との回答が最も多くなっています。
- 地域の問題と感じていることは、地域防犯・防災に関することが最も多く、高齢者に関すること、子どもに関すること、地域のつながりに関することが続いています。
- 地域活動やボランティア活動については、町内会・自治会活動への参加が最も多い一方、約4割が参加したことがないと回答しています。
- 社会的不安や孤独・孤立に対する取組は、地域住民による見守り・声掛けが有効との回答が最も多くなっています。
- 行政が取り組むべきことは、サービスを利用できない人への対応や情報提供があげられています。
- 地域福祉活動を行う上で、スタッフの人材確保と高齢化、感染症を踏まえた対応が課題となっています。

川崎市における
地域包括ケアシステム
構築に向けた取組

第2章

1 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26（2014）年度に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下、「推進ビジョン」という。）を策定しています。

（1）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

（2）策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市では、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始められましたが、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

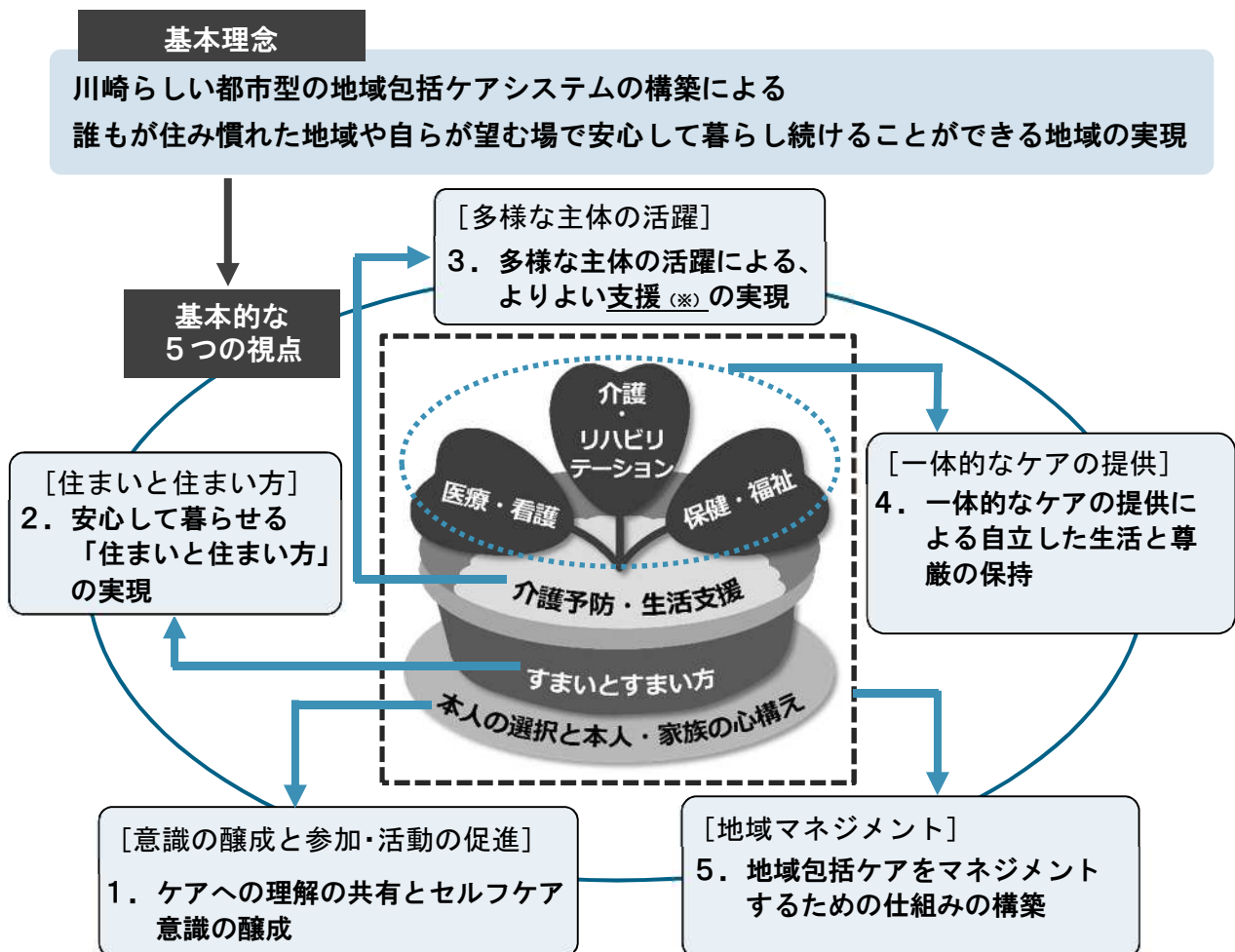
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

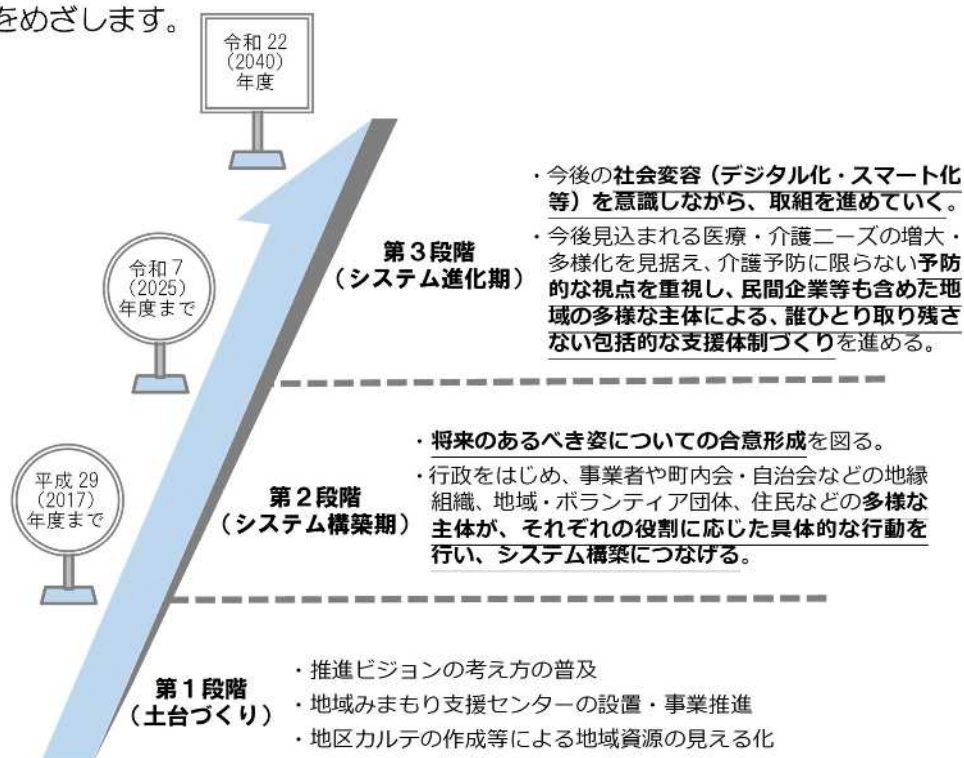
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27（2015）年度から 29（2017）年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第2段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる 8050 問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいるほか、新型コロナウイルスの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和 22（2040）年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



*令和 22（2040）年：いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4 月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

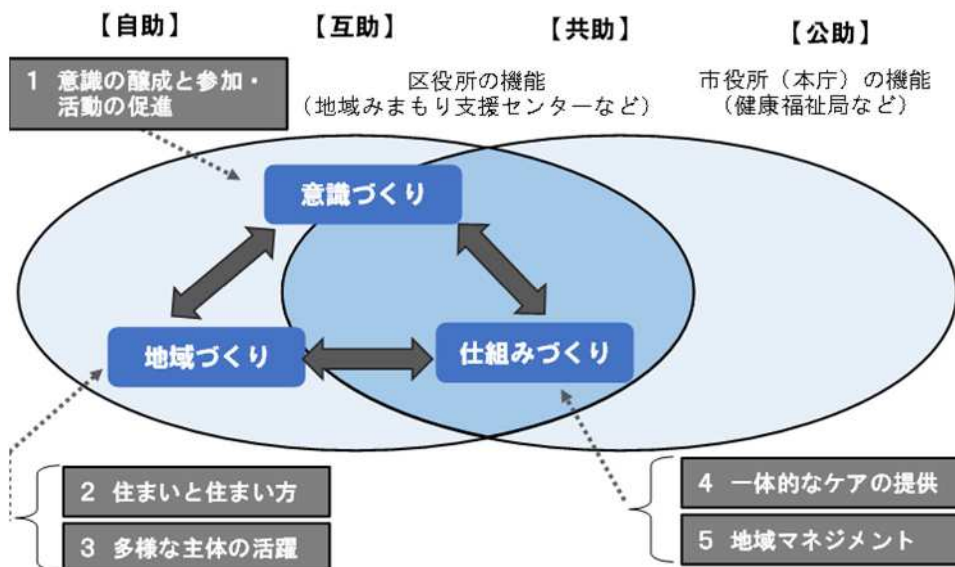
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4 月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」（以下、「地域みまもり支援センター」という。）と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和5（2023）年度）の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」（72ページ参照）を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 地域包括ケアシステム構築に向けた主な関連する取組

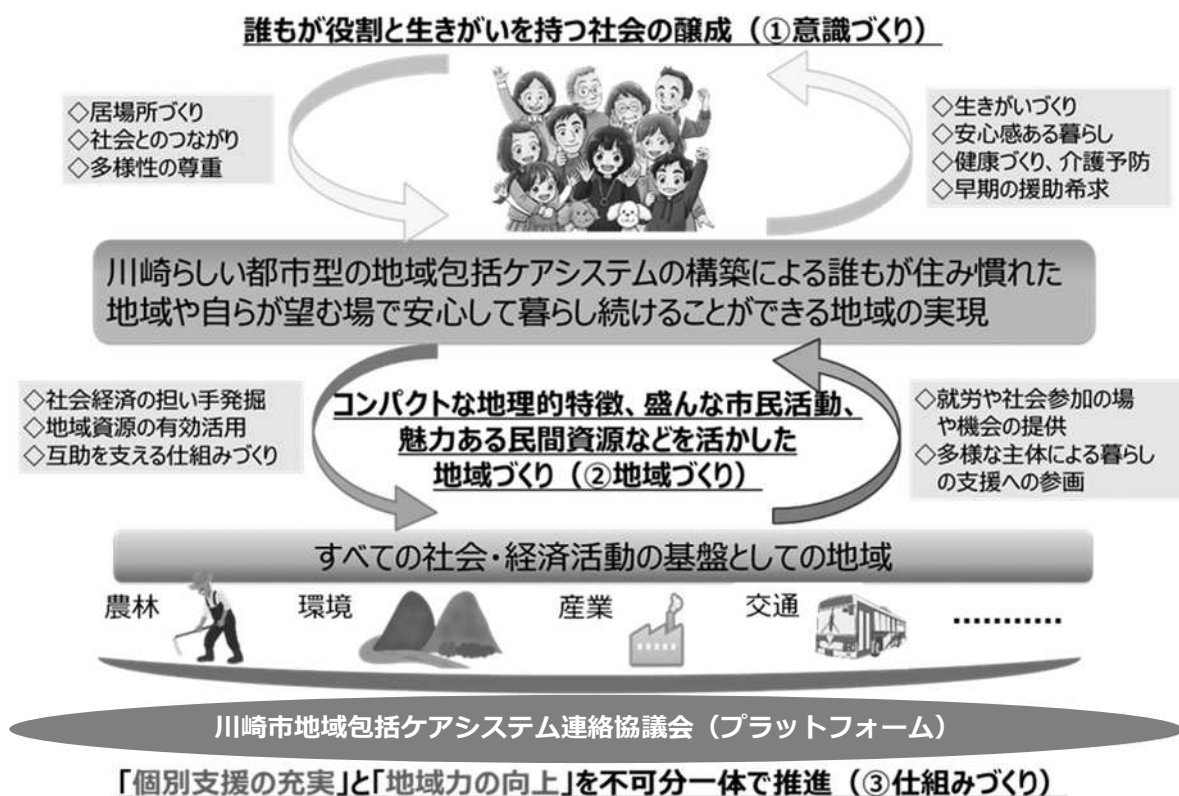
(1) 地域共生社会の実現に向けた動向

国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、制度から漏れてしまう生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成28(2016)年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「**地域共生社会**」の実現が掲げられました。

この「地域共生社会」の実現は、「地域包括ケアの理念の普遍化」、すなわち高齢者だけでなく、生活上の困難を抱えるすべての人の包括的な支援体制づくりをめざすもので、本市では、同趣旨の取組として、すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を推進しています。

【本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組の全体像】



(2) こども政策に関する国の動向等

国において、こども政策を更に強力に進めていくことをめざし、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰ひとり取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁が、令和5（2023）年4月に設置されました。

こども家庭庁においては、こども基本法に定められた以下の6つの基本理念のもと、こども政策を推進することとされています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

本市においても、こうしたこども政策に係る国の動向を踏まえながら、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があり、子ども・若者及び子育て支施策を推進し、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

(3) これからのコミュニティ施策

少子高齢化や人口減少など、今後予想される社会環境の変化を見据え、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり、自分らしく幸せに暮らせる地域社会である「希望のシナリオ」の実現をめざして、平成31（2019）年3月に、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）」を策定しました。

「基本的考え方」では、新しい概念として「市民創発」型のまちづくりを掲げています。「市民創発」とは、「様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること」と定義し、単なる足し算ではなく掛け算、それ以上の創出をめざすものです。本市では、自治の基本を定める自治基本条例を策定し、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則に基づく様々な施策を展開してきましたが、これまでの取組に、新たに「市民創発」という考え方を共有することで、より複雑化する地域課題に対する的確に対応していきます。

具体的には、市民、町内会・自治会、市民活動団体、企業、行政等の多様な主体が連携しながら、小学校区などの地域レベルで、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所である「まちのひろば」を創出するとともに、区域レベルでは、地域での様々な主体をつなぎ新しい活動を生み出すプラットフォームとして、「ソーシャルデザインセンター」の創出を進めるなど、「希望のシナリオ」の実現に向け、総合的に施策を推進します。



地域に広がる「まちのひろば」～「希望のシナリオ」のイメージ～

(4) 再犯防止に向けた取組～川崎市再犯防止推進計画～

平成28(2016)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされたことを受け、本市では、令和2(2020)年2月に「川崎市再犯防止推進計画(計画期間：令和2(2020)～6(2024)年度(5年間))」を策定しました。

犯罪をした人等の中には生きづらさを抱え社会の中で孤立している人や、刑務所等出所時や出所後に住居・就労がなかなか決まらない等、地域社会で様々な課題を抱えている人が多く存在しており、こうした人へ早い段階で適切な制度やサービスを活用することにより安定した生活を送れるよう支援する必要があります。横浜保護観察所や、市内で更生保護活動を行っている保護司会協議会、更生保護女性連絡協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めます。

この再犯防止推進計画では、こうした再犯防止固有の取組と、既存の市民生活の生活環境を整えていくための取組との連携により、再犯の防止を推進するに留まらず、すべての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざしています。

【川崎市再犯防止推進計画の基本方針】

基本方針1：国・県・民間の関係機関・団体との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針2：国及び県との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。

基本方針3：犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。

基本方針4：犯罪等の実態を踏まえ、民間の関係機関・団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。

基本方針5：再犯防止の取組を広報することなどにより、広く市民の関心と理解を醸成します。

市は、上記の5つの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき、次の5項目を重点項目として取り組みます。

5つの重点項目

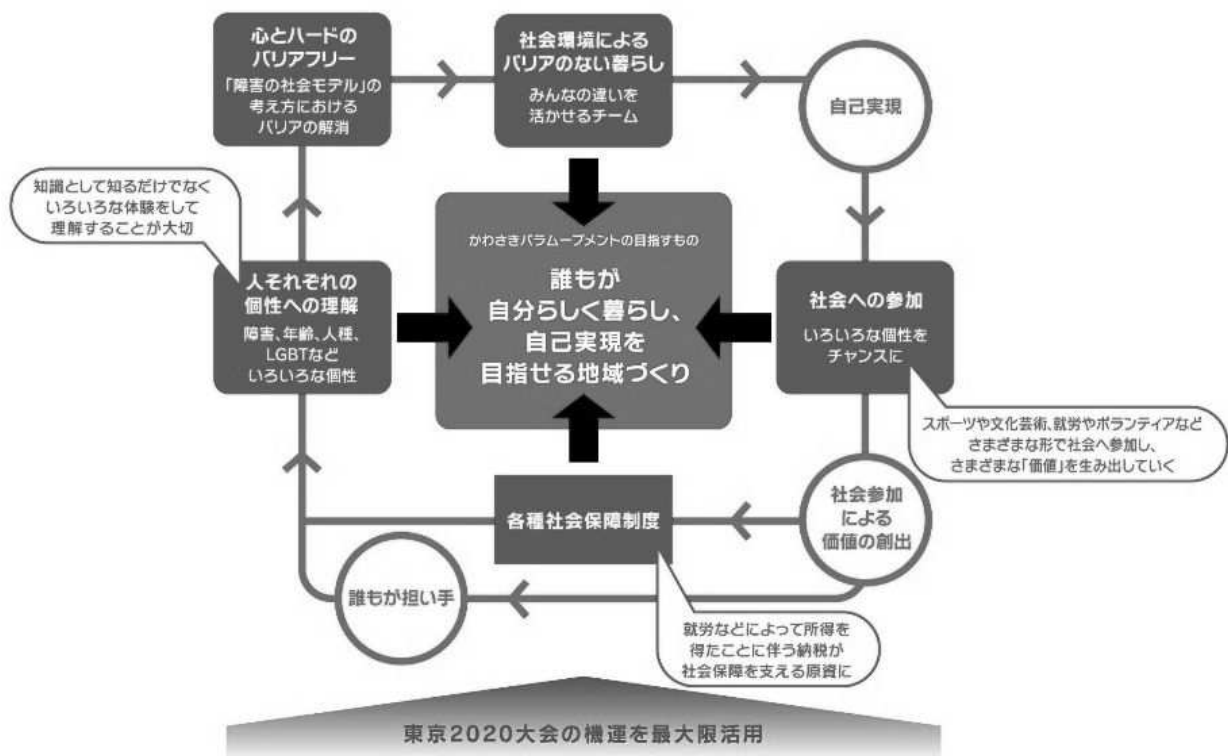
1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
5. 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

(5) かわさきパラムーブメントの取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の象徴としてのパラリンピックに重点を置く「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を平成 28 (2016) 年 3 月に策定し、平成 30 (2018) 年度からの第 2 期推進ビジョンでは、こうした大会の持つ価値を最大限に活用することを前提に、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざし、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること」を理念として掲げ、令和 4 (2022) 年度には、共生社会の実現に特化した形で改定を行い、未来へ遺していくものとしてのレガシーの形成に向けて全庁的な取組を推進しています。

大会終了後も大会によって高まった機運を活用し、本市が抱える様々な社会問題を解決するためにより一層共生社会の実現に向け、多様な主体による取組が、それぞれ自律的・持続的な活動へと発展し、レガシーが形成されるよう取組を推進していきます。

【概念イメージ (障害のある人もない人もすべて対象)】



(6) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

本市では、全庁が一丸となってSDGs（持続可能な開発目標）*のゴール達成に向けた取組を進めており、令和元（2019）年7月には国から「SDGs 未来都市」に選定され、3,000者を超える事業者・団体が参加する「かわさきSDGsパートナー登録・認証制度」や、取組を支援するための仕組みとしての「川崎市SDGsプラットフォーム」を中心に、市民・事業者と連携した様々な取組を推進しています。

令和4（2022）年3月に策定した「川崎市総合計画第3期実施計画」では、すべての事務事業をSDGsのゴールと関連付け、総合計画と一体的なSDGs推進を図っており、令和5（2023）年8月には、市内のSDGs取組の一層強化に向け、「Kawasaki City SDGs Guidance ～川崎市市内SDGs取組の進め方～」を策定し、市としての取組の更なる強化を進めています。

本市のSDGs推進に向けた取組状況を踏まえ、本計画に位置付けられた事務事業の実施にあたっては、以下のSDGsのゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、地域福祉の推進を図ります。



*SDGs（エスディージーズ）：「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されています。

**地域福祉の推進に向けた
今後の取組の方向性**

第3章

1 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿

（1）地域福祉とは

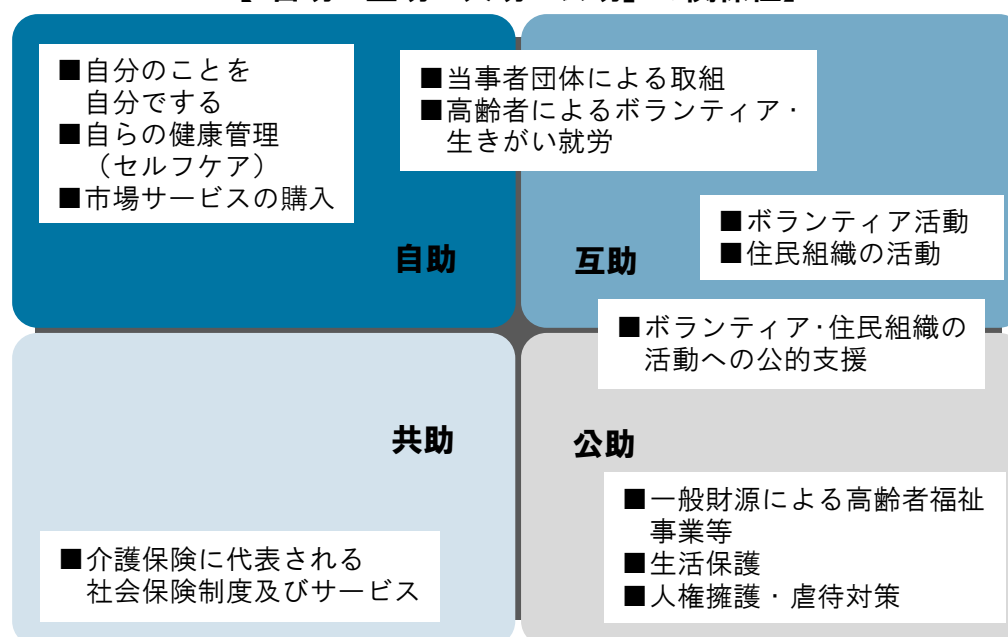
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人（令和4（2022）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7（2025）年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和27（2045）年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7（2025）年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7（2025）年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7（2025）年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年以降の当面想定される課題	令和7（2025）年以降の地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を上げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

2 第7期計画期間における施策の方向性

(1) これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- (1) いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- (2) 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- (3) 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- (1) 地域における人と人とのつながりの再構築
- (2) 社会福祉の変化への対応
- (3) 地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- (1) 社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- (2) 一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- (3) 市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現につなげられるように取組を推進します。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」

【基本目標】

- （1）住民が主役の地域づくり
- （2）住民本位の福祉サービスの提供
- （3）支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- （4）連携のとれた施策・活動の推進

**第6期計画への課題**

- （1）地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討
- （2）高齢・障害・児童に関して連携のとれた相談対応
- （3）支援を必要とする人に向けて連携のとれた仕組みづくり
- （4）保健・医療・福祉の連携

(2) 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間：令和3(2021)～5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

第6期計画における主な取組

基本目標1 住民が主役の地域づくり

- 健康・いきがいづくりに向けて、運動の普及や食生活の改善を図るためのボランティア等を各区で養成するとともに、介護予防の推進に向けて、「いこい元気広場」などの取組が進められています。
 - ・いこい元気広場事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	1,741回	2,318回	2,324回
延べ参加者数	8,792人	12,027人	16,228人

- 市民活動の推進に向けて、ボランティア活動振興センターやかわさき市民活動センターにおいて、ボランティア等のコーディネートを進め、活動への参加につなげています。
 - ・ボランティア活動振興センター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
コーディネート件数	101件	110件	148件

- 総合福祉センターや福祉パル等は、令和元年度以降新型コロナの影響で利用者数が減少しましたが、令和3年度以降増加傾向にあり、引き続き地域福祉の推進拠点としての活用が図られています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合福祉センターの運営（利用率）	38.8%	53.8%	48.1%
福祉パルの運営（研修室利用率）	39.5%	41.6%	52.0%
いきいきセンターの運営（利用者数）	111,242人	149,702人	172,693人
いこいの家の運営（利用者数）	214,207人	311,415人	351,664人

【第7期計画に向けた課題】

- 市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、社会参加等を通じて、つながりや健康を維持していけるよう、地域ぐるみの働きかけが必要です。
- 地縁組織の主体的な取組に加え、地域と社会福祉施設・企業・NPO等との協働により、市民意識の醸成を図りながら、市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくことが必要です。
- 地域福祉の推進に向けて、コロナの影響で地域福祉推進拠点の利用人数が減少したことを踏まえ、地域における活動と、活動の場づくりに向けた一層の検討が必要です。
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること。
- 地域福祉の増進に資する活動を促進するため、さらに、地域における活動が活性化されるよう、活動・参加のきっかけとなる方策を推進していく必要があります。

基本目標2 住民本位の福祉サービスの提供

○ 包括的な相談支援ネットワークの充実に向けて、高齢・障害・児童の様々な相談機関において、サービスの質の向上が図られ、多様化・複雑化する課題の解決に向けて地域リハビリテーション体制の構築に向けて取り組み、相互の連携も進みつつあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域包括支援センター（支援件数）	151,487件	172,636件	183,468件
障害者相談支援センター（支援件数）	76,635件	70,471件	65,877件

○ 幅広く福祉の仕事について知ってもらい、福祉現場での人材確保が進むとともに、研修等を通じて、資質の向上や職場への定着が進みつつあります。

・人材開発研修センター及び総合研修センターによる介護人材等育成研修

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修実施回数	44回	76回	101回

※令和3年度から実施主体が総合研修センターに変更。

・介護の仕事に就くための就職相談会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談会参加者数	36人	75人	150人

○ 認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な方に対する成年後見制度等の普及・利用支援等、権利擁護の取組が進められています。

・あんしんセンター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活自立支援事業（金銭管理）	488人	139人	135人
法人後見受任件数	43件	43件	43件

・市長申立件数

申立件数（高齢者）	97件	81件	80件
申立件数（知的・精神障害）	5件	14件	15件

【第7期計画に向けた課題】

- 地域課題の多様化・複雑化が進む中で、様々な分野の相談について、隙間なく、包括的に対応が図られるよう、地域みまもり支援センターをはじめとした各相談支援機関における、分野横断的な人材育成や専門多職種連携等により、対応力を向上していくことが必要です。
- 福祉人材の確保に向けて、幅広く福祉の仕事について知ってもらうための一層の取組を進めるとともに、多様な働き方による人材の確保に向けた一層の検討を進めていくことが必要です。
- 成年後見制度の利用促進のため、更なる制度の周知を図り、裾野を拡げていく必要があります。

基本目標3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

○ 災害時の支援の仕組みづくりに向けて、要援護者の登録制度の普及や、二次避難所の円滑な運営に向けた取組を進めています。

- ・災害時要援護者避難支援制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	5,374人	5,368人	5,045人

- ・二次避難所の運営体制の整備

進捗状況	202施設	210施設	233施設

○ ひとり暮らし高齢者をはじめとした要援護者の見守りが、民生委員や事業者等の協力により、広がっています。

- ・ひとり暮らし等高齢者見守り事業（介護保険サービス等を受けていない75歳に到達した方と住所変更した76歳以上の方でひとり暮らし又は高齢世帯（3年に一度；75歳以上のひとり暮らし又は高齢世帯）が対象）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査対象者数	7,734人 (差分調査)	51,263人 (全数調査)	8,760人 (差分調査)

- ・川崎市地域見守りネットワーク事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力事業者数	69団体	71団体	73団体
連絡報告数	37件	42件	70件

○ 虐待への適切な対応に向けて、これまでの取組を着実に推進し、普及啓発をはじめ、人材育成など、相談機能の充実が図られています。

○ 生活困窮者への自立支援に向けた取組が進められています。

- ・生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談者数	1,819人	1,416人	1,504人

【第7期計画に向けた課題】

- 災害時の支援に向けて、防災訓練等を通じて、多様な主体による連携のとれた仕組みづくりについて、一層の検討を進めていくことが必要です。
- 要援護者の日常の見守りについて、多様な主体が連携し、市民が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるような取組を推進していくことが必要です。
- 生活困窮など、従来の取組では把握することが難しい対象者に気づき、地域で日常的に見守り、支援につなげられる連動した仕組みづくりの一層の推進が必要です。

基本目標4 連携のとれた施策・活動の推進

○医療と介護の連携による在宅医療の推進や、妊婦・乳幼児健康診査の取組などを通じて、専門多職種
の連携が進み、保健・医療・福祉の連携が図られています。

- ・在宅医療チームリーダー研修

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修受講者	84人	157人	141人

○地域包括ケアシステム構築に向けた多様な主体の連携を進める「川崎市地域包括ケアシステム連絡協
議会」の取組を着実に推進し、顔の見える関係づくりが進みつつあります。

- ・地域包括ケアシステム連絡協議会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	1回	2回	2回
参画団体数等	105団体	111団体	114団体

○地区カルテ等を活用した、互助を支える仕組みづくりを進めるため、地域みまもり支援センターをは
じめとした行政による地域マネジメントの取組を進めています。

【第7期計画に向けた課題】

- 市民が安全・安心だと感じられるまちづくりに向けて、保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう
に、専門多職種の連携をより一層進めることが重要となっています。
- 地域の中で支え合う取組を一層推進していくために、地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組み
づくりを推進する必要があります。

*地区カルテとは

身近な地域ごとの、人口をはじめとした基礎的な統計情報を示し、地域の特徴や地域活動情報等をまとめたものです。住民の皆様や関係機関・関係団体等との話し合いやヒアリング等を通じて地域課題を共有し、解決に向けた取組や地域の将来などを共に考えるきっかけとして活用していただきたいと考えています。

市ホームページでは、小地域ごとの地区カルテを公開していますので、是非、ご覧ください。

川崎市 地区カルテ

検索



(3) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査の二ーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につながれるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(4) 包括的な支援体制づくりの推進

家族・地域社会の変容などにより、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面しており、地域の機能の充実や支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげられる地域づくりが重要となっています。

国においても、平成29(2017)年度、令和2(2020)年度の2回にわたる社会福祉法改正の中で、地域共生社会の実現に向けて、まちづくりや地方創生などの取組との連携が打ち出され、包括的な支援体制づくりに向けて、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました(法第106条の4)。

本市においては、国における社会福祉法の改正に先駆けて、「推進ビジョン」を策定し、平成28(2016)年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」をめざす取組を進めてきました。

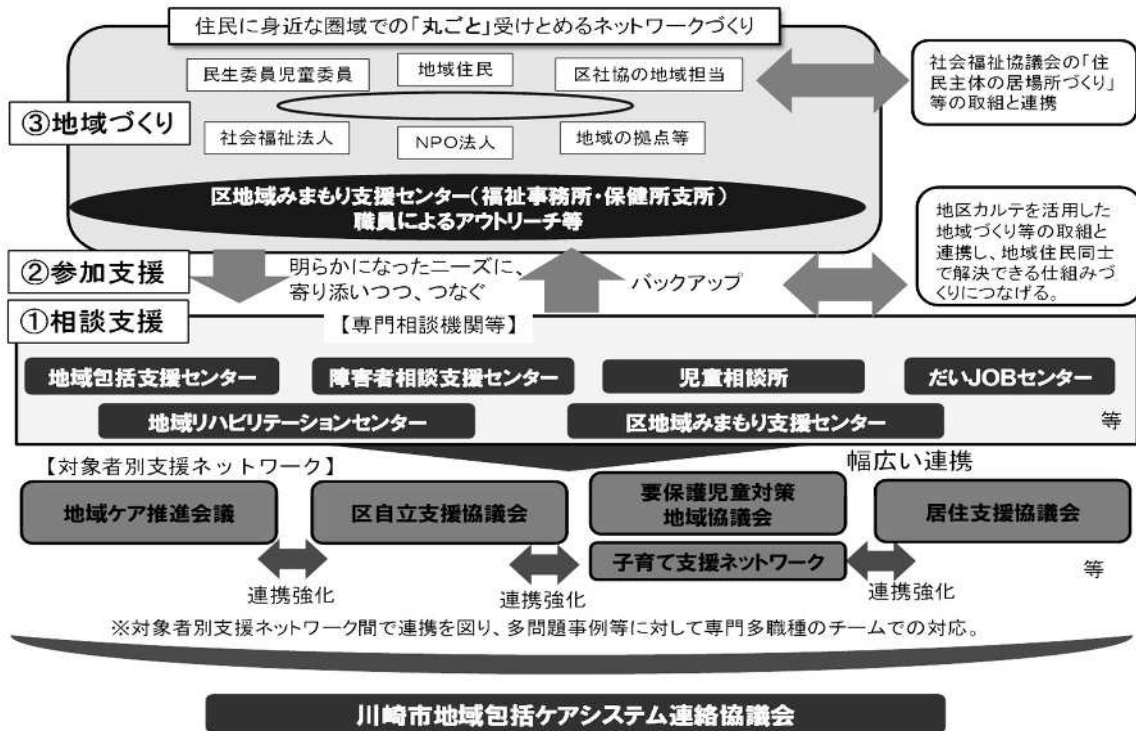
具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能(行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること)の充実を図るとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進してきました。

また、福祉ニーズの複雑化・複合化に対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行うため、全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが各分野別専門相談支援機関をバックアップすることにより、様々なニーズのある相談にも包括的に対応できるよう、体制を整え、取組を進めています。

さらに、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、民間企業を含めた多様な主体による連携の仕組みづくりを進めています。

今後についても、こうした取組を推進するとともに、新たな動向も視野に入れた地域包括ケアシステム構築をめざします。

【川崎市における包括的な支援体制について】



(5) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町単単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきが得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

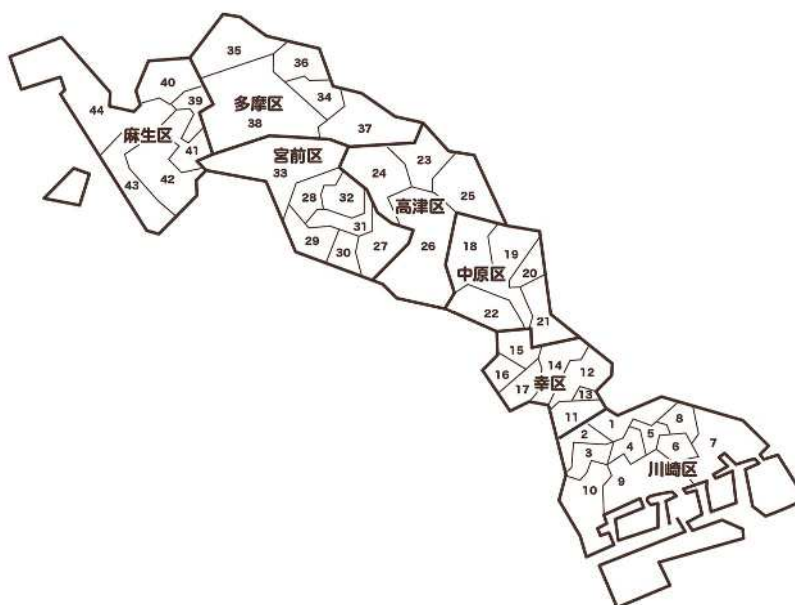
今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和5（2023）年4月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	<p>（小地域）</p> <p>※行政が住民同士の顔の見える関係づくりを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会（650） 小学校区（114 校区） など</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 <p>など</p>
第2層	<p>（中地域）</p> <p>地域ケア圏域（44 圏域）</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約 3.5 万人 中学校区（52 校区） 地区社会福祉協議会（40 地区） 地区民生委員児童委員協議会（56 地区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	<p>（行政区域）</p> <p>人口 約 17 万人～26 万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	<p>（市域）</p> <p>人口 約 154 万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテ（51 ページ参照）を活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

【各区の地域ケア圏域について】



No	区名	圏域	町名
1	川崎区	中央第一地区	旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町
2		中央第二地区	池田、小川町、貝塚、京町1・2丁目、下並木、堤根、日進町、南町、元木
3		渡田地区	小田1丁目、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町
4		大島地区	大島、大島上町、中島、富士見2丁目
5		大師第一地区	伊勢町、川中島、大師駅前、藤崎
6		大師第二地区	池上新町、観音、台町、四谷上町、四谷下町
7		大師第三地区	浮島町、江川、小島町、塩浜、田町、大師河原、千鳥町、出来野、殿町、東扇島、日ノ出、水江町、夜光
8		大師第四地区	昭和、大師公園、大師町、大師本町、中瀬、東門前
9		田島地区	浅野町、池上町、追分町、扇島、扇町、鋼管通、桜本、田島町、浜町、南渡田町
10		小田地区	京町3丁目、浅田、大川町、小田2~7丁目、小田栄、白石町、田辺新田
11	幸区	南河原地区	大宮町、幸町、中幸町、堀川町、南幸町、都町、柳町
12		御幸東地区	遠藤町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、紺屋町、神明町、戸手、戸手本町
13		河原町地区	河原町
14		御幸西地区	下平間、塚越、東古市場、古市場、古川町、新塚越
15		日吉第一地区	北加瀬、矢上、新川崎、鹿島田
16		日吉第二地区	南加瀬
17		日吉第三地区	小倉、新小倉、東小倉

No	区名	圏域	町名
18	中原区	大戸地区	上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町、宮内、上小田中
19		小杉地区	市ノ坪、小杉、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、等々力、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町
20		丸子地区	上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、新丸子東、新丸子町、丸子通
21		玉川地区	上平間、上丸子、北谷町、下沼部、田尻町、中丸子、
22		住吉地区	大倉町、井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、木月、苅宿、西加瀬
23	高津区	高津第一地区	宇奈根、久地、溝口
24		高津第二地区	梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘
25		高津第三地区	下野毛、北見方、諏訪、瀬田、二子
26		橋地区	明津、蟹ヶ谷、子母口・子母口富士見台、新作、千年、千年新町、久末、末長、北野川、東野川
27	宮前区	宮前第一地区	梶ヶ谷、野川本町、西野川、野川台、南野川
28		宮前第二地区	けやき平、神木、土橋
29		有馬・鷺沼地区	有馬、鷺沼
30		東有馬地区	東有馬
31		宮前三地区	小台、宮崎、馬絹
32		宮前中央地区	宮崎1～6丁目、宮前平
33		向丘地区	犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
34	多摩区	登戸地区	和泉、登戸、登戸新町
35		菅地区	菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅仙谷、菅野戸呂、菅馬場
36		中野島地区	中野島、布田
37		稲田地区	宿河原、堰、長尾
38	生田地区	生田、東生田、東三田、拵形、栗谷、寺尾台、長沢、西生田、三田、南生田	
39	麻生区	麻生東第一地区	高石、多摩美
40		麻生東第二地区	金程、千代ヶ丘、細山、向原
41		麻生東第三地区	東百合丘、百合丘
42		柿生第一地区	王禅寺、虹ヶ丘、白山、王禅寺西、王禅寺東
43		柿生第二地区	岡上、上麻生、下麻生、早野
44		柿生第三地区	片平、栗木、栗木台、栗平、黒川、五力田、白鳥、古沢、万福寺、南黒川、はるひ野

(町丁コード順)

※各種統計データの捕捉などの観点から、一部、エリアを調整している場合があります。

(6) 第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
 - ・あんしんセンターの運営支援
 - ・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

3 第7期計画の実施状況の点検・見直し

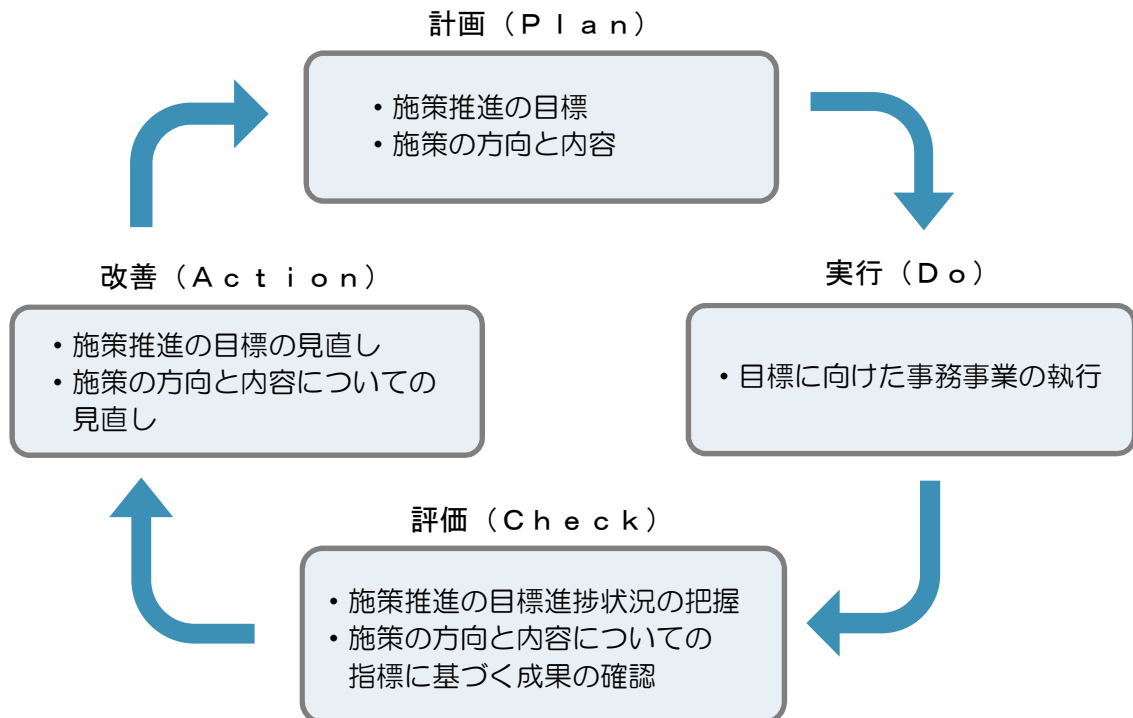
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～11（2029）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】



市民一人ひとりが
共に支え合い安心して暮らせる
ふるさとづくり

第4章

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるように、互いの生活への理解を深めるための機会や場を設けることや自身の健康状態や生活機能を維持・向上するための自発的努力（セルフケア）が必要です。

そのため、**(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実、(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり、(3) 地域福祉活動への参加の促進、(4) 権利擁護の取組**を進めます。

こうした取組を通じて、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる愛着の持てる地域づくりを進めます。

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

本市においては、すべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざしています。そのため、市民が「地域包括ケアシステム」を知り、理解を深め、何らかの行動に移すきっかけとなる情報提供が必要となります。

こうした中で、まずは、市民が必要な保健医療福祉サービス等の情報を入手できるような情報提供を推進します。具体的には、「高齢者福祉のしおり」「ふれあい―障害福祉の案内―」などの冊子や、インターネット「かわさきのお医者さん」を通じた医療機関の情報、地域子育て支援センターを通じた子育て情報等、様々な情報提供を進めます。

また、福祉に関する制度の情報や地域情報などを効果的に提供するため、川崎市総合福祉センターでは、地域福祉情報バンク事業において、「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」等による情報提供を進めます。さらに、市内の障害者福祉サービス事業所や保育所等を対象として、利用者が選択する際の参考となるよう、福祉サービス第三者評価事業により、福祉サービス事業者の情報提供を推進します。

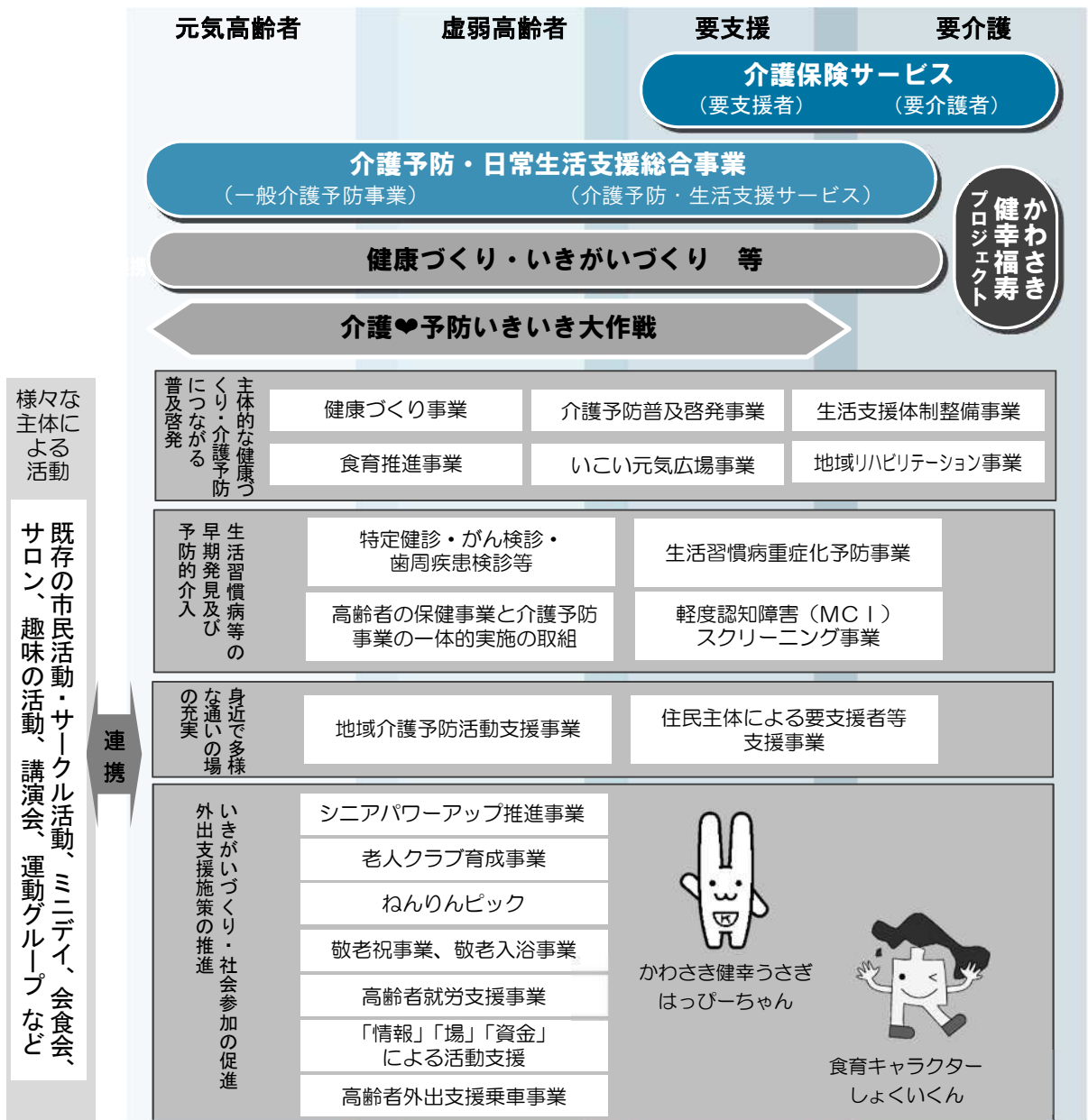
事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施			
	事業の利用促進に向けた取組の推進			
	・R4延べ利用人数：151,479人、53か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	利用者ニーズに寄り添った支援の実施			
	・検討結果に基づく取組の推進 ・利用者支援事業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	保育・子育て総合支援センターの整備に伴う施設の開所			
	・(仮)地域子育て支援センターつちがしの開所	・(仮)地域子育て支援センターつちがしの開所	・継続実施	・継続実施
	●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施			
	○事業の利用促進に向けた取組の推進			
	・R4子育てヘルパー会員平均登録数：737人	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進				
・子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●子育てに関する効果的な情報提供の実施				
・「かわさき子育てガイドブック」の作成 ・「かわさき子育てアプリ」等による情報提供の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
福祉サービス第三者評価事業 福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資する情報提供を図るため、福祉サービス第三者評価を推進します。	●福祉サービス第三者評価の受審の促進			
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●評価調査者養成研修の実施			
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●評価結果の公表				
・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
地域福祉情報バンク事業 川崎市総合福祉センターにおいて、多様化する生活ニーズに対応して、福祉団体や福祉サービス、福祉関連図書等の地域情報を提供するとともに、相談に応じます。	●地域福祉情報提供サイト(かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」)の運営			
	・福祉サービス、ボランティア団体情報、福祉教育に関する情報等の情報発信の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●情報バンク通信の発行			
	・年4回発行	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●総合相談事業の実施				
・社会福祉全般に関わる相談、弁護士等の専門相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
障害者社会参加促進支援事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業やパラスポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。	●障害者社会参加推進協議会の実施			
	・R4開催回数：2回	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●障害者週間記念のつどいの開催			
	・R4開催回数：1回	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●障害者作品展の開催			
	・R4開催回数：1回	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施			
	・R4参加者数：1,907人	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施				
・神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●コミュニケーションの支援の実施				
・「視聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての市民が共に支え合いながら希望を持ち、ライフステージに応じて、心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。

そのため、若い世代から健康づくりや生活習慣病予防の取組を進めるとともに、高齢期の社会参加の促進も含め、健康づくりや介護予防を早期に実施できるような地域における環境づくりを進めます。

【本市におけるいきがい、健康づくり、介護予防の取組の仕組み】



地域包括ケアシステムの推進～自助・互助・共助・公助～

- 自立的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させるセルフケア意識の醸成
- 地域のつながりの中で助け合いを意識し取り組む自主的な活動の取組
- ケアを必要とする人を地域全体で支えていくための仕組みづくり

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「川崎市健康増進計画」に基づく取組を推進します。	●「健康増進計画」に基づく取組の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな主体と連携した取組の実施 市民の主体的な健康づくりの更なる促進に向けた取組の実施 各種事業等を通じた歯科口腔保健に関する普及啓発の実施 R5「第3期川崎市健康増進計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく取組の推進
介護予防事業 高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。	●若い世代の健康づくりの取組の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組(歯っぴーファミリー健診)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの提供 要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
	●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援			
<ul style="list-style-type: none"> 地域における担い手の発掘 介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進				
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防や重度化防止に向けた「いこい元気広場事業」によるフレイル予防の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
●地域リハビリテーション支援拠点による介護予防の推進に向けた支援の実施				
地域リハビリテーション支援拠点の整備				
<ul style="list-style-type: none"> 検証結果に基づく第2期地域リハビリテーション支援拠点の整備に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域リハビリテーション支援拠点の運営開始 	<ul style="list-style-type: none"> 地域リハビリテーション支援拠点の取組効果と実施体制の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果に基づく第3期地域リハビリテーション支援拠点の整備に向けた検討 	
支援の質の向上の取組の推進				
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援・ケアマネジメント会議との連携による研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 		

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。	●「シニアパワーアップ推進事業」の実施			
	・R5自己啓発講演会開催回数：1回 ・R5シニア向け傾聴講座開催回数：1回 ・R5パソコン・スマホ講座開催回数：6回 ・R5情報誌の発行回数：2回	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●高齢者の健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねりんピック）への選手派遣			
	・R4 神奈川大会の開催 ・選手派遣	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●いきがい・健康づくり等普及啓発事業の推進			
	・R5講演会開催回数：1回	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施と持続可能な制度構築			
・R5対象者数：7,144人 ・敬老祝品贈呈事業の見直しの検討	・敬老祝品贈呈事業の見直しの実施	・新たな制度による事業推進	・継続実施	
●老人福祉の実施				
・かわさき福寿手帳の見直しの実施 ・老人福祉大会・老人クラブ大会等の実施と老人クラブ活動、友愛活動に対する助成	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●外国人高齢者支援の実施				
・外国人高齢者福祉手当の支給 ・ふれあい館における相談・交流事業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	●生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援			
	・生活習慣病予防の取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施			
	・関係機関や企業と連携した取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●効果的な普及啓発の実施			
・企業等と連携したイベントや広報等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●生活習慣病重症化予防の取組の実施				
・国民健康保険被保険者における生活習慣病ハイリスク者に対する働きかけの実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。	●「食育推進計画」に基づく取組の推進			
	・R5「第5期食育推進計画」の策定	・計画に基づく取組の推進	・計画に基づく取組の推進	・計画に基づく取組の推進
	●イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発の実施			
・多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(3) 地域福祉活動への参加の促進

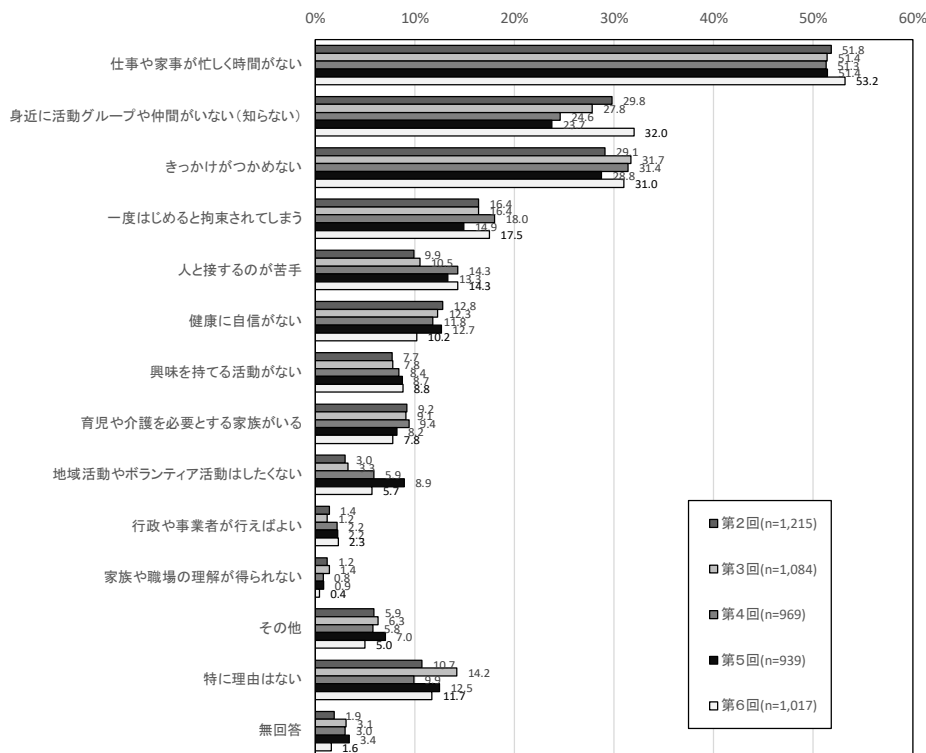
令和4年度川崎市地域福祉実態調査（17ページ参照）において、地域活動やボランティア活動に参加したことがない人の参加したことがない理由として、「仕事や家事が忙しく時間がない」が53.2%と最も多い一方で、「身近に活動グループや仲間がいない(知らない)」(32.0%)、「きっかけがつかめない」(31.0%)などの理由も多く、前回(令和元(2019)年度)までの実態調査の結果と同様に、こうした活動に興味を持ちながらも、活動への参加につながっていない人が少なからずいることが分かります。

一方で、少子高齢化の進展により、現役世代3人が高齢者世代1人を支える「騎馬戦型社会」から、高齢者世代1人を現役世代1人が支える「肩車型社会」への移行が進み、これまで以上に、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた超高齢社会のまちづくりが求められます。

このような状況を踏まえ、1人ひとりの課題について、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民に「我が事」として捉えられる土壌が生まれ、地域づくりにもつながることが期待され、いわゆるインフォーマル・サポート*などの地域福祉活動への参加を促す取組の重要性が急速に増大しています。

地域の活動の担い手づくりとして、民生委員児童委員の活動支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域の人財づくりに向けた取組をはじめとした地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

〔地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）〕



資料：川崎市地域福祉実態調査

*インフォーマル・サポート：個人、近隣、ボランティア等による援助のこと。

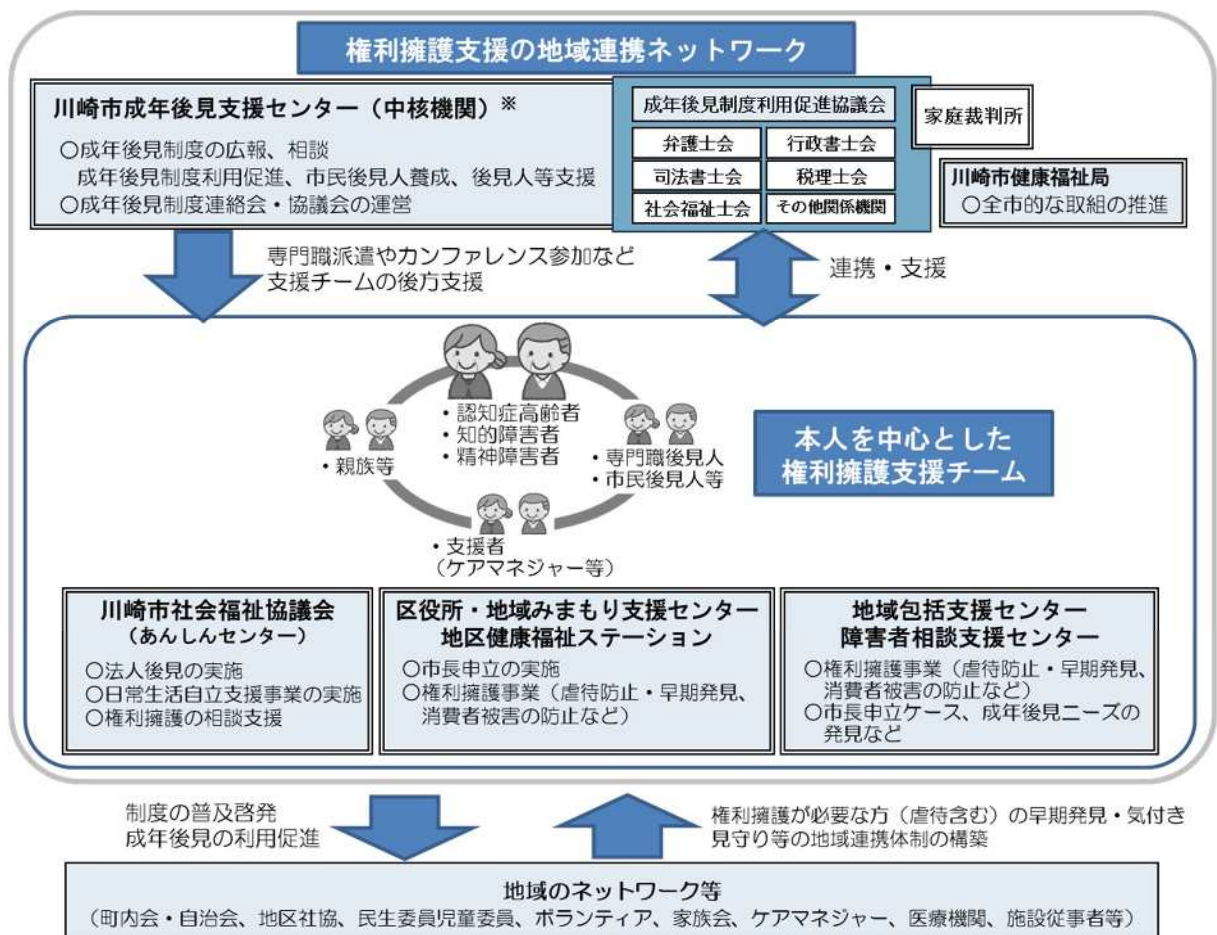
事務事業名等	事業内容・目標			
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
<p>民生委員児童委員活動育成等事業</p> <p>地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。</p>	<p>●民生委員児童委員の適正配置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 活動環境の向上等に向けた民生委員児童委員の負担軽減の取組の実施 <p>●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会への支援を通じた民生委員児童委員への育成・支援 <p>●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実 			
<p>高齢者就労支援事業</p> <p>希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。</p>	<p>●高齢者の就業の場の確保</p> <p>シルバー人材センターに対する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R4会員数：6,309人 受注件数：5,349件 1人月平均就業日数：9.6日 			
<p>青少年活動推進事業</p> <p>地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。</p>	<p>●青少年を育成・指導する青少年関係団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年団体への支援 <p>●こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> こども110番事業への支援等 <p>●「二十歳を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> R4「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数：133人 R4「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数：137人 <p>●青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年指導員活動への支援 			
<p>地域における教育活動の推進事業</p> <p>地域社会で生き生きと活動する市民や子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。</p>	<p>●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 <p>●「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充 <p>●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R4参加者数：3,296人 			

(4) 権利擁護の取組（成年後見制度利用促進計画）

認知症高齢者をはじめ、知的・精神障害者の増加に伴い、訪問販売等による消費者被害や虐待など、権利侵害も増加していくことが見込まれることから、このような権利侵害を未然に防ぎ、認知症高齢者、知的・精神障害者等が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、「あんしんセンター」による日常生活自立支援事業の実施や、成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者・障害者の権利擁護に一体的に取り組めます。

また、令和元（2019）年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関する施策を推進するとともに、人権オンブズパーソンにおける子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害についての相談対応等の取組、DV被害等への支援に関する取組など、地域住民が安心して暮らせるよう、権利擁護の取組を推進します。

【本市における権利擁護体制（高齢・障害分野）】



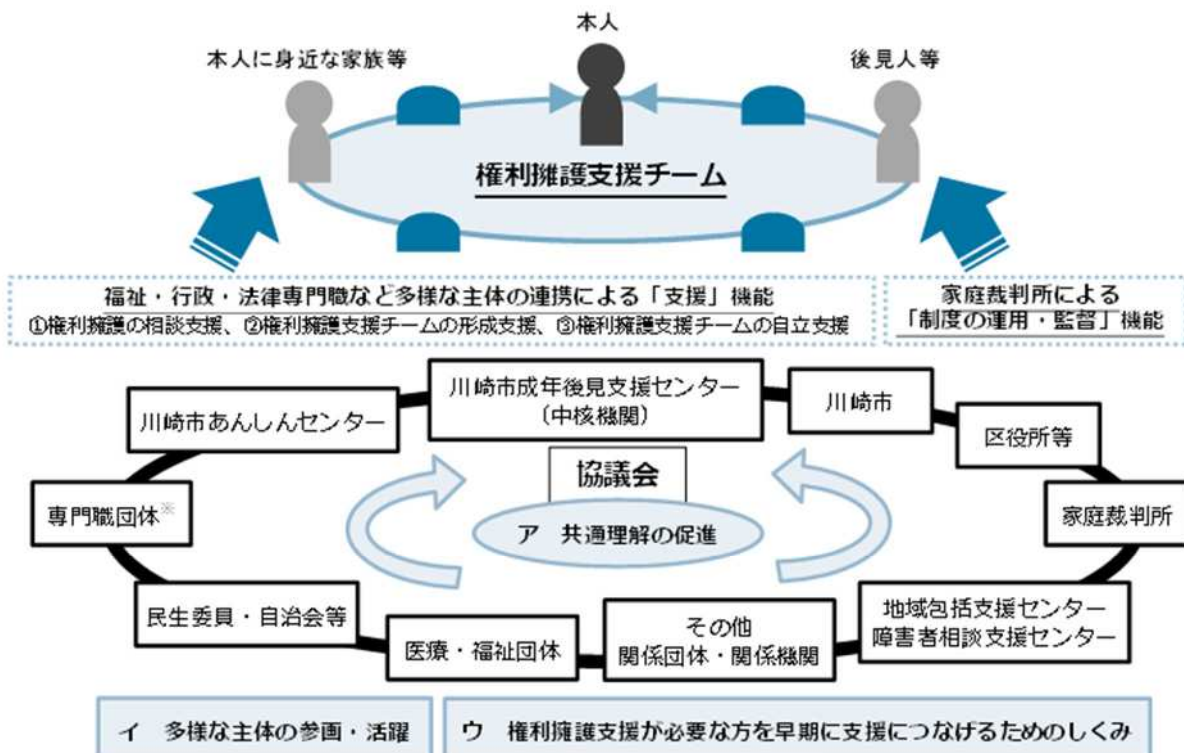
※「川崎市成年後見支援センター」を中心とした専門職団体を含む「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、本人を中心とした権利擁護支援チームをサポートすることで、本人の意思決定支援及び身上保護を重視した権利擁護支援をめざしています。

成年後見制度の利用促進に向けては、これまで、法律・福祉等の専門職や関係機関等の連携体制を強化し、協力する体制づくりを進めるための合議体として「川崎市成年後見制度利用促進協議会」の実施や、その、事務局機能を担い、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能を有する「川崎市成年後見支援センター」（中核機関）を設置し、取組を推進してきました。その他にも、身寄りのない方等が成年後見制度を必要とする場合に、後見開始の申立を市長が行う市長申立や、申立費用の一部・後見報酬の助成などを行う「成年後見制度利用支援事業」等を実施しています。また、川崎市社会福祉協議会が運営する「あんしんセンター」においては、成年後見制度の法人後見や、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業を行っています。

令和4（2022）年度に実施した川崎市地域福祉実態調査では、成年後見制度について「すでに制度を利用している」「おおむね制度について知っている」が39.0%となっています。そのため、引き続き制度の普及・啓発に取り組むことや、多様な関係者へ制度の理解促進を図ることが必要です。また、今後も増加が見込まれる成年後見制度の利用者に対応するため、担い手の確保を図る必要があります。さらに、権利侵害を未然に防ぐために、権利擁護支援が必要な方を早期に支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

これらの取組を進めるため、本人を中心とした「権利擁護支援チーム」、中核機関としての「川崎市成年後見支援センター」、「川崎市成年後見制度利用促進協議会」の3層による「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の一層の充実を図ります。

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク概要図】



※弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会

地域連携ネットワークの一層の充実に向けた具体的な取組**ア 多様な関係者への「共通理解の促進」に向けた取組**

成年後見制度について、多様な関係者から共通理解が得られるように、引き続き、関係機関への「成年後見制度パンフレット」の配布や、成年後見制度シンポジウム、市民向け研修会、関係機関向け研修会を実施します。また、町内会や民生委員・児童委員の集会等に直接訪問し制度の説明を行う「出張講座」を実施します。

地域の医療機関に対して、成年後見制度の概要や診断書の記載方法等を周知し、理解の促進を図ります。また、障害のある方が適切に成年後見制度の利用ができるように、分かりやすい広報ツール等により、効果的な広報を実施します。

権利擁護支援チームにおける多職種の効果的な連携による円滑な支援を推進するため、関係機関向け研修会等での後見人等の役割について周知やカンファレンス等への専門職の派遣など、専門職後見人とケアマネジャー等の支援者との相互理解を進めます。

任意後見制度やエンディングノートの活用など終活に関する普及・啓発を行い、自己決定を推進する取組を進めます。また、川崎市社会福祉協議会では、終活支援事業（川崎市未来あんしんサポート事業）を令和4年度からモデル的に実施しています。

イ 「多様な主体の参画・活躍」に向けた取組

引き続き、地域における権利擁護の担い手のひとつとして、市民後見人を養成します。市民後見の受任促進に向けて、専門職後見人からのリレーや複数受任等の検討を行います。また、親族後見人を対象として、後見事務等に関する勉強会を開催するなど、親族後見人等への支援をすすめます。

市内の多様な法人後見実施団体と連携し、法人後見の受任促進に向けた検討を行うとともに、権利擁護支援のさらなる充実に向け、地域における多様な分野・主体が連携する機会の創設に向けた検討を行います。

ウ 権利擁護支援が必要な方を早期に支援につなげるためのしくみづくり

引き続き、後見人等候補者の選定が困難な場合に適切な候補者の選定を行う「受任調整会議」を実施します。

相談機関が金銭管理支援事業や成年後見制度の必要性を判断するツールとして作成した「成年後見制度等活用に関する相談機関向けガイド」を活用し、早期支援及び適切な市長申立ての実施を図ります。

「川崎市成年後見制度利用促進協議会」に法律・福祉等の構成団体の追加を検討するなど関係機関等の連携体制の充実を図ります。

成年後見制度利用支援事業を推進や「日常生活自立支援事業」等関連する事業から成年後見制度への早期の移行を検討することで、権利擁護が必要な方に対して、早期に支援につなげる仕組みを構築します。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営 ・運営数：各区1か所 ・継続実施			
	●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進 ・成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催：R4 4回 ・中核機関職員や専門職の派遣等による相談支援の実施 ・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施			
	●障害者差別解消法に基づく取組の実施 ・市職員への周知及び研修等の実施 ・市民や事業者への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の運営			
人権オンブズパーソン運営事業 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。	●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進			
女性保護事業 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。	●女性相談の実施 女性相談員による相談・自立支援の実施 ・事業実施 ・継続実施			
	DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・事業実施 ・継続実施			
	効果的な相談支援体制等の検討 ・相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 ・継続実施			
	●DV被害者等の緊急一時保護の実施 ・緊急時における対応事業実施 ・継続実施			
子どもの権利施策推進事業 子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。	●子どもの権利に関する広報及び意識普及の促進 ・さまざまな広報媒体を活用した取組の推進 ・継続実施			
	●さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 ・意識普及の促進に向けた取組の推進 ・R4広報資料配布部数：284,613部 ・継続実施			
	●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 ・第7次行動計画に基づく取組の推進 ・継続実施			
	●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 ・調査を踏まえた取組の推進 ・継続実施			
	・第8次行動計画の策定 ・継続実施			
	・調査の実施 ・継続実施			

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、生活基盤としての「住まい」の確保とともに本人の希望やライフスタイルに合った「住まい方」を実現することが求められています。

そのため、(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備、(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備、(3) 活動・交流の場づくり、(4) 地域における移動手段の確保に取り組みます。

こうした取組を通じて、限られた資源を有機的に機能させながら、ケアのあり方を視野に入れた「まちづくり」を推進します。

※なお、ここでの「住まい」とは、一般の住宅やグループホーム等に、特別養護老人ホームや障害者支援施設等の入所施設を加えたものです。また、「住まい方」とは、家族等や地域コミュニティとの生活を送る中での関わりとそれを含めた多様な生活の仕方を表すものです。

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

今後の超高齢社会においては、ケアを必要とする人は増加していくことが見込まれます。こうした中で、個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、ケアを必要とする人への多様な対応が求められています。

高齢分野では、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行い、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。

障害分野では、グループホーム整備の支援の取組や、希望する住まいでの継続した生活を支援できるよう、多様なニーズに対応できるサービス基盤の整備に向けた取組を進めます。

児童分野では、子育てしやすい環境の整備に向けて、地域の需要を分析しながら、新規整備に限らず既存の施設や事業を有効活用することにより保育受入枠を確保するなど、待機児童対策を継続するとともに乳幼児期の子どもの生活の場と成長を支える「保育・幼児教育」や、子どもの心身の成長と保護者の子育てを支える「母子保健」といった、子どもの成長を根幹から支える基盤制度に引き続き取り組みます。

事務事業名等	事業内容・目標			
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
介護サービスの基盤整備事業 多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。	●「高齢者者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」の着実な推進			
	・「第9期」計画の策定	・計画に基づく取組の実施	・計画に基づく取組の実施	・継続実施
	●特別養護老人ホームの整備			
	・R5.3月の累計:5,208床	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●介護老人保健施設の整備			
	・R5.3月の累計:2,281名	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●介護医療院の整備			
	・R5.3月の累計:0名	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●介護付有料老人ホームの整備			
	・R5.3月の定員数:7,759名	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●認知症高齢者グループホームの整備			
	・R5.3月の累計:262ユニット	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備			
・R5.3月の累計:26か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●(看護)小規模多機能型居宅介護の整備				
・R5.3月の累計:67か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●高齢者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進				
「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」及び「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」に基づく取組の実施				
・計画に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●介護サービスの質の確保に向けた取組の実施				
・監査指導の実施 ・状況を的確に捉えた対応の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
障害福祉サービスの基盤整備事業 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者通所事業所等の整備を進めます。	●障害者通所事業所等の整備			
	・R5.4月の生活介護事業所数:全89か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・小規模生活介護事業所の整備	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●障害児・者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進			
	「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づく取組の実施			
・計画に基づく施設の長寿命化や建替え等の支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
公立保育所運営事業 保育子育て総合支援センターと公立保育所が連携し「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支及び公民保育所人材育成」「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を進めます。	●保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進			
	・整備の推進 ・宮前区保育・子育て総合支援センターの開所	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●公立保育所の老朽化対策の実施			
	・計画的な施設保全の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施			
	・地域の子ども・子育て支援の実施 ・民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●多様なニーズに対応した保育の提供			
	・一時預かり事業の実施 ・医療的ケア児の受入れの実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●障害児保育の巡回相談や発達相談の実施				
・専門相談員による個別的な相談指導の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和4～5（2022～23） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度
<p>認可保育所等整備事業</p> <p>保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可等を整備することで、保育受入枠を確保します。</p>	<p>●さまざまな手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.4月の定員数確保に向けた整備等（716人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定に合わせた見直しの検討

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

住まい・住まい方に対するニーズの多様化や更なる少子高齢化など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者や生活困窮者、子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル、ライフステージ等に応じた住宅を確保しやすい仕組みづくりに取り組みます。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
住宅政策推進事業 「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案、調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズ等に応じた民間住宅の誘導に取り組みます。	●「住宅基本計画」に基づく住宅・住環境に関する施策の推進			
	・計画改定	・取組の推進、進行管理	・継続実施	・継続実施
	●「高齢者居住安定確保計画」に基づく高齢者の住まいに関する施策の推進			
	・計画改定	・取組の推進、進行管理	・計画改定に向けた検討	・継続実施
	●子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化に応じた民間住宅の誘導 既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導 サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導			
・供給誘導	・新たな計画に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施	
社会環境の変化等を踏まえたこれまでの誘導施策の検証及び施策の検討				
・住宅基本計画等への位置づけ	・新たな計画に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施	
市営住宅等管理事業 「市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿化計画）」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用をめめます。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進			
	・修繕、維持管理の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●よりの確・公平な提供に向けた取組の推進			
	・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進	・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の拡充	・入居新制度の運用推進	・継続実施
	●社会情勢の変化等を踏まえた市営住宅等管理業務に関する取組の推進			
	・管理代行業務・モニタリングの実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●市営住宅等の使用に関する適正管理				
・使用料の適正管理	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営				
・コインパーキング等の管理・運営	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進			
	・取組の推進、進行管理	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進			
	・R4建替え・改善等実施完了棟数：8棟 ・R5建替え・改善等実施完了棟数：6棟	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●「地域包括ケアシステム」の構築に向けた大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進				
・市営住宅用地の活用に関する調整 ・提供公園や社会福祉施設用地の創出： R4 1団地 R5 1団地	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5（2022～23）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「居住支援協議会」による入居・生活支援の促進			
	居住支援協議会の運営			
	・地域の担い手や家主等との連携強化の検討	・連携強化による取組の実施	・継続実施	・継続実施
	住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施			
	・R4相談件数：534件 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	入居手続の同行等支援			
・R4支援件数：16件	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化				
・R4支援件数：77件	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
健康リビング推進事業 衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。	●衛生的な住環境の確保に向けた取組の実施			
	・R4講習会実施回数：116回	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(3) 活動・交流の場づくり

地域福祉の着実な推進に向けて、地域住民の自発的・主体的活動の場としての活動・交流の場づくりが求められています。

活動・交流の場については、公共施設として、行政が環境整備を図っているものだけでなく、町内会館等の地域住民の集会施設や民間のスペースを活用して地域活動が行われているケースなども多くあります。こうした活動・交流の場の有機的な連携を進めていくことが重要です。

本市としては、これまで、地域福祉推進の拠点である「総合福祉センター」や、各区の「福祉パル」において、地域福祉の推進を図ってきました。また、対象者別の施設として、高齢者を対象に健康・生きがいづくりなどを推進することを目的として、各区に「いきいきセンター」、市内48か所にて「いこいの家」の運営を行っています。

子育て中の親子に交流の場を提供し、子育てに関する悩み相談ができる「地域子育て支援センター」を、「保育・子育て総合支援センター（川崎区、中原区、宮前区は設置済み。今後、各区1か所設置予定。）」のほか、保育所やこども文化センター内で運営しています。また、遊びを通した子どもの健全育成や居場所としての機能のほか、地域の子育て支援や、市民活動の推進を目的に、市内59か所にて「こども文化センター」等の運営を行っています。さらに、学校施設を活用しながら「地域の寺子屋事業」などを推進しています。

いこいの家については、乳幼児や青少年など幅広い年代が利用することも文化センターと連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流できるよう、両施設間における多世代交流を進めてきました。

こうした取組等を踏まえ、今後のいきいきセンター及びいこいの家については、両施設のあり方やより効果的な活性化の方策についての方向性を示すことを目的に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」に基づき、多世代交流を含む地域交流事業としてこども文化センターをはじめとした既存施設や、地域住民との交流機会を確保するなど、地域の方々により幅広く活用してもらえるような取組を進めていきます。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域福祉施設の運営 各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。	●総合福祉センターの運営			
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	●福祉パルの運営（7か所）			
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	●指定管理者によるいこいの家 48 か所、いきいきセンター7か所の運営			
	・R4いこいの家利用者数：351,664人	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・R4いきいきセンター利用者数：172,693人	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●いこいの家・老人福祉センター活性化計画に基づく施設の老朽化対策や有効活用等の実施			
	・施設の状況を踏まえたいこいの家の老朽化対策の検討・実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・いこいの家の機能重視の考え方への転換と施設配置の見直しの実施			
	・新たな利用者の獲得に向けた取組の実施			
	●いこいの家、いきいきセンターの移転・整備			
	支所庁舎建替え等に伴う大師・田島いこいの家の移転			
	・複合施設の管理運営手法等の検討、調整			
小杉駅周辺地区（日本医科大学地区）への中原いきいきセンターの移転				
・中原いきいきセンターの移転・整備に向けた取組の実施		・中原いきいきセンターへの移転作業の実施		
●こども文化センター等との連携強化をはじめとした多世代交流の取組の推進				
・R4事業実施数：52か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・多世代交流の更なる推進				
こども文化センター運営事業 子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験やかつどうを通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。	●こども文化センターの運営			
	・適切な管理運営及び修繕の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・新複合施設の管理運営手法等の検討・調整			
地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	●子どもたちの意見等を踏まえた放課後等の子どもの居場所の検討			
	・意見聴取及びニーズ等を踏まえた放課後等の子どもの居場所に係る方向性等の検討と取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進			
・事業の拡充及び円滑な運営に向けた支援	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保				
・養成講座の実施による寺子屋の運営に参画する人材の確保	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・人材確保に向けた広報の充実				
●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発				
・フォーラムの開催 R4：1回 R5：1回	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進				
・地域ぐるみによる学習支援等の体制づくりの推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(4) 地域における移動手段の確保

高齢化の進展を背景とした公共交通に対するニーズや輸送需要が変化し、地域公共交通を取り巻く状況が変化してきました。

本市では、高齢者の社会参加の促進に向けて、路線バスを活用した外出を支援してきました。また、高齢者の増加に対応する持続可能な制度構築を目的としたICT活用の取組を進めました。障害者に対しては、バス乗車券や重度障害者福祉タクシー利用券交付事業を実施し、外出時の移動手段の確保に取り組んでいます。

コミュニティ交通の導入については、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細やかな移動手段の確保に向けた取組を推進します。

事務事業名等	事業内容・目標			
	現状 令和4～5(2022～23) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。また、時代に即した持続可能な制度構築のための取組を推進します。	●高齢者の外出支援に向けた取組の実施			
	持続可能な制度の構築を図りながら、高齢者の社会参加に向けた取組の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> バス優待乗車証のICT化の実施 ICTを活用した新たな外出支援施策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した新たな外出支援策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	高齢者の増加に対応した持続可能な制度の構築に向けた取組			
障害者の移動手段の確保対策事業 バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段を確保します。	●バス乗車券(ふれあいフリーパス)の交付			
	<ul style="list-style-type: none"> R4交付者数：19,546人 利便性の向上と障害者の社会参加の更なる促進に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●重度障害者福祉タクシー利用券の交付			
	<ul style="list-style-type: none"> R4交付者数：14,909人 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
地区コミュニティ交通導入推進事業 「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細やかな移動手段の確保に向けた取組を推進します。	●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ(リフト・ストレッチャー付き福祉車両)の運行			
	<ul style="list-style-type: none"> R4稼働件数：5,196回 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●行政主導により民間事業者等と連携した新たな取組の全市展開			
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな制度やICT等、さまざまな運行手法の活用に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●「地域交通の手引き」に基づくコミュニティ交通の導入に向けた地域協議会等への支援等の取組の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな支援制度の運用及び市民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の見直しに合わせた地域支援の効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入の促進				
<ul style="list-style-type: none"> 取組の検討・推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
●コミュニティ交通導入済みの地区における利用促進に向けた地域協議会等の取組の推進				
<ul style="list-style-type: none"> 高石地区、長尾台地等における取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

すべての地域住民を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政だけでなく、住民や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など地域内の多様な主体の取組が求められるとともに、各主体間の連携が必要になります。

また、新型コロナの影響等による社会状況の変化を踏まえ、災害時も想定した見守り活動などの地域課題の解決に向けては、民間事業者を含めた多様な主体による地域のつながりづくりが必要になります。

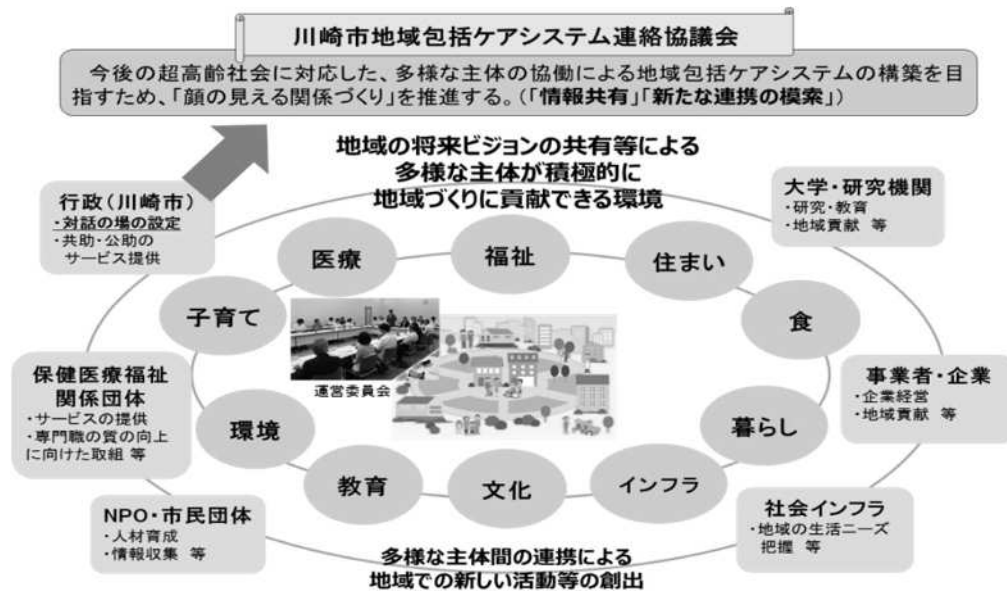
そのため、(1) 市民・事業者・行政の協働・連携、(2) ボランティア・NPO 法人等の支援、(3) 地域見守りネットワークの推進、(4) 災害時の福祉支援体制の構築に取り組みます。

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

限られた資源のもとで、多様性を重視した対応を効率的・効果的に図っていくためには、行政だけではなく、住民、町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など、市内の多様な主体による適切な役割分担が求められてきます。

そのため、自助、互助、共助、公助の役割分担による各々の特徴を活かし、柔軟な組み合わせによる「支え合い」の仕組みづくりをめざしています。

本市においては、これまで培ってきた多くのボランティア団体の活動や、都市部の特徴ともいえる多くの民間資源の継続的な活動を推進していくことをめざしており、川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会等を活用して、地域の目標を地域全体で共有していくため、地域のマネジメント機能を強化し、更なる市民・事業者・行政の協働・連携を進めます。



【地域包括ケアシステム連絡協議会の運営】

地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係団体、民間企業、大学等研究機関などの多様な関係機関が自由に情報交換・対話を進め、顔の見える関係づくりを通じて、それぞれの主体に応じた役割を自発的に担っていただけるよう、多様な参加者による新たな連携の可能性を模索し、気づきを得られる場づくりを進めます。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5（2022～23）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
地域包括ケアシステム推進事業 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットやポータルサイト、マンガなど、多様な手法と幅広い広報媒体を活用した様々な世代に向けた普及啓発の推進 	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●民間企業を含めた多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進			
	地域包括ケアシステム連絡協議会の開催			
	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の開催による「顔の見える関係づくり」の推進 開催回数：R4 2回 ワーキンググループによる新たな地域資源や取組の開発、協議会全体に波及する取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数2回 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数2回 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	地域包括ケアシステム懇話会の開催（交流会・講演会）			
	<ul style="list-style-type: none"> R4開催回数：2回 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数3回 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数3回 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
●小地域における地域マネジメントの取組推進				
<ul style="list-style-type: none"> 各区における地区カルテを活用した地域課題の把握と地域の関係主体との共有・解決の支援 コミュニティ施策と連携した地域資源の開発・支援・コーディネート推進 	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり				
<ul style="list-style-type: none"> 多機関連携支援モデルを活用した相談支援体制の充実に向けた取組の推進 重層的な支援体制の構築に向けた取組の推進 	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5（2022～23）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発や認知症等行方不明SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。	●認知症対応力向上に向けた各種研修の開催			
	<ul style="list-style-type: none"> ・R4 認知症介護指導者養成研修受講者数：0人 ・R4 認知症サポート医養成研修受講者数：7人 ・R4 フォローアップ研修受講者数：25人 ・R4 かかりつけ医研修受講者数：20人 ・R4 病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：39人 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者数2人以上 ・受講者数6人以上 ・受講者数30人以上 ・受講者数50人以上 ・受講者数200人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施
	●早期診断・早期対応に向けた取組			
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターによる地域医療の提供及び連携の推進 ・認知症訪問支援チームによる支援の実施 ・軽度認知障害（MCI）事業の検討と本格実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施
	●認知症高齢者等の支援の実施			
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の実施 R4受講者数：4,519人 ・若年性認知症ガイドブック、認知症ケアパス等の普及 ・認知症カフェの普及 ・若年性認知症支援コーディネーターによる就労継続等の支援の実施 ・地域の多様な主体との連携による「チームオレンジ」の整備に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者数：8,000人以上 ・継続実施 ・継続実施 ・地域の多様な主体との連携による「チームオレンジ」の整備・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
●介護者の負担軽減に向けた取組の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症コールセンターの運営 ・「認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業」の実施 ・認知症事故救済制度のあり方の検討結果に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
<p>多様な主体による協働・連携推進事業</p> <p>市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体が主体的に地域課題解決に向けて取り組めるような環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。</p>	●「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進			
	・ 検証を踏まえた取組の推進	・ 継続実施	・ 継続実施	・ 継続実施
	「まちのひろば」プロジェクト及び「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向けた取組等の推進			
	・ ソーシャルデザインセンターの創出及び運営支援	・ 継続実施	・ 継続実施	・ 継続実施
	●地域人材の担い手拡充に向けた取組の実施			
	プロボノワーカー（仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動を行う人）と市民活動団体等とのマッチング事業の実施			
・ マッチング事業の実施	・ 継続実施	・ 継続実施	・ 継続実施	
●協働・連携ポータルサイト「つなぐっとKAWASAKI」の運用				
・ 運用状況や運営上の課題に応じた機能見直しによる市民参加の支援	・ 継続実施	・ 継続実施	・ 継続実施	
●企業、大学、他自治体などの多様な主体と、それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組の更なる推進				
・ 協定締結数： 企業：466件 大学：93件 ※R5.3現在	・ 継続実施	・ 継続実施	・ 継続実施	
<p>かわさき健幸福寿プロジェクト</p> <p>要介護度等の改善・維持を図った介護サービス事業所及びサービス利用者に、インセンティブを付与することで、安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。</p>	●プロジェクト実施による要介護度等の改善・維持の推進			
	・ これまでの取組の検証と国や他都市の動向、データ分析を踏まえた事業の改善及び方向性の検討	・ 改善後のプロジェクトの実施	・ 継続実施	・ 検討結果に基づく新たな取組の実施
	・ R4 参加事業所数：301事業所	・ 新たな取組の実施に向けた方向性の検討	・ 参加事業所数：400か所以上	
	・ R4 参加利用者数：437人	・ 参加事業所数：375か所以上	・ 参加利用者数：500人以上	
●事業所が提供するサービスの質の向上及び利用者の生活の質の向上に向けた取組の推進				
・ 一定の成果をあげた事業所及び利用者に対するインセンティブの付与	・ 継続実施	・ 継続実施	・ 継続実施	
・ 自立支援の実践のための講習会参加者数：37人	・ 講習会参加者数：30人以上	・ 継続実施	・ 継続実施	
・ 取組事例の共有による意識醸成と実践の促進のための研修会等開催回数：R4 1回	・ 研修会等開催回数：1回	・ 継続実施	・ 継続実施	

(2) ボランティア・NPO法人等の支援

少子高齢化が進展する中で、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い、共生していけるような地域の福祉力が、核家族化などの家族形態の変化とともに低下傾向にあります。

こうした中で、ボランティア、NPO、町内会・自治会その他の住民団体などの多様な主体が、力強く互助を担う仕組みや、住民と行政が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮し、地域力を創造する仕組みづくりが必要です。

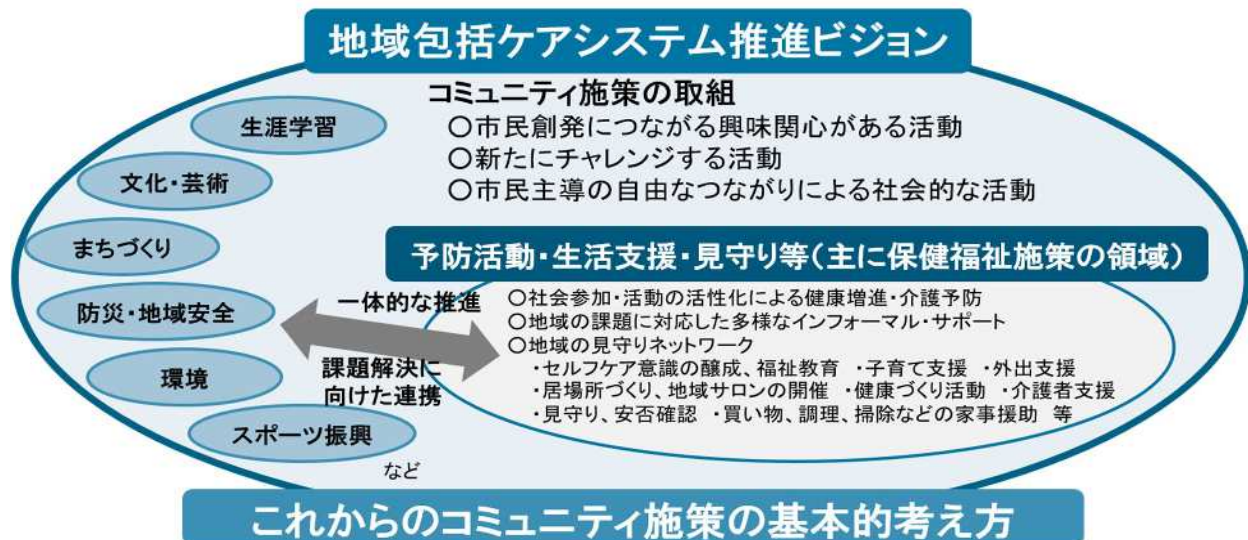
このような活動が活発に行われるように、川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」や、「かわさき市民活動センター」などの中間支援組織によるボランティア・NPO活動等への支援を推進します。

また、平成31(2019)年3月には、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する方向性を示すため、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」をまとめました。

さらに、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）としての「ソーシャルデザインセンター」とも連携を図りながら、ボランティア・NPO活動や町内会・自治会の支援に向けた取組を推進します。

【コミュニティ活動の活性化に向けたイメージ】

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成



事務事業名等	現状			
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
市民活動支援事業 市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を活性化させるため、「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動の中間支援機能を強化する取組を推進します。	●「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動支援の促進			
	・R4施設等利用団体数：3,936団体	・施設等利用団体数：5,500団体以上	・施設等利用団体数：6,400団体以上	・継続実施
	●「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進			
	・市内のさまざまな市民活動の中間支援組織のネットワーク化の推進ニューの開発・実施 ・多様な主体の協働・連携を促進する支援メニューの実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●市民活動中の事故に対する「市民活動（ボランティア活動）補償制度」の実施				
	・制度の運用	・継続実施	・継続実施	・継続実施
ボランティア活動振興センターの運営支援 社会福祉協議会が運営するセンターにおいて、地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉の推進を図ります。	●「ボランティア活動振興センター」を通じたボランティア活動の育成・支援			
	・ボランティア活動の振興 ・災害ボランティア活動の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
NPO法人活動促進事業 NPO法人(特定非営利活動法人)活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。	●NPO法人の設立認証、情報公開、監督等の実施			
	NPO法人設立事務説明会、出張相談会の実施、監査・指導等の実施			
	・制度の運用	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用			
	審査会からの今後の運用の方向性に関する諮問・答申に基づく運用の実施			
	・制度の運用	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	認定・条例指定制度説明会の開催			
	・説明会の開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●NPO法人運営の基盤整備・強化に向けたサポート			
	かわさき市民活動センターなど中間支援組織と連携した支援等			
	・支援等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	専門家による個別相談等の運営基盤強化に向けた取組の実施			
・取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●市民による相互支援や寄付文化の醸成				
企業、市民とNPO法人の連携を促進するフォーラム等の開催				
・フォーラム等の開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
全国的なキャンペーンである寄付月間に合わせた取組の実施				
・理解促進に向けた取組	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
<p>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業</p> <p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区教育担当を中心に、関係機と連携しながら、学校と地との連携の強化や学校へきめ細かな支援を推進します。</p>	<p>●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進</p> <p>・「夢教育 21 推進事業」の実施</p> <p>●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施</p> <p>・学校評価の実施</p> <p>●学校教育ボランティア配置による学校活動の支援</p> <p>・学校教育ボランティアの配置</p> <p>●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進</p> <p>・小中連携教育の実施</p> <p>●区における教育支援の推進</p> <p>学校運営全般に対する支援</p> <p>・支援の実施</p> <p>地域のみまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援</p> <p>・連携した取組の実施</p> <p>各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進</p> <p>・地域諸団体・機関との連携による子どもの支援</p> <p>●学校運営費の効率的・効果的な執行</p> <p>・各学校の特色に応じた予算調整の実施</p>			
<p>地域振興事業</p> <p>地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。</p>	<p>●「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づく区と連携した取組</p> <p>地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、補助制度の適正な運用の実施</p> <p>・川崎市町内会・自治会活動応援補助金制度の適切な運用</p> <p>・広報媒体を活用した活性化支援等の実施</p> <p>町内会・自治会の個別事情に応じて求められる、きめ細かい活性化支援の実施</p> <p>・支援の実施</p> <p>●「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づく、町内会・自治会の負担軽減に向けた取組の推進</p> <p>・取組の推進</p> <p>●町内会・自治会館の整備に関する補助による建替、耐震改修等の支援の実施</p> <p>・補助金の交付</p> <p>●自治功労者表彰等の実施</p> <p>地域福祉の増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等を表彰</p> <p>・表彰等の実施</p> <p>●市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施</p> <p>町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の機能強化に向けた取組</p> <p>・取組の実施</p> <p>新総合自治会館における市民自治活動に資する取組への支援の実施</p> <p>・支援の実施</p> <p>市民自治財団と連携した、地域活動に寄与する新総合自治会館の利用促進</p> <p>・取組の実施</p> <p>●町内会・自治会等と連携した多摩川美化活動・市内統一美化活動の実施</p> <p>R4 参加者数：37,474人</p> <p>・参加者数 59,900人以上 (合計)</p> <p>・参加者数 60,000人以上 (合計)</p>			
<p>地域福祉コーディネーター技術研修</p> <p>地域福祉活動を行う団体等が、実践の上で必要なコーディネーター技術を習得するため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施します。</p>	<p>●地域福祉活動の核となるコーディネーターを養成する研修の開催</p> <p>・事業実施</p>			

(3) 地域見守りネットワークの推進

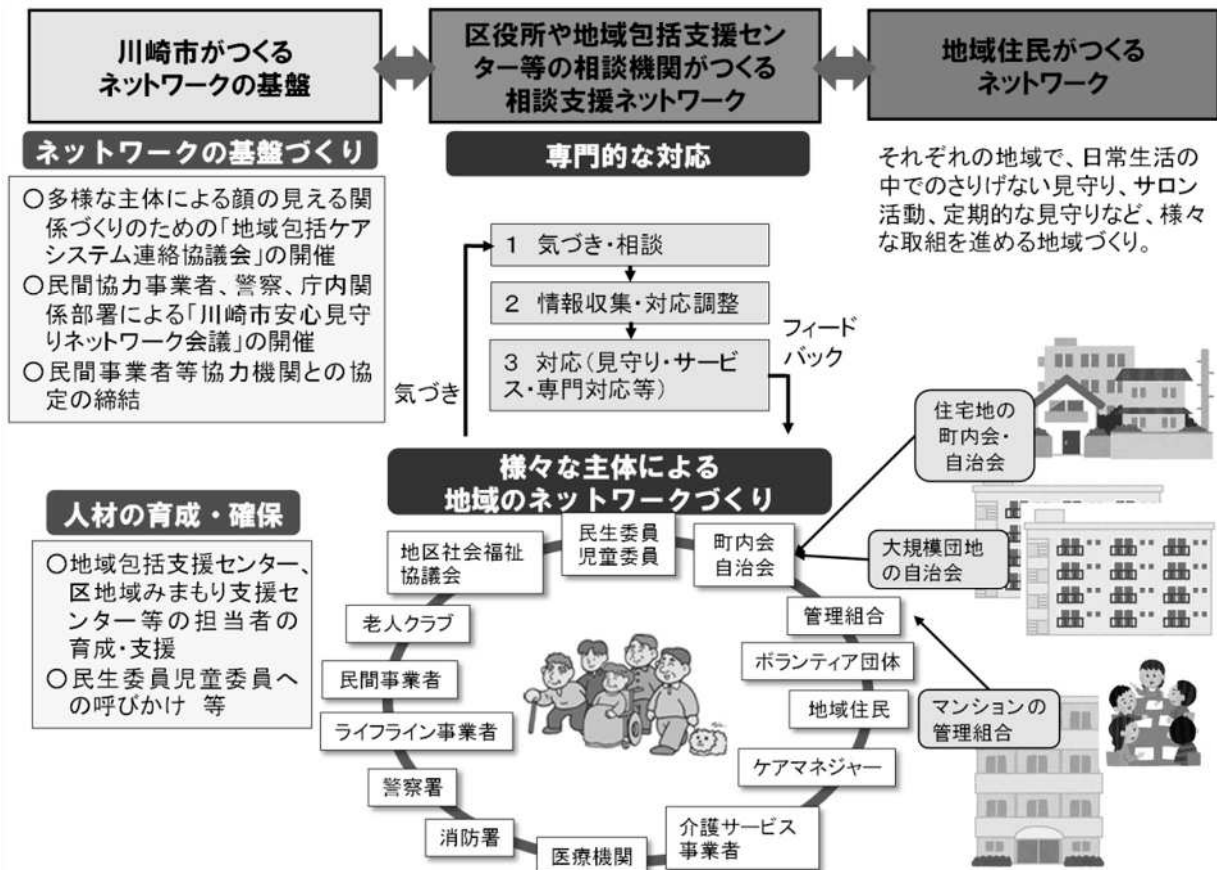
高齢化や核家族化の進展に対応するため、単身高齢者をはじめとする地域における見守りの充実が課題になっています。

地域における「見守りネットワーク」の基本となる活動として、小地域のネットワークの中で、高齢者が高齢者を介護する「老々介護」、認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」など、見守りが必要となる高齢者等を、住民同士がお互いに気にかける支え合いの仕組みづくりが求められています。

こうしたことから、様々な生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、より多くの地域の民間事業者等の協力機関と協定を締結し、見守りの「目」を増やしていくとともに、事例報告や支援に向けた情報交換を目的とした「安心見守りネットワーク会議」の開催などによる基盤づくりの取組を進めます。

また、様々な見守りの担い手による地域のネットワークづくりに向けて、民生委員児童委員の協力の下、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯などの実態把握を進めるとともに、町内会・自治会や、集合住宅の自治会や管理組合等においても、日常生活の中でのさりげない見守り、サロン活動などの住民主体による取組が、それぞれの地域で進んでいき、地域の相談機関なども包含した多様な主体による連携を推進し、安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげていきます。

【地域のネットワークのイメージ】



事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりの推進			
	地域見守りネットワークの広報の実施			
	・市政だより等による広報	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	協力民間事業所の拡充に向けた取組の実施			
	・R4 協力事業者数：73 事業者	・協力事業者数：81 か所以上	・協力事業者数：84 か所以上	・協力事業者数：87 か所以上
高齢者生活支援サービス事業 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組むとともに、高齢者の生活を支える介護保険外のサービスの提供や日常生活用具の給付等を行います。	●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施			
	・地域における見守りの継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守りの推進			
	互助の仕組みや関係機関との連携体制の強化に向けた取組の推進			
	・地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワークづくり」	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	互助の担い手不足に課題のある地域における見守り体制の構築			
	・高齢化の進んだ団地における見守り体制の構築	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の実施			
	・緊急通報システムの運用	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●高齢者の生活を支えるサービスの提供の実施			
	・高齢者に対する市単独事業のあり方の検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・訪問理美容サービス事業の実施			
	・寝具乾燥事業の実施			
・紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施				
●高齢者がいつまでも安心して暮らせるための終活支援事業の実施				
・終活支援事業の試行実施	・終活支援事業の本格実施	・継続実施	・継続実施	

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

① 近年の大規模災害と国の動向

平成 23 (2011) 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち高齢者の死者数は約 6 割を占めたほか、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。また、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 (2013) 年の災害対策基本法の改正においては、市町村による避難行動要支援者（自ら避難することが困難で、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者等）名簿の作成を義務化し、同名簿に掲載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別避難計画の作成を進めることが適切であるとの考えが示されました。

また、令和元 (2019) 年東日本台風や令和 2 (2020) 年 7 月豪雨など近年の災害では、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が被害にあっており、個別避難計画の作成も十分とはいえない状況であったことから、令和 3 (2021) 年 5 月の災害対策基本法の改正において、避難行動支援者に対する個別避難計画の作成を市町村の努力義務とするなどの規定等が創設されました。

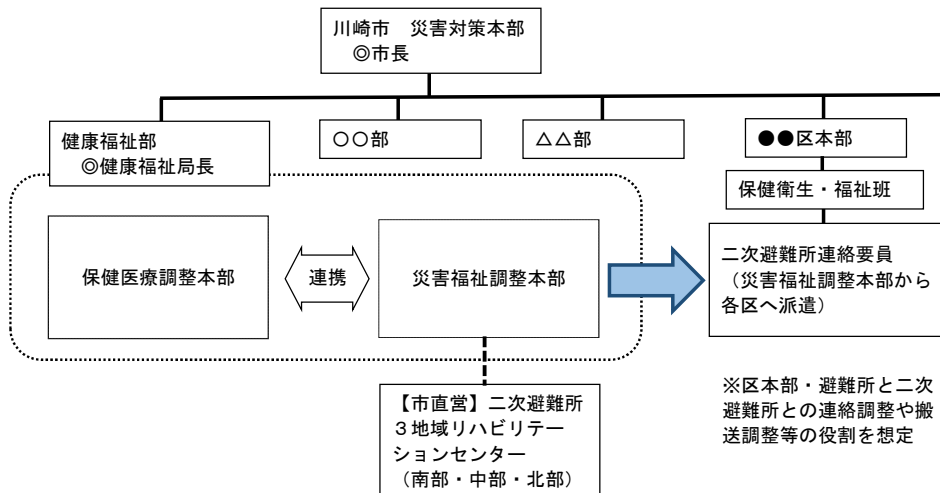
② 災害福祉調整本部の設置と体制強化

市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設や災害時要援護者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における確かな判断と迅速な対応が行えるよう、災害時には市の災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置します。

また、大規模な風水害等の発生が予測される場合においては、災害対策本部の設置に関わらず、情報収集を行うとともに関係機関への情報発信などを行います。

災害福祉調整本部からは、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣し、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整などを行います。

【市災害福祉調整本部の位置付け】

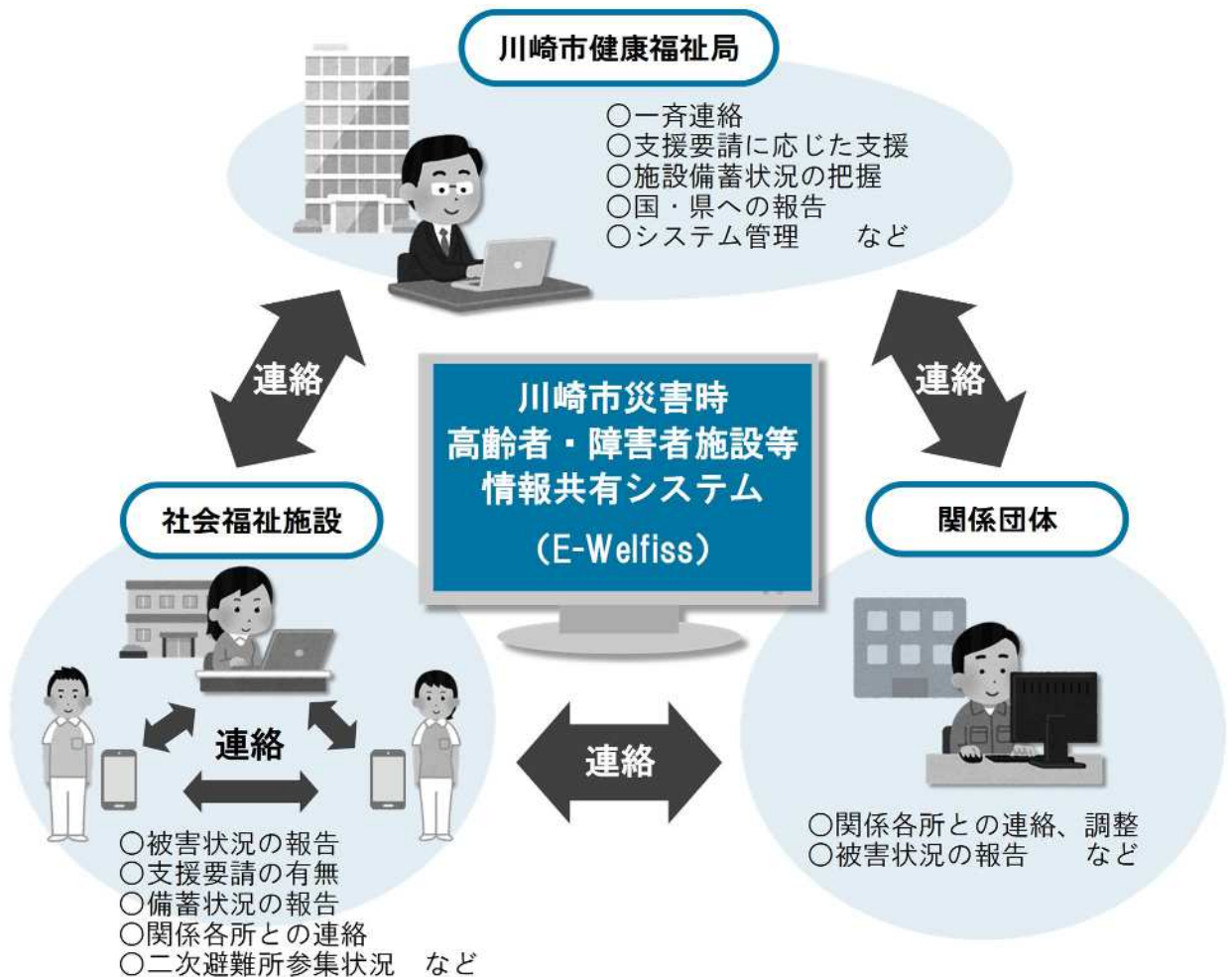


③ 二次避難所及び関係機関に係る情報収集・伝達体制の強化

二次避難所とは、一般的な避難所において生活に支障をきたす方がいる場合に、協定や要綱に基づき、福祉施設等を災害時要配慮者の避難場所として使用する施設等です。二次避難所については、施設管理者等と人員体制、連絡体制等を踏まえて、二次避難所の開設及び運営について協議、調整することとしており、災害発生時には、締結した協定等に基づき施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った後、必要に応じて二次避難所を開設することとしています。令和5（2023）年3月末時点で約230施設と協定等を締結しています。

また、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、入所施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設と災害福祉調整本部、区役所、関係団体などをつなぐ、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（通称「E-Welfiss」）を令和4（2022）年7月に導入し、平時から、情報共有システムを中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進めています。

【E-Welfiss 全体図】



④個別避難計画の取組状況について

個別避難計画とは、高齢者や障害者など支援が必要な人たちの避難計画を一人ひとりの状況に合わせて事前に作成しておき、災害時に備えるものです。

本市では、高齢者に対しては、要介護度などの「心身の状況」、居住地の「ハザードマップ上の危険度」、ひとり暮らし等の「居住実態」を勘察し、特に災害時において支援が必要な高齢者について、その実態を把握しているケアマネジャーが市から依頼を受け、ケアプランの更新等で居宅を訪問する際に個別避難計画を作成することとしています。

計画作成に際しては、手順やルール、条件をまとめたマニュアルが必要不可欠であるため、地域包括支援センター、ケアマネジャー等関係者からなる検討会を設置し、「災害時個別避難計画導入支援マニュアル（高齢者版）」を策定しました。

また、マニュアルと併せ、市内のケアマネジャー向けの計画作成に関する研修等を実施し、個別避難計画の作成を進めます。

障害者に対する個別避難計画の作成については、作成支援を依頼している相談支援専門員に向けた個別避難計画に関する研修会を開催するなど、優先的に作成が必要な方から、順次作成を進めています。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5（2022～23）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
災害救助その他援護事業 災害時に、高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用等や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図ります。	●災害時の要援護者に対する見守り体制の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急入所の実施 個別避難計画の作成支援の実施 医療的ケア児者の災害時電源確保に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充			
	<ul style="list-style-type: none"> R4 二次避難所の整備：233 か所 地域リハビリテーションセンターの二次避難所の運営 二次避難所の物資・備蓄品の整備、感染症を踏まえた開設訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●大規模災害時の福祉拠点機能の強化に向けた「災害福祉ガイドライン」に基づく取組の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 災害福祉調整本部と災害福祉システムの本格運用 他都市からの受援体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給				
<ul style="list-style-type: none"> R4 支給件数：32 件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域防災推進事業 自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。	●自主防災組織等への支援の実施			
	活動助成金、活動促進助成金、防災資器材購入補助金による支援			
	・自主防災体制の拡充・連携・強化を図るため継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	各種相談、活動支援等に向けた取組の実施			
	・取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	災害時要援護者避難支援制度の啓発・取組推進			
	・啓発及び取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	リーダー等の養成に向けた検討・取組の推進			
	・検討・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●避難所運営体制の強化			
・R4 避難所運営会議開催数：136回	・避難所運営会議開催数 150回以上	・避難所運営会議開催数 160回以上	・継続実施	
・R4 避難所運営訓練開催数：105回	・避難所運営訓練開催数 90回以上	・避難所運営訓練開催数 100回以上		
・自主防災組織等による自主的な会議・訓練の開催に向けた取組の実施	・継続実施	・継続実施		
●多様な広報媒体による防災啓発の実施				
・効率的・効果的な啓発手法の検討、取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・冊子、WEB等を活用した取組の推進				
・出前講座を活用した啓発の実施				
・教育・福祉等の各分野や事業者と連携した横断的な啓発の実施				
・マイタイムライン作成支援の取組の推進				
●感染症と自然災害の複合化対策の推進				
・災害レベルや感染状況を踏まえた柔軟な避難所運営の検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・在宅避難等を含めた分散避難の促進に向けた取組の推進				
●地域に根差した防災協力事業所制度の推進				
・登録事業所のニーズや課題等に応じた取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・R4 研修会：7回	・研修会7回以上	・研修会7回以上		
・地域で実施する会議や訓練等への参加事業所数：R4 60か所	・地域で実施する会議や訓練等への参加事業所数：40か所	・地域で実施する会議や訓練等への参加事業所数：45か所		

災害ボランティアセンターの運営

本市、川崎市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターの3者協定に基づき設置した災害ボランティアセンターにおいては、企業等の様々な団体による支援の受入体制の整備、運営に関わる地域の支援者の養成、川崎市社会福祉協議会の「設置・運営マニュアル」の更新や設置運営訓練の充実強化などの検討を進め、災害時における迅速な被災者支援への取組を推進します。



4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

地域において、困った時に声をあげられ、周囲に相談できる環境づくりや、何らかのケアが必要となった際に、保健や福祉のサービスや利用できる仕組みづくりを進めるとともに、包括的な相談支援体制づくりを推進します。また、保健・医療・福祉等の専門多職種が連携し、一体的なケアを切れ目なく提供する仕組みづくりを進め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場での生活が継続できるよう支援します。

そのため、(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実、(2) 保健・医療・福祉の連携、(3) 保健・福祉人材等の育成、(4) 虐待への適切な対応の推進、(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組、(6) ひきこもり対策等の推進に取り組みます。

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

少子高齢化の進展や、地域課題の複雑化・多様化が進むなかで、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050問題」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（いわゆる「ヤングケアラー」）、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」など、複合的な生活課題への対応が求められています。

こうしたことから、解決が困難な状態となる前に、予防の視点を重視し、これまでの分野別、年齢別に縦割りだった支援に留まらず、改めて当事者を中心とした支援をめざして、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくることが重要となっています。

本市においては、区役所地域みまもり支援センター、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等において、保健師や社会福祉職等の専門職がチームで対応し、生活課題を抱える住民に対応しています。今後も増大が見込まれるこうした課題を抱えた世帯に対応していけるよう、全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが相談対応機関をバックアップする体制を整備するなど、専門職による職種間連携や地域住民等と協働して、地域での連携を進めます。また、令和3（2021）年度に開設した「総合リハビリテーション推進センター」において、組織ごとの役割分担や連携方法を整理した多機関連携支援モデルを作成するとともに、分野横断的な人材育成も推進しています。

事務事業名等	事業内容・目標			
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行います。	●地域包括支援センターの運営			
	・R4：49か所	・49か所	・49か所	・継続実施
	●地域ケア会議の推進			
	・R4：483回	・400回以上	・400回以上	・継続実施
	●多職種協働によるネットワークの構築			
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに取り組みます。	●障害者相談支援センターの運営			
	・安定的な運営と地域との関係機関との連携	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●地域自立支援協議会の推進			
	・R4開催回数：9回	・開催回数4回以上	・開催回数4回以上	・開催回数4回以上
	●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等			
	・体制強化に向けた支援や障害福祉サービス事業所等によるサポートプラン作成の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進			
	支援教育コーディネーターの配置			
	・小学校、中学校：全校	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施			
	・研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実			
	スクールカウンセラーの配置			
	・カウンセラーによる専門的支援の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	学校巡回カウンセラーの派遣			
	・小学校、特別支援学校への定期派遣の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化				
・各学校への要請訪問と巡回派遣による支援の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・R4 配置：11名 R5 配置：12名	・配置 13名	・配置 14名		
●多様な相談機能の提供				
・相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
母子保健指導・相談事業 妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子がすこやかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。	●思春期の心と身体の健康教育の実施			
	・学校保健と連携した集団指導等の実施 ・R4 参加者数：3,747人	・参加者数 7,000人以上	・参加者数 7,300人以上	・継続実施
	●各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施			
	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援			
	・R4 参加者数：3,031人	・参加者数 4,600人以上	・参加者数 4,700人以上	・継続実施
	●新生児訪問及びこんには赤ちゃん訪問の実施			
	・R4 訪問実施率：95.8%	・訪問実施率 94.9%以上	・訪問実施率 94.9%以上	・継続実施
	●産前産後におけるサポートの実施			
	産後ケア事業の実施			
・R4 利用者数：延べ 1,949人	・利用者数 2,300人以上	・利用者数 2,450人以上	・継続実施	
産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施				
・R4 利用者数：3,358人	・利用者数 3,300人以上	・利用者数 3,600人以上	・継続実施	

<p>児童相談所運営事業</p> <p>増加する児童虐待や複雑・困難化する児童相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。</p>	●特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ確な対応の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談援助の実施 	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●児童相談所の体制強化			
	<ul style="list-style-type: none"> 連携強化に向けた取組の推進 	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●体制強化にあわせた施設整備の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭センターの供用開始 中部児童相談所一時保護所の工事着手 中部児童相談所の供用開始 北部児童相談所執務室の供用開始 	・工事完了	・供用開始	・令和7年度で施設整備は終了

(2) 保健・医療・福祉の連携

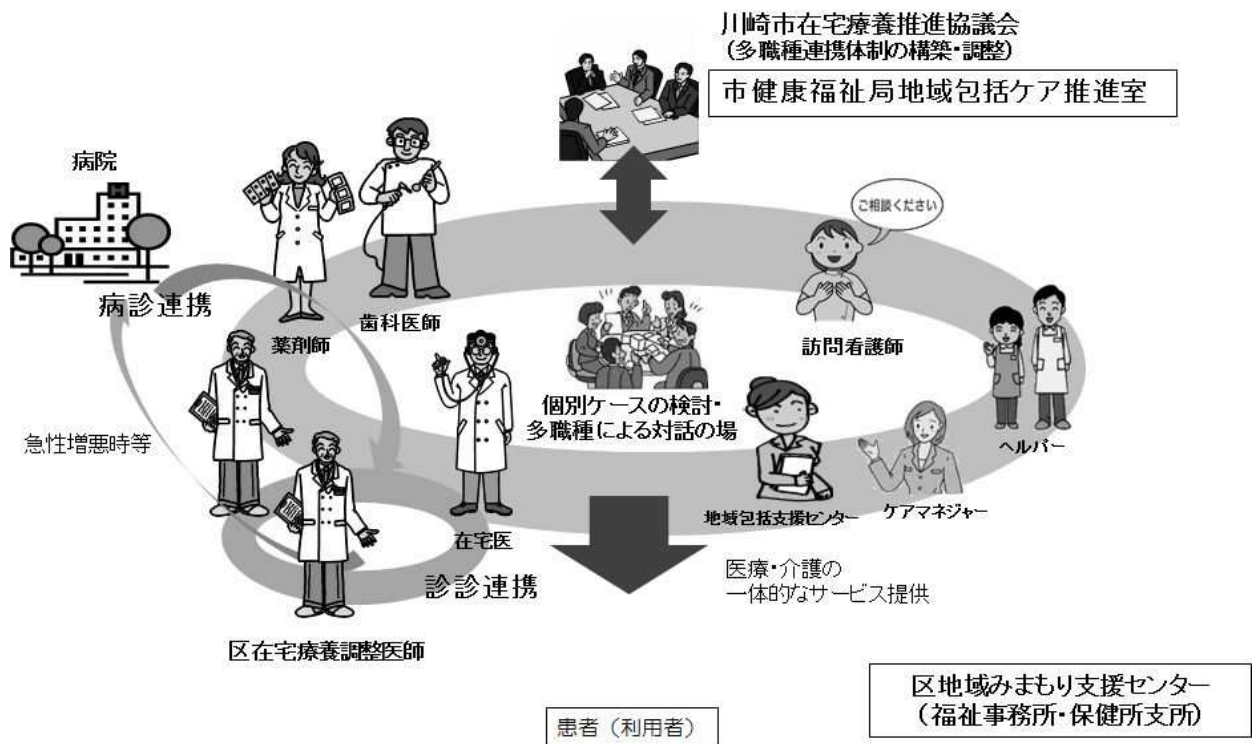
高齢化の進展に伴う疾病構造の変化に対応して、従来の「治す医療」から生活の質（Quality Of Life（以下、「QOL」という。))を重視した「治し支える」医療への転換の必要性が高まっています。

あわせて、QOLの向上に向けては、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することが重要と考えられます。

こうしたことから、疾病の予防・早期発見のために、妊婦・乳幼児健診や各種がん検診などを医療機関と連携を図りながら進めます。さらに、高齢者をはじめとして、在宅での療養環境の充実を図ることが求められており、保健・医療との更なる連携を進めます。

今後に向けて、疾病の予防・早期発見のための各種健診・検診の機会を確保するとともに、住み慣れた自宅等でも、安心して医療が受けられるように、在宅医療・ケアについての市民への啓発を進め、かかりつけ医を中心に、訪問診療などに取り組みやすい環境づくりを推進し、関係多職種との更なる連携を図りながら、在宅療養環境の整備を進めます。あわせて、急性増悪の際の病院への入院や、退院支援など、病院と在宅医療等の連携を進めます。

【在宅医療・ケアシステムのイメージ】



事務事業名等	事業内容・目標			
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
がん検診等事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施			
	・国の指針に基づく肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●がん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨の実施			
	・新しい生活様式を踏まえた受診勧奨の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●がん検診の受診率向上に向けた取組の実施			
・新しい生活様式を踏まえた個別受診勧奨、再勧奨等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●がんに対する意識向上の取組の実施				
・包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
妊婦・乳幼児健康診査事業 妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児のすこやかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。	●特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施			
	・R4 助成件数：2,202 件	・相談事業を継続実施	・相談事業を継続実施	・相談事業を継続実施
	●妊婦健康診査の費用の一部助成の実施			
	・R4 助成件数：144,957 件	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施			
	・R4 乳幼児健康診査受診数：57,041 人 ・R4 聴覚及び視覚検診受診者数：11,792 人 ・R4 先天性代謝異常等検査受診者数：9,292 人	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●健診未受診者へのフォローの実施				
・フォローの実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援				
・支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
在宅医療連携推進事業 医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。	●24時間365日の在宅医療推進の仕組みづくり			
	多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成			
	・R4 在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者数：累計 1,305 人	・継続実施 累計 1,600人以上	・継続実施 累計 1,750 人以上	・継続実施 累計 1,900 人以上
	各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進			
	・在宅療養調整医師の配置(7名)	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●医療と介護の連携に向けた仕組みづくり			
	在宅療養推進協議会における多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施			
	・R4 協議会開催回数：3 回	・協議会開催回数 3 回	・協議会開催回数 3 回	・協議会開催回数 3 回
	円滑な多職種連携による、日常の療養や退院、急変時における、より良いケアの提供の推進			
	・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり	・継続実施	・継続実施	・継続実施
多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進				
・総合リハビリテーション推進センターによる実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
看取りの提供体制の検討				
・地域の医療機関等と連携した看取り提供体制の構築	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●在宅医療・ケアに関する市民啓発の推進				
・在宅医療や終末期をテーマとしたシンポジウムの開催 R5開催回数：1回	・シンポジウムの開催回数：1回 ・継続実施	・シンポジウムの開催回数：1回 ・継続実施	・シンポジウムの開催回数：1回 ・継続実施	
・リーフレット等の発行、配布				

(3) 保健・福祉人材等の育成

令和4年度川崎市高齢者実態調査では、事業を展開する上での問題点や課題として、79.8%が「人材の確保が困難」と最も回答が多い状況であり、少子高齢化の進展により、介護人材だけでなく、看護や保育の人材についても確保・定着支援が必要になっています。

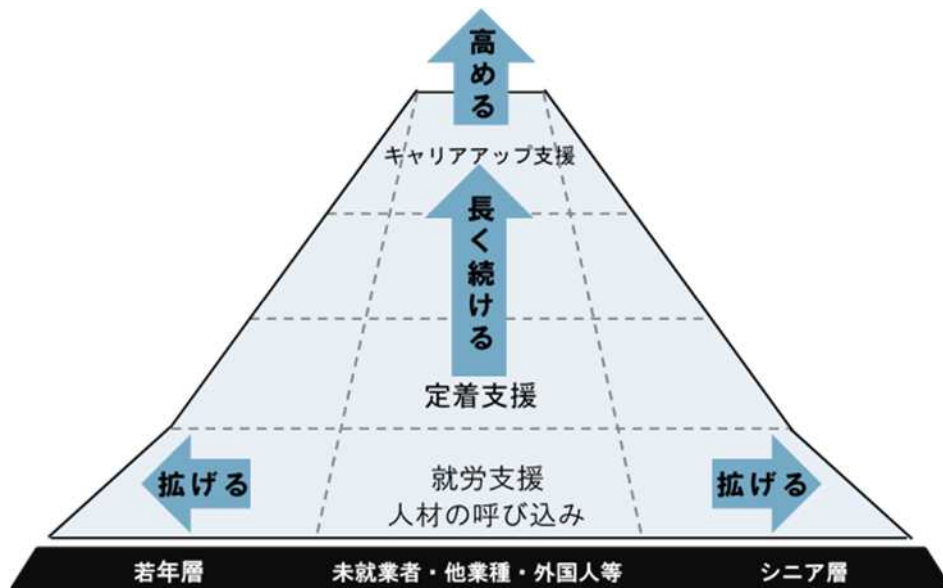
また、保健・福祉等に関する人材については、多くの事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、困難な状況にあり、事業を運営する上で課題となっています。

本市においては、地域社会における健康と福祉の向上に貢献する人材を養成することをめざし、令和4（2022）年4月に川崎市立看護大学を開学するとともに、介護人材をはじめとした①人材の呼び込み、②就労支援、③定着支援、④キャリアアップ支援を行い、人材確保に向けた取組を推進します。

【介護人材の確保に向けた取組】

取組	めざすべき姿	主要な施策
①人材の呼び込み	多様な人材の参入促進を図り、裾野を拡げる	<ul style="list-style-type: none"> 介護の魅力の情報発信による介護職のイメージアップ 家事援助など生活援助に特化した知識等の習得を目的とする研修制度の推進 市民や事業者に向け、福祉・介護に関する普及啓発の推進
②就労支援		<ul style="list-style-type: none"> 就職相談会や無料職業紹介の実施 仕事を続けたいシニア層の就労支援の推進 介護資格取得者への就労支援の実施 潜在的有資格者を掘り起こし、再就職を支援
③定着支援	長く続けられるよう定着促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員のメンタルヘルスケアの実施 介護職員の安定した雇用確保と定着支援 職場環境の改善への取組 外国人介護人材の活用や介護ロボットの導入支援
④キャリアアップ支援	専門性を高め、人材の機能分化を図る	福祉・介護従事者向けや、医療的ケアに対応した各種研修・講座等の開催
国や県の基盤整備	処遇改善加算や介護報酬改定、指針策定や基金による事業・取組の推進	

【保健・福祉人材等の確保・定着支援策（取組イメージ）】



事務事業名等	事業内容・目標			
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組みます。	●多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施 介護職員の支援による参入促進とイベントの開催等による普及啓発の実施 ・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 ・R4 イベント参加者数：106人 ・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 ・啓発イベント参加者数：350人以上 ・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 ・啓発イベント参加者数：350人以上 ・継続実施			
	●介護の仕事に就くための支援の実施 福祉人材確保に向けた就労支援 ・R4 就職相談会参加者数：150人 ・R4 介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：87人 ・外国人介護人材の受入に向けた各種研修やメンタルケア等の実施 ・就職相談会参加者数：300人以上 ・介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数96人以上 ・就職相談会参加者数：400人以上 ・介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数100人以上 ・継続実施			
	資格取得に向けた支援 ・研修受講者への補助の実施と事業所への支援の実施 ・R4 初任者研修修了者数：16人 ・R4 実務者研修修了者数：34人 ・継続実施 ・初任者研修修了者数14人以上 ・実務者研修修了者数22人以上 ・継続実施 ・初任者研修修了者数14人以上 ・実務者研修修了者数22人以上 ・継続実施			
	●介護人材の定着支援の実施 福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進 ・R4「メンタルヘルス相談窓口」による相談実績：26人 ・「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標60人以上 ・「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標60人以上 ・継続実施			
	介護ロボットの導入促進の実施 ・介護ロボットの導入支援の取組の推進 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施			
	●介護職員の安定した雇用の確保と定着に向けた取組の実施 総合研修センターにおける階層別研修の実施によるキャリアアップ支援 ・R4 研修実施回数：101回 ・研修実施回数80回以上 ・研修実施回数80回以上 ・継続実施			
	看護師確保対策事業 看護職員の充足対策として、市内医療施設等への確保・定着、潜在看護職員の再就業支援及び資質の高い看護人材の新規養成を図ります。	●看護師の養成に向けた取組の実施 ・看護師養成施設に対する運営支援 ・看護師等修学資金の貸与の実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施		
●看護職員を対象とした定着支援に向けた取組の実施 ・相談事業や研修事業を実施するナーシングセンターへの運営補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施				
●市立看護大学の安定的な運営と市域の看護力の一層の強化 ・市立看護大学開学と安定的な大学運営 ・大学院の設置認可申請 ・安定的な大学運営 ・継続実施 ・大学院の開学 ・継続実施				

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
保育士確保対策事業 保育受入枠の拡大に合わせ、さまざまな手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。	●保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> 保育士確保に関する各種事業の実施 R4参加者数：3,133人 就職マッチング等の実施 R4マッチング件数：4,031件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 参加者数：3,100人以上 マッチング件数：3,100件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 参加者数：3,100人以上 マッチング件数：3,100件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●保育士資格取得や定着に向けた支援			
	<ul style="list-style-type: none"> 保育士資格取得支援の実施 R4保育士宿舍借り上げ支援事業補助対象者数：1,967人 R4保育士修学資金貸付等補助対象者数：59人 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 補助対象者数：2,848人 補助対象者数：120人 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 補助対象者数：3,143人 補助対象者数：120人 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施

(4) 虐待への適切な対応の推進

「高齢者虐待」「障害者虐待」「児童虐待」等といった言葉が一般に知られるようになり、虐待に至る理由の1つとしての社会的孤立を防ぐことの重要性も高まっています。市民一人ひとりが予防的に取り組み、自助・互助・共助・公助の組み合わせによる対応を進めていくことが、今後さらに必要と考えられます。

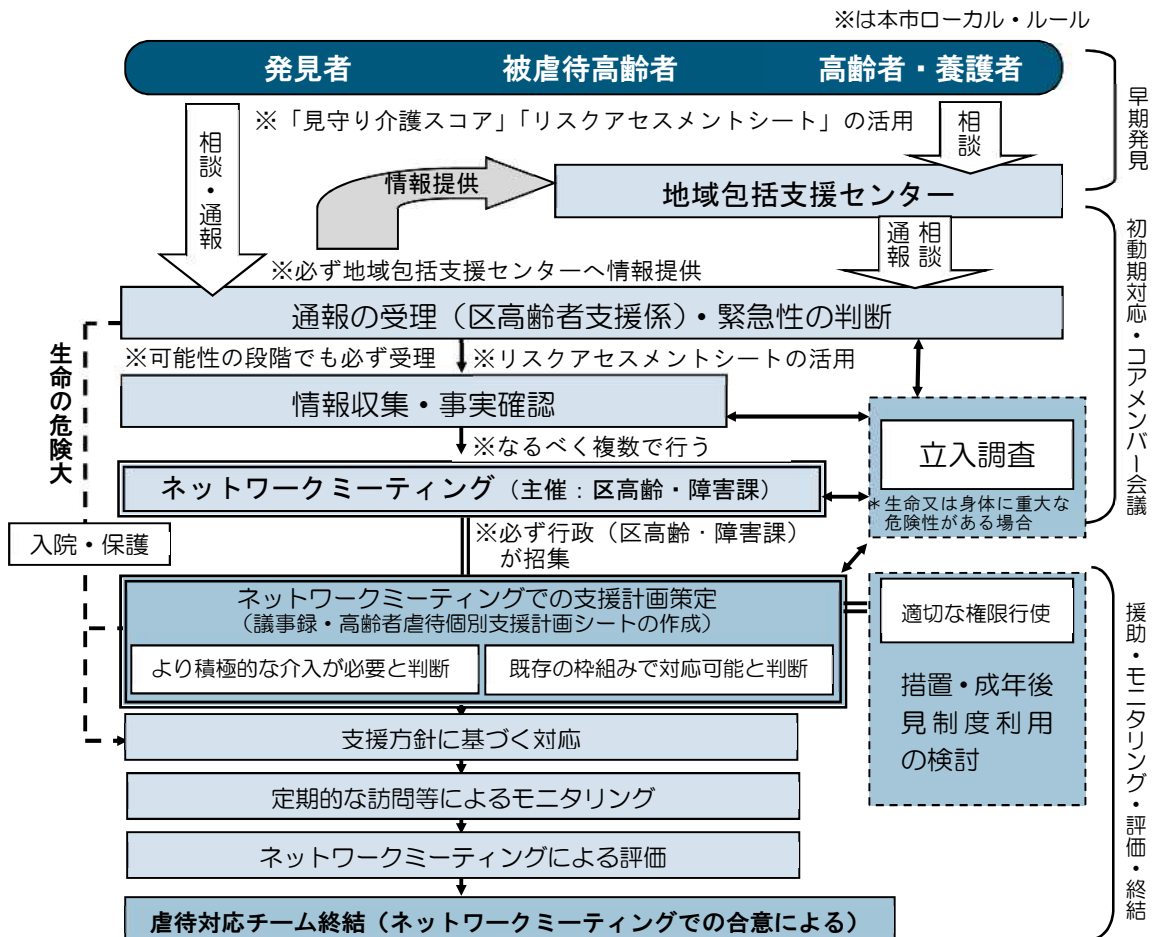
特に、子どもの健やかな成長を支えるためには、児童虐待に気づき、児童相談所、地域みまもり支援センター、関係機関等へ迷わず連絡し、家庭を支援することが必要で、そのためには地域のつながりを強めることも求められています。

高齢者や障害者についても、地域での見守りのネットワークを構築しつつ、介護者の負担感を軽減していくことが必要となっています。

また、虐待への対応については、個人情報取り扱いへの配慮が必要ですが、地域で活動されている方々が、個人情報の取り扱いについて正しく理解し、適切に取り扱うとともに相手との信頼関係を築きながら、情報共有できるようにするなど、虐待への理解を促進するよう普及に努めていきます。

早期からの予防的な取組とともに、虐待が疑われる際には、速やかな対応を図り、虐待に対する一連の対応を自助・互助・共助・公助の組み合わせにより推進していきます。

虐待に対する専門職種を中心とした対応のフロー【高齢者虐待対応のフロー】



事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5（2022～23）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
<p>高齢者虐待防止対策事業</p> <p>高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。</p>	<p>●高齢者虐待防止法に基づく適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 <p>●高齢者虐待防止に向けた各種研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> R4市職員向け虐待対応研修開催数：2回 事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施（障害者虐待防止対策事業と合同で実施） <p>●身体拘束廃止に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<p>障害者虐待防止対策事業</p> <p>障害者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。</p>	<p>●障害者虐待防止法に基づく適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 <p>●障害者虐待防止に向けた職員向け研修、事例検討会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> R4市職員向け虐待対応研修開催数：2回 事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施（高齢者虐待防止対策事業と合同で実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<p>児童虐待防止対策事業</p> <p>児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組むなど、児童家庭相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止に関する相談や普及啓発活動を行います。</p>	<p>●児童家庭相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 児童家庭相談支援に関する専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 <p>●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 検証結果を踏まえた取組の推進 <p>●児童虐待防止に関する相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止センターにおける電話相談の実施 SNSを活用した相談の実施 <p>●地域の見守り体制の構築・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 <p>●児童虐待防止普及啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R4実施数：32回 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 継続実施

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

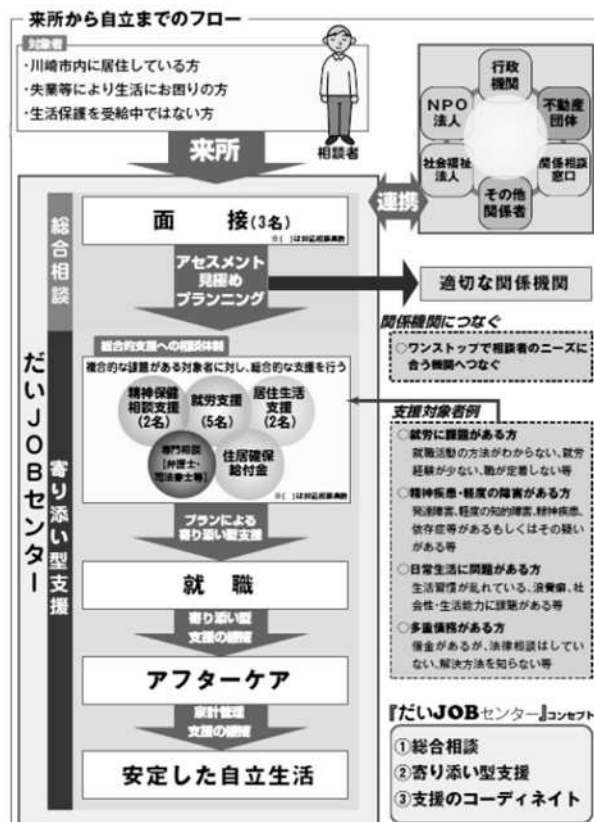
国においては、平成20(2008)年のリーマンショックによる社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者が急増する中、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27(2015)年度に生活困窮者自立支援法が施行されました。本市では、失業等により経済的に困窮した生活困窮者が、生活保護に至る前の段階で早期に支援を受け、安定した生活ができるよう「川崎市生活自立・仕事相談センター(呼称:だいJOBセンター)」を同法施行前の平成25(2013)年12月に開設し、生活困窮者の社会的経済的自立に向けた支援を行ってきました。

だいJOBセンターでは、経済的な問題だけでなく、住まいの問題、心や健康上の問題、家庭の問題など、複合的な問題を抱える生活困窮者に個別的・包括的・継続的に対応するため、本人が気づかない課題も含め洗い出しを行い、その後、利用できる支援制度の整理、各種窓口への同行や居宅訪問による必要な手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を実施しています。

また、川崎市社会福祉協議会では、コロナ禍に生活困窮世帯に対して48,000件を超える特例貸付を実施しました。令和5(2023)年から返済が開始される中で、アウトリーチによるフォローアップ支援を実施しています。

また、本市の就職に関する総合相談窓口である「キャリアサポートかわさき」では、キャリアカウンセラーによる就職相談、求職者の適性や希望に沿った求人の開拓・紹介、就職活動のノウハウを習得する就職準備セミナー等、求職者のニーズに応じた総合的な就業支援を実施しています。

【生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)の取組】



このほか、ひとり親支援として、児童扶養手当などの経済的支援を基盤としながら、生活・就労等支援の取組を進めます。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、より家庭に近い養育環境のもとで生活することができるよう里親制度の推進や児童養護施設等の運営支援など、社会的養護の推進に向けた取組を進めます。

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められることから、進学・就労に向けたきめ細かい相談支援を行うとともに、生活環境の変化に対応できるよう、施設等を退所した後も相談支援を受けることができる体制を確保するなど、自立支援に取り組めます。

さらに、再犯防止に向けて、「川崎市再犯防止推進計画」（計画期間：令和2（2020）～6（2024）年度）（35ページ参照）に基づき、本市を所管する横浜保護観察所や川崎市保護司会協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めます。

引き続き、地域の様々な機関や社会資源と連携し、困窮状態から早期に脱却できるよう様々な困難を抱えた人に対する支援の充実・強化を図ります。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
子ども・若者支援推進事業 子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進			
	・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進	・子ども・若者に関する調査の実施	・調査結果を踏まえた取組の検討	・継続実施
	●地域全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりの推進			
	課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進			
	・居場所づくりの取組実施及び今後の取組の検討、検討結果に基づく取組の推進	・検討結果に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施
地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくり				
・地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・モデル事業の実施・モデル事業の検証及び今後の取組検討、検討結果に基づく取組の推進	・検討結果に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施	
ボランティアを活用したひきこもり等児童福祉対策の実施				
・継続実施 個別支援活動参加人数：95人以上 集団支援活動参加人数：82人以上	・継続実施 個別支援活動参加人数：95人以上 集団支援活動参加人数：82人以上	・継続実施 個別支援活動参加人数：95人以上 集団支援活動参加人数：82人以上	・継続実施	
里親制度推進事業 家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。	●里親制度の普及・啓発活動の推進			
	・里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 R4開催回数：13回	・開催回数 11回以上	・開催回数 11回以上	・継続実施
	●里親養育技術向上のための研修会等の実施			
	・R4開催回数：9回	・開催回数3回以上	・開催回数3回以上	・継続実施
	●家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施			
・R4登録世帯数：93世帯	・登録世帯数 93世帯以上	・登録世帯数 94世帯以上	・継続実施	
●NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施				
・NPO法人、当事者団体、学校、保育所、児童養護施設等と連携した事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
児童養護施設等運営事業 児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。	●児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進			
	・要保護児童への支援の実施 3施設合計7か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進			
	・家庭に近い環境での支援の実施 3施設合計12か所	・整備推進	・継続実施	・継続実施
●社会的自立に向けた支援等の実施				
・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習・進学等に関する支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
更生保護事業 犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	●保護司会等、更生保護関係団体への支援			
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●社会を明るくする運動の実施			
・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●再犯の防止に向けた取組の推進				
・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和4～5（2022～23）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
雇用労働対策・就業支援事業 若年無業者や女性再就職、就職氷河期世代などの就業等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の確保や活躍等の支援を行います。	●「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進			
	・求職者のニーズに応じた就業支援の実施 ・R4就職決定者数：489人	・継続実施 ・就職決定者数：495人以上	・継続実施 ・就職決定者数：495人以上	・継続実施
	●「コネクションスカワさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者等の職業的自立支援の推進			
	・個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●労働者の問題解決に向けた労働相談への対応			
・専門相談員による労働相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●若者、女性、高齢者、障害者及び就職氷河期世代など多様な人材と市内企業との体験・マッチング機会の創出				
・就業支援と連携した多様な人材の確保や活躍等の支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。さらに、ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化していきます。

また、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づく「川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、学校や事業主、地域住民等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指すという基本理念のもと、自殺対策を推進しています。令和6（2024）年3月には新たに第4次計画を策定し、計画に基づき、自殺の実態を把握し、多様な主体と連携を図り、適切な医療を提供する体制の整備や、自殺未遂者及びその家族に対する支援、遺族等に対する支援等を推進していきます。

事務事業名等	事業内容・目標			
	令和4～5（2022～23）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
ひきこもり地域支援事業 広くひきこもり状態にある方や家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを構築しながら適切な支援機関へつなぐ相談支援に取り組みます。	●ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 ・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施			
	●ひきこもり支援ネットワークの構築 ・R4ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数：7回（幹事会等含む） ・ネットワークの構築に向けた取組の推進 ・ネットワークの構築に向けた取組の推進 ・継続実施			
	●ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施 ・R4ひきこもりに関する市民向け講演会の開催回数：1回 ・開催回数：1回 ・R4ひきこもりに関する研修の開催回数：1回 ・開催回数：1回 ・開催回数：1回 ・継続実施			
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。	●自殺の防止等に関する市民の理解の増進 ・自殺対策に関連する情報収集と効果的な普及啓発の推進 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施			
	●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成 ・ゲートキーパーの養成と地域の関係機関等との連携強化及び相互連携の推進 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・R4ゲートキーパー講座開催回数：15回 ・ゲートキーパー講座開催回数：6回 ・ゲートキーパー講座開催回数：6回			
	●自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実 ・自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 ・研究機関等と連携した自殺の実態分析と対策の検討・実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施			
	●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 ・「第4次自殺対策総合推進計画」の策定（R5） ・計画に基づく取組の実施 ・継続実施 ・継続実施			

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

多様な主体の協働・連携による地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政を中心として、地域包括ケアシステムの構築に向けた目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かってより効果的に機能できるような地域をマネジメントする仕組みづくりを進めます。

また、少子高齢化の進展や家族・地域の変容により複雑化・多様化する地域住民の困りごと・生きづらさに対応するための仕組みづくりを推進します。

そのため、(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり、(2) 社会福祉協議会との協働・連携、(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築に取り組みます。

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

地域で生活する上では、既存制度の対象にはならない問題を抱えることや、家族形態の変化等に伴って複雑化・複合化する問題を抱えることもあります。そうした問題に対しては、地域全体で支え合い、それぞれの問題に対して必要な支援を包括的に提供する必要があります。

地域住民だけでなく地域の多様な主体が自分事として参画し、分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの生きがいをつくっていくことが求められています。

そのため、国における地域共生社会の実現(32ページ、第2章3(1)参照)や、それを受けた本市の包括的な支援体制づくりの推進(54ページ、第3章2(4)参照)の趣旨を踏まえ、包括的な相談支援ネットワークの充実(97ページ、第4章4(1)参照)と合わせて、区役所地域みまもり支援センター等による、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを通じて、多様な主体と連携して地域課題の解決を図り、地域の実情に応じた「個別支援の強化」と「地域力の向上」に向けた取組を推進します。

また、こうした一連の取組の中で、今後ますます多様化する高齢者をはじめとした住民の生活支援ニーズ等に対応するため、地域密着型サービス事業所等に生活支援コーディネーターを配置する取組を併せて進めます。

これらの包括的な支援を通じて、持続可能な地域社会をめざし、誰ひとり取り残さない支援体制を構築していきます。

① 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）の取組

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域みまもり支援センターにおいて、個別支援の充実と地域力の向上を図るため、地域課題の把握を進めています。

また、地域課題の解決に向けて、行政内部においても、保健福祉部門だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯教育部門などと連携した取組が求められていることから、医療・保健・福祉（介護）に関する専門職種、住民等との課題や地域の将来像の共有を図り、お互いに資源情報を持ち寄り、課題の優先順位を考慮しながら、地域のマネジメント機能を強化していくことをめざしています。

こうした取組を着実に推進するため、地域みまもり支援センターにおいても、PDCAサイクルの中で着実なマネジメント機能の充実を図ります。

② 各区における「地区カルテ」の作成（51 ページ参照）

地域みまもり支援センターにおいては、「自助」とともに、「互助」の仕組みづくりにつなげていく取組を進めることが必要という認識のもと、住民と、(ア) 小地域ごとに基本的な統計データや地域資源情報を共有し、(イ) 地域課題について話し合い、合意形成を図り、(ウ) 課題解決のための取組を進めることが必要と考えます。

そのため、まずは、住まい・生活支援・医療・介護・予防などの地域課題における必要な情報を行政内部で継続して共有できる仕組みづくりを進め、必要な小地域ごとの統計データや地域資源情報を整理したものを「地区カルテ」と位置付け、これにより、地域課題を把握していくための資料とします。

さらに、こうした過程の中で把握される地域課題について、関連する行政計画の策定に際して、今後の施策展開の方向性を定める視点として整理していきます。

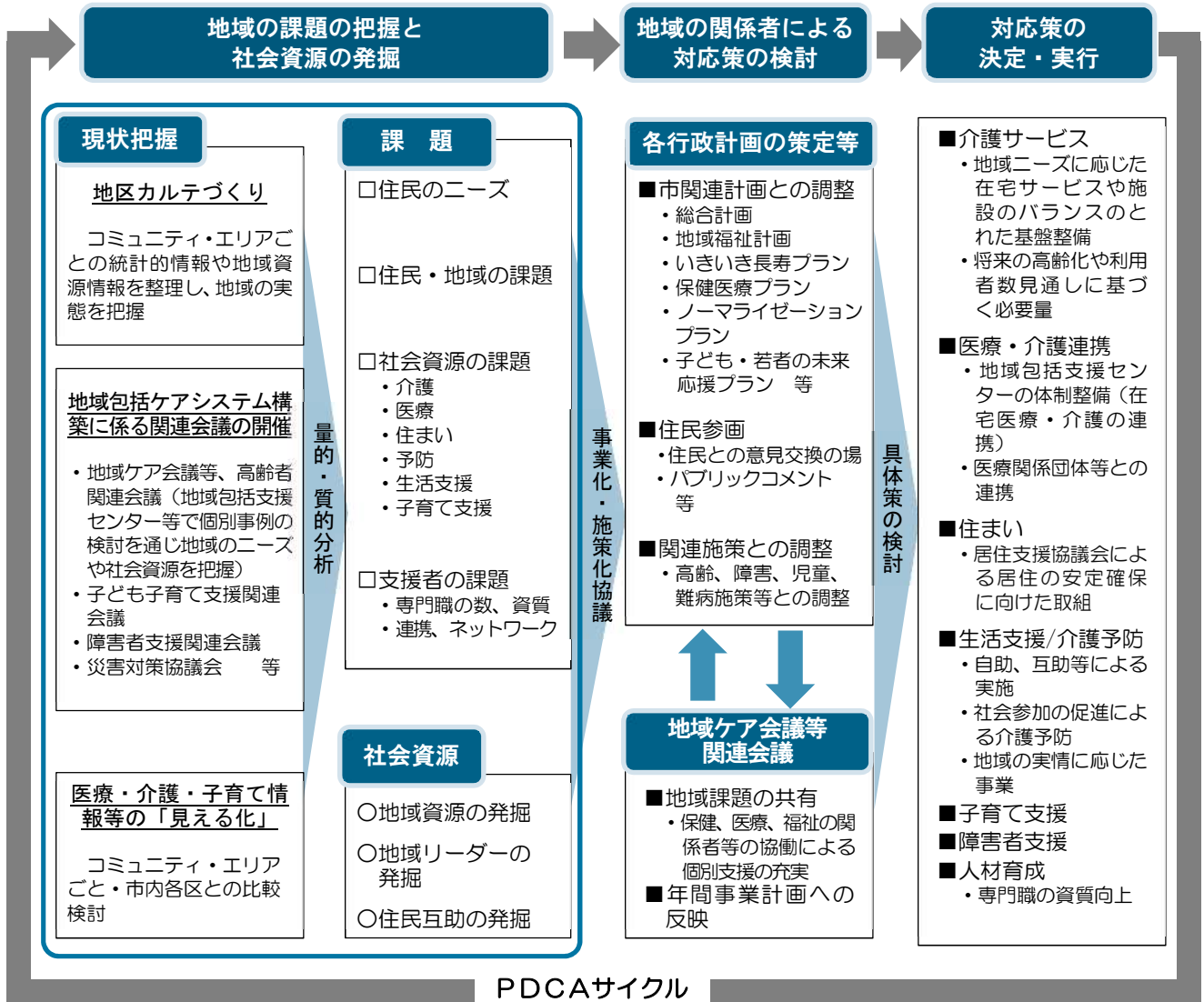
③ 各区における地域マネジメントに向けた取組

「地区カルテ」については、各区において、基本的な地域情報については、44 の地域ケア圏域ごとに整理しますが、小地域の単位については、これに捉われず、地域の実情に応じて、地域住民との地域課題に関する合意形成・取組の推進に向けた考え方を考慮して、働きかける範囲を設定していくこととします。

各区において、小地域ごとに「地区カルテ」を作成し、地域住民と継続的に検討の場を持ちながら、地域づくりに向けた働きかけの手法の検討を進め、自助・互助・共助・公助の役割分担による市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりを進めます。

こうした取組は、本市が進める地域包括ケアシステムの構築に向けた1つの方策と考えられるため、本市の地域福祉の向上に向けた施策展開の中でも、地域マネジメントによる地域づくりの取組を活かしながら、関連する施策の展開を図っていきます。次の表では、PDCAサイクルによる「地域づくりに向けた取組イメージ」をまとめています。

【地域づくりに向けた取組イメージ】



事務事業名等	現状		事業内容・目標		
	令和4～5 (2022～23) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
地域福祉計画推進事業 地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年ごとに計画を見直します。	●「川崎市地域福祉計画」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施				
	● R5 計画の策定	● 第7期計画に基づく取組の推進	● 継続実施	● 継続実施	
社会福祉審議会の運営 社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。	●地域福祉実態調査の実施及び分析				
	● 調査結果の分析		● 調査の実施		
	●社会福祉審議会の開催・運営				
	● R5開催数：1回	● 継続実施	● 継続実施	● R8開催数：1回	
●各分科会の適正な実施					
	● 地域福祉専門分科会 R5：4回開催	● 1回開催	● 1回開催	● 継続実施	
●社会福祉審議会改選（3年ごと）					
	● R5改選	● 継続実施	● 継続実施	● 改選	

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

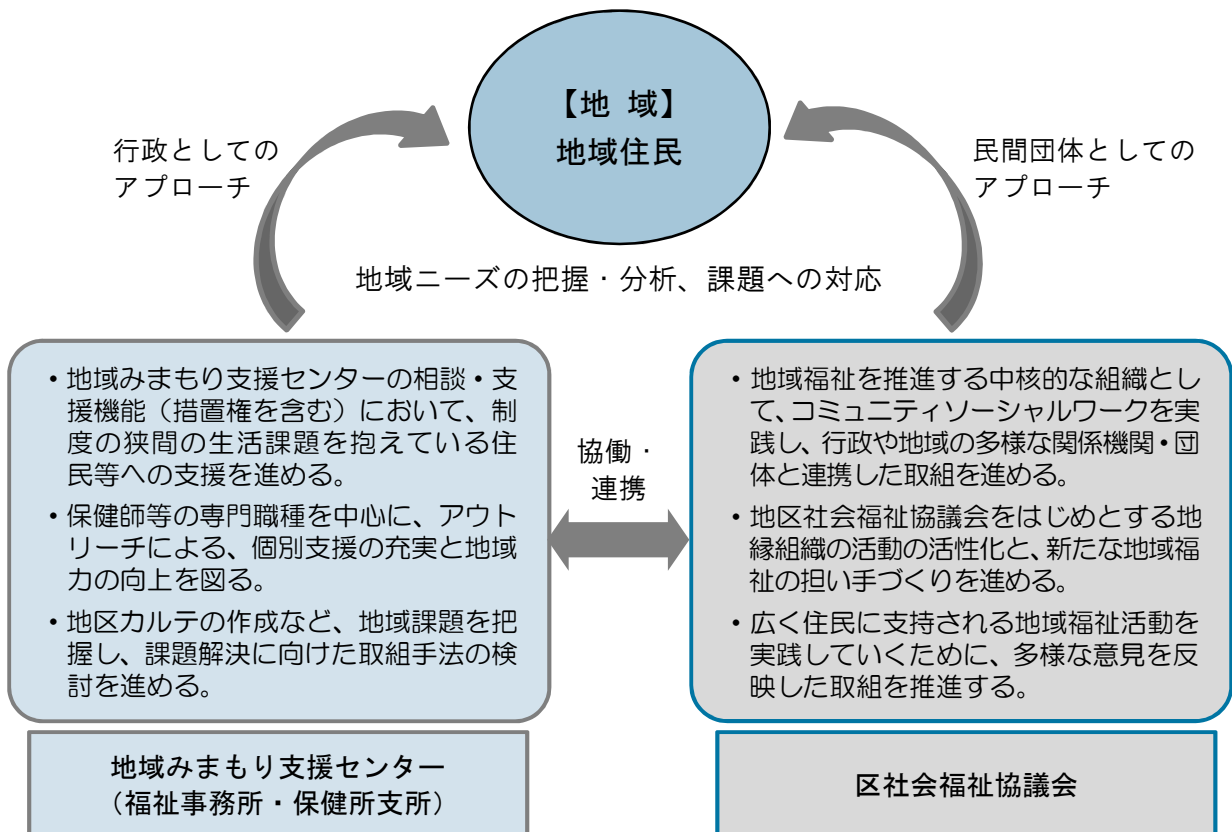
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**」で、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織とされています。

一般に、社会福祉協議会は、地域の生活者が抱える様々なニーズを掘り起こし、生活者相互の自治的活動を結び付け、地域での問題解決の力を組織化し、共通する課題にまとめあげるとともに、こうした組織化を基礎として、地域社会と行政の中間媒介組織として、課題の実現に向けて調整を図っていく機能を担っています。また、住民主体を基本として、地域社会の組織化や住民ニーズに応えるコミュニティソーシャルワークを展開することをめざしています。

こうしたことから、社会福祉協議会と行政が緊密な協働・連携を図ることが、地域福祉の向上に必要と考えられます。

また、政令指定都市である本市においては、市民に最も身近な窓口は、区役所であり、区社会福祉協議会であるので、両者における協働・連携を基礎に、その目的をより効果的に達成できるよう、本市と川崎市社会福祉協議会の協働・連携を推進します。

【地域との協働・連携のイメージ】



事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
社会福祉協議会との協働・連携 地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。	●社会福祉協議会の支援、連携			
	・地域福祉の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ボランティア活動振興センターの支援			
	・ボランティア等とのコーディネート ・福祉教育の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

本市がめざす、すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築による地域生活課題の解決に向けては、福祉分野に留まらず、広範囲な施策領域と連携を進めていくことが求められており、本市においては、これに先立ち、これまでも行政施策全般の連携による「地域包括ケアシステム」構築をめざしてきました。

具体的には、保健・医療・福祉（介護）だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯学習部門など、幅広い行政施策領域で部局横断的に連携して取組を推進していくため、市長、副市長、各局区の幹部職員による「川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議」を開催し、庁内での情報共有を図るとともに、各部署においても、地域包括ケアシステム構築に関わる取組を我が事として推進していくことの意識づくりを進めています。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和4～5(2022～23)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議 庁内における施策の調整を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	●総合的な施策展開に向けた連携体制づくり			
	・推進本部会議の開催 R4 開催数：2回	・継続実施	・継続実施	・継続実施

